

十四 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）

改正案	現行
<p>（取締役等の適格性等）</p> <p>第七条の二 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。</p> <p>一 銀行の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、銀行の常務に従事する取締役及び執行役） 銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験</p> <p>二 銀行の監査役 銀行の取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験</p> <p>三 銀行の監査委員 銀行の執行役及び取締役（会計参与設置会社にあつては、執行役、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する者を含む。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の</p> <p>2～4（略）</p> <p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第十三条 銀行の同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の額は、政令で定める区分ごとに、当該銀行の自己</p>	<p>（取締役等の適格性等）</p> <p>第七条の二 銀行の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）は、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第十三条 銀行の同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（信用の供与又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の額は、政令で定める区分ごとに、当該銀行の自己</p>

額は、政令で定める区分ごとに、当該銀行の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割（二以上の株式会社又は合同会社が共同してする新設分割をいう。第十六条の三第四項第四号及び第五十二条の二十二第一項において同じ。）若しくは吸収分割をし、又は事業を譲り受けたことにより銀行の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 (略)

3 前二項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。

一 国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等

二 信用の供与等を行う銀行又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等

4 (略)

5 いかなる名義をもつてするかを問わず、又はいかなる方法をもつてするかを問わず、銀行又はその子会社等が第一項本文又は第二項前段の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行った場合であつ

資本の額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割（二以上の株式会社又は合同会社が共同してする新設分割をいう。第十六条の三第四項第四号及び第五十二条の二十二第一項において同じ。）若しくは吸収分割をし、又は事業を譲り受けたことにより銀行の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 (略)

3 前二項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等については、適用しない。

4 (略)

(新設)

て、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、銀行又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、これらの規定を適用する。

6 | (略)

(銀行の子会社の範囲等)

第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一～十 (略)

十一 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該銀行、その子会社（第一号から第二号の二まで及び第七号に掲げる会社に限る。第十項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）

イ～ト (略)

十二 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該銀行又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次号並びに次条第七項及び第八項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していない

5 | (略)

(銀行の子会社の範囲等)

第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一～十 (略)

十一 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該銀行、その子会社（第一号から第二号の二まで及び第七号に掲げる会社に限る。第七項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）

イ～ト (略)

十二 新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該銀行又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次条第七項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第

ものに限る。)

十二の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社(次条第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。)にあつては、当該会社の議決権を、当該銀行又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。)

十三 前各号及び次号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

十四 前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの(当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜五 (略)

六 証券子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社

イ (略)

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十三号又は第十四号に掲げる会社

一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。)

(新設)

十三 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

(新設)

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜五 (略)

六 証券子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社

イ (略)

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十三号に掲げる持株会社

ハ (略)

七 保険子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社

イ (略)

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十三号又は第十四号に掲げる会社

ハ (略)

八 信託子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社

イ・ロ (略)

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第十三号又は第十四号に掲げる会社

二 (略)

3 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、銀行又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得、銀行又はその子会社による同項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由により当該銀行の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行は、その子会社となつた会社が当該事由(当該銀行又はその子会社による同項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由を除く。)の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4 第一項の規定は、銀行が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている同項第七号から第十一号までに掲げる会社(同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。第六項において同

ハ (略)

七 保険子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社

イ (略)

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十三号に掲げる持株会社

ハ (略)

八 信託子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社

イ・ロ (略)

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第十三号に掲げる持株会社

二 (略)

3 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、銀行又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により当該銀行の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

(新設)

じ。 ) 又は特例対象持株会社 ( 持株会社 ( 子会社対象会社を子会社として  
いる会社に限る。 ) 又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは  
持株会社に類似するもの ( 子会社対象会社を子会社として  
いるもの ) 限り、持株会社を除く。 ) をいう。第六項において同じ。 ) を子  
会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする  
場合には、適用しない。ただし、当該銀行は、当該子会社対象会社以外  
の外国の会社が子会社となつた日から五年を経過する日までに当該子  
会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講  
じなければならぬ。

5

銀行は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が  
到来する場合には、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の  
会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けて、  
一年を限り、これらの期限を延長することができる。

(新設)

6

内閣総理大臣は、銀行につき次の各号のいずれかに該当する場合には限り、  
前項の承認をするものとする。

(新設)

一 当該銀行が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社  
又は当該会社を子会社としている第一項第七号から第十一号までに掲げる  
会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の  
金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限  
までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社が子会社  
でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得  
ない事情があると認められる。

2917。

二 当該銀行が子会社とした第一項第七号から第十一号までに掲げる会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該銀行がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

7| 銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十一号まで、第十三号又は第十四号に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第十項において同じ。）又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下この条及び次条第四項第一号において「子会社対象銀行等」という。）を子会社としようとするときは、第三十条第一項から第三項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五条第一項（認可）の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

8| (略)

9| 第七項の規定は、銀行が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

4| 銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十一号まで又は第十三号に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第七項において同じ。）又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下この条及び次条第四項第一号において「子会社対象銀行等」という。）を子会社としようとするときは、第三十条第一項から第三項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五条第一項（認可）の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5| (略)

6| 第四項の規定は、銀行が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

10| 第一項第十一号又は第七項の場合において、会社が主として銀行、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの又は銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

11| (略)

(銀行等による議決権の取得等の制限)

第十六条の三 銀行又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第六号まで、第十一号、第十二号の二及び第十三号に掲げる会社（同項第十二号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社を除く。以下この条において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2・3 (略)

4 銀行又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に保有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、内閣総理大臣は、銀行又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有することとなるときは、当該各号に規定す

7| 第一項第十一号又は第四項の場合において、会社が主として銀行、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの又は銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

8| (略)

(銀行等による議決権の取得等の制限)

第十六条の三 銀行又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第六号まで、第十一号及び第十三号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2・3 (略)

4 銀行又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に保有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、内閣総理大臣は、銀行又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有することとなるときは、当該各号に規定す

る認可（第四号に該当する場合には、免許。次項において同じ。）  
をしてはならない。

一 前条第七項の認可を受けて当該銀行が子会社対象銀行等を子会社としたとき（内閣府令で定める場合に限る。）その子会社とした日

二 第三十条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項（認可）の認可を受けて当該銀行が合併により設立されたとき。その設立された日

三 当該銀行が第三十条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項（認可）の認可を受けて合併をしたとき（当該銀行が存続する場合に限る。）その合併をした日

四 第三十条第二項の認可を受けて共同新設分割により設立された会社が第四条第一項の免許を受けて当該銀行になったとき。その免許を受けた日

五 当該銀行が第三十条第二項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したとき（内閣府令で定める場合に限る。）その吸収分割をした日

六 当該銀行が第三十条第三項の認可を受けて事業の譲受けをしたとき（内閣府令で定める場合に限る。）その事業の譲受けをした日

5・6（略）

7 前各項の場合において、前条第一項第十二号に掲げる会社又は特別事業再生会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は

る認可（第四号に該当する場合には、免許。次項において同じ。）  
をしてはならない。

一 前条第四項の認可を受けて当該銀行が子会社対象銀行等を子会社としたとき（内閣府令で定める場合に限る。）その子会社とした日

二 第三十条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項（認可）の認可を受けて当該銀行が合併により設立されたとき。その設立された日

三 当該銀行が第三十条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項（認可）の認可を受けて合併をしたとき（当該銀行が存続する場合に限る。）その合併をした日

四 第三十条第二項の認可を受けて共同新設分割により設立された会社が第四条第一項の免許を受けて当該銀行になったとき。その免許を受けた日

五 当該銀行が第三十条第二項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したとき（内閣府令で定める場合に限る。）その吸収分割をした日

六 当該銀行が第三十条第三項の認可を受けて事業の譲受けをしたとき（内閣府令で定める場合に限る。）その事業の譲受けをした日

5・6（略）

7 前各項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社

、銀行の子会社に該当しないものとみなす。

8 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該銀行又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）及び前条第一項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社（当該銀行の子会社であるものに限る。）と内閣府令で定める特殊の関係のある会社をいう。

9 第二条第十一項の規定は、第一項から第七項までの場合において銀行又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

（報告又は資料の提出）

第二十四条（略）

2 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行の子法人等（子会社その他銀行がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。次項、次条第二項及び第五項並びに第四十七条第二項において同じ。）又は当該銀行から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含み、前項の銀行代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に対し、当該銀行の業務又

として内閣府令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、銀行の子会社に該当しないものとみなす。

（新設）

8 第二条第十一項の規定は、前各項の場合において銀行又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

（報告又は資料の提出）

第二十四条（略）

2 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行の子法人等（子会社その他銀行がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。次項、次条第二項及び第五項並びに第四十七条第二項において同じ。）又は当該銀行から業務の委託を受けた者（前項の銀行代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に対し、当該銀行の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができ

は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 (略)

(免許の取消し等)

第二十七条 内閣総理大臣は、銀行が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行に対し、その業務の全部若しくは一部の停止若しくは取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人の解任を命じ、又は第四条第一項の免許を取り消すことができる。

(外国銀行の免許等)

第四十七条 (略)

2 前項の規定により、外国銀行が第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたときは、その主たる外国銀行支店及び当該外国銀行の日本における他の支店その他の営業所（以下この章において「従たる外国銀行支店」という。）（以下この章において「外国銀行支店」と総称する。）を一の銀行とみなし、当該外国銀行の日本における代表者を当該一の銀行とみなされた外国銀行支店の取締役とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第四条の二、第五条、第六条、第七条の二第四項、第八条、第十三条第二項及び第四項、第十四条第二項、第二章の二、第十八条、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条、第二十三条、第二十四条

る。

3 (略)

(免許の取消し等)

第二十七条 内閣総理大臣は、銀行が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行に対し、その業務の全部若しくは一部の停止若しくは取締役、執行役、会計参与若しくは監査役の解任を命じ、又は第四条第一項の免許を取り消すことができる。

(外国銀行の免許等)

第四十七条 (略)

2 前項の規定により、外国銀行が第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたときは、その主たる外国銀行支店及び当該外国銀行の日本における他の支店その他の営業所（以下この章において「従たる外国銀行支店」という。）（以下この章において「外国銀行支店」と総称する。）を一の銀行とみなし、当該外国銀行の日本における代表者を当該一の銀行とみなされた外国銀行支店の取締役とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第四条の二、第五条、第六条、第七条の二第四項、第八条、第十三条第二項及び第四項、第十四条第二項、第二章の二、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条、第二十三条、第二十四条第二項及び

第二項及び第三項（これらの規定中子法人等に係る部分に限る。）  
、第二十五条第二項及び第五項（これらの規定中子法人等に係る部分に限る。）  
、第三十条第一項及び第二項、第三十二条から第三十三条の二まで、第三十六条（会社分割に係る部分に限る。）  
、第三十七条第一項第二号及び第三号、第三十九条、第四十条、第四十一条第二号（会社分割に係る部分に限る。）  
及び第三号、第四十三号、第四十四条、第七章の三、第五十三条第一項（第一号、第五号及び第八号を除く。）  
、第二項、第三項及び第五項、第五十五条第二項及び第三項、第五十六条第五号から第九号まで、第五十七条並びに第五十七条の二第二項の規定を除く。

3・4（略）

（外国銀行支店の資本金に対応する資産の国内保有）

第四十七条の二 外国銀行支店は、常時、政令で定めるところにより、十億円を下回らない範囲内において政令で定める額以上の資本金に対応する資産を国内において保有していなければならない。

第四十七条の三（略）

（外国銀行支店の清算）

第五十一条（略）

2（略）

3 会社法第四百七十六条（清算株式会社の能力）、第二編第九章第

第三項（これらの規定中子法人等に係る部分に限る。）  
、第二十五条第二項及び第五項（これらの規定中子法人等に係る部分に限る。）  
、第三十条第一項及び第二項、第三十二条から第三十三条の二まで、第三十六条（会社分割に係る部分に限る。）  
、第三十七条第一項第二号及び第三号、第三十九条、第四十条、第四十一条第二号（会社分割に係る部分に限る。）  
及び第三号、第四十三号、第四十四条、第七章の三、第五十三条第一項（第一号、第五号及び第八号を除く。）  
、第二項、第三項及び第五項、第五十五条第二項及び第三項、第五十六条第五号から第九号まで、第五十七条並びに第五十七条の二第二項の規定を除く。

3・4（略）

（新設）

第四十七条の二（略）

（外国銀行支店の清算）

第五十一条（略）

2（略）

3 会社法第四百七十六条（清算株式会社の能力）、第二編第九章第

一節第二款（清算株式会社の機関）、第四百九十二条（財産目録等の作成等）、同節第四款（債務の弁済等）、第五百八条（帳簿資料の保存）、同章第二節（第五百十条、第五百十一条及び第五百十四条を除く。）（特別清算）、第七編第三章第一節（総則）及び第三節（特別清算の手續に関する特則）並びに第九百三十八条第一項から第五項まで（特別清算に関する裁判による登記の嘱託）の規定は、その性質上許されないものを除き、第一項の規定による日本にある外国銀行支店の財産についての清算について準用する。

4・5（略）

（外国銀行の免許に関する特例）

第五十二条の二の二 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める業務（第十条第一項第一号又は第三号に掲げる業務に限る。）については、第四条第一項及び第四十七条第一項の規定は、適用しない。

一・二（略）

三 信用金庫連合会が、信用金庫法第五十四条の二第二項（外国銀行代理業務に係る認可等）の規定による届出をして外国銀行代理業務（同項に規定する外国銀行代理業務をいう。）を営んでいる場合 当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行（同条第一項に規定する所属外国銀行をいう。）の当該外国銀行代理業務に係る業務

四 農林中央金庫が、農林中央金庫法第五十九条の四第二項（外国

一節第二款（清算株式会社の機関）、第四百九十二条（財産目録等の作成等）、同節第四款（債務の弁済等）及び第五百八条（帳簿資料の保存）の規定並びに同章第二節（第五百十条、第五百十一条及び第五百十四条を除く。）（特別清算）の規定は、その性質上許されないものを除き、第一項の規定による日本にある外国銀行支店の財産についての清算について準用する。

4・5（略）

（外国銀行の免許に関する特例）

第五十二条の二の二 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める業務（第十条第一項第一号又は第三号に掲げる業務に限る。）については、第四条第一項及び第四十七条第一項の規定は、適用しない。

一・二（略）

三 信用金庫連合会が、信用金庫法第五十四条の二（外国銀行代理業務に係る届出）の規定による届出をして外国銀行代理業務（同条に規定する外国銀行代理業務をいう。）を営んでいる場合 当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行（同条に規定する所属外国銀行をいう。）の当該外国銀行代理業務に係る業務

四 農林中央金庫が、農林中央金庫法第五十九条の四（外国銀行代

銀行代理業務に係る認可等」の規定による届出をして外国銀行代理業務（同条第一項に規定する外国銀行代理業務をいう。）を営んでいる場合、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行（同条第一項に規定する所属外国銀行をいう。）の当該外国銀行代理業務に係る業務

（銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等）

第五十二条の二十二 銀行持株会社又はその子会社等（当該銀行持株会社の子会社（内閣府令で定める会社を除く。）その他の当該銀行持株会社と内閣府令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）の同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「銀行持株会社に係る信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割若しくは吸収分割をし、又は営業を譲り受けたことにより銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が合算して銀行持株会社に係る信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、

理業務に係る届出」の規定による届出をして外国銀行代理業務（同条に規定する外国銀行代理業務をいう。）を営んでいる場合、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行（同条に規定する所属外国銀行をいう。）の当該外国銀行代理業務に係る業務

（銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等）

第五十二条の二十二 銀行持株会社又はその子会社等（当該銀行持株会社の子会社（内閣府令で定める会社を除く。）その他の当該銀行持株会社と内閣府令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）の同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（信用の供与又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「銀行持株会社に係る信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割若しくは吸収分割をし、又は営業を譲り受けたことにより銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が合算して銀行持株会社に係る信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

この限りでない。

2| 前項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。

一| 国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等

二| 信用の供与等を行う銀行持株会社又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等

3| (略)

4| いかなる名義をもつてするかを問わず、又はいかなる方法をもつてするかを問わず、銀行持株会社又はその子会社等が第一項本文の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行った場合であつて、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、銀行持株会社又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、同項本文の規定を適用する。

5| 前各項に定めるもののほか、信用の供与等の額、第一項に規定する自己資本の純合計額及び銀行持株会社に係る信用供与等限度額の計算方法その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

2| 前項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等については、適用しない。

3| (略)  
(新設)

4| 前三項に定めるもののほか、信用の供与等の額、第一項に規定する自己資本の純合計額及び銀行持株会社に係る信用供与等限度額の計算方法その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五十二条の二十三 銀行持株会社は、銀行及び次に掲げる会社（以下この条及び次条第二項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一〇九（略）

十 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあっては、主として当該銀行持株会社、その子会社（銀行並びに第一号、第一号の二及び第六号に掲げる会社に限る。第九項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

イ・ロ（略）

十一 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、銀行持株会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次号並びに第五十二条の二十四第七項及び第八項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

十一の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（第五十二条の二十四第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあっては、当該会社の議決権を、銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、

第五十二条の二十三 銀行持株会社は、銀行及び次に掲げる会社（以下この条及び次条第二項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一〇九（略）

十 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあっては、主として当該銀行持株会社、その子会社（銀行並びに第一号、第一号の二及び第六号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

イ・ロ（略）

十一 新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、銀行持株会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（第五十二条の二十四第七項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

（新設）

同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。)

十二 銀行又は前各号及び次号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

十三 銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの(当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、銀行持株会社又はその子会社の担保権の執行による株式等の取得、銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由により当該銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、その子会社となつた会社が当該事由(当該銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由を除く。)の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

3 第一項の規定は、銀行持株会社が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている同項第六号から第十号までに掲げる会社(同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。第五項において同じ。)又は特例対象持株会社(持株会社(子会社対象会社を

十二 銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

(新設)

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、銀行持株会社又はその子会社の担保権の執行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により当該銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

(新設)

子会社としている会社に限る。)又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの(子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。)をいう。第五項において同じ。)を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、当該子会社対象会社以外の外国の会社の子会社となつた日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4 銀行持株会社は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合には、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けて、一年を限り、これらの期限を延長することができる。

5 内閣総理大臣は、銀行持株会社につき次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。

一 当該銀行持株会社が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を子会社としている第一項第六号から第十号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認

(新設)

(新設)

められること。

二 当該銀行持株会社が子会社とした第一項第六号から第十号までに掲げる会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該銀行持株会社がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があること認められること。

6 銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、銀行又は第一項第一号から第十号まで、第十二号若しくは第十三号に掲げる会社（従属業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。）（以下この条及び第五十二條の二十四第四項第四号において「子会社対象銀行等」という。）を子会社としようとするときは、第五十二條の三十五第一項から第三項までの規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

7 (略)

8 第六項の規定は、銀行持株会社が、その子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

9 第一項第十号又は第六項の場合において、会社が主として銀行持

3 銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、銀行又は第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社（従属業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。）（以下この条及び第五十二條の二十四第四項第四号において「子会社対象銀行等」という。）を子会社としようとするときは、第五十二條の三十五第一項から第三項までの規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 (略)

5 第三項の規定は、銀行持株会社が、その子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

6 第一項第十号又は第三項の場合において、会社が主として銀行持

株式会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの又は銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

(銀行持株会社の子会社の範囲等の特例)

第五十二条の二十三の二 銀行持株会社は、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる会社（以下「特例子会社対象会社」という。）を子会社（当該銀行持株会社の子会社である銀行の子会社を除く。以下「持株特定子会社」という。）とすることができる。

一 特例子会社対象業務を専ら営む会社（次に掲げる会社を除く。）

イ (略)

ロ 前条第一項第十一号及び第十一号の二に掲げる会社

二 前条第一項各号（第十一号及び第十一号の二を除く。）に掲げる会社が営むことができる業務及び特例子会社対象業務を専ら営む会社（前号ロに掲げる会社を除く。）

2 前項各号の「特例子会社対象業務」とは、子会社対象会社（前条第一項第十一号及び第十一号の二に掲げる会社を除く。）が営むことができる業務（従属業務を除く。以下この項において「特定業務」という。）以外の業務であつて、第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引に係る同号に規定する商品の売買その他の特定業務に準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。

3・4 (略)

株式会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの又は銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

(銀行持株会社の子会社の範囲等の特例)

第五十二条の二十三の二 銀行持株会社は、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる会社（以下「特例子会社対象会社」という。）を子会社（当該銀行持株会社の子会社である銀行の子会社を除く。以下「持株特定子会社」という。）とすることができる。

一 特例子会社対象業務を専ら営む会社（次に掲げる会社を除く。）

イ (略)

ロ 前条第一項第十一号に掲げる会社

二 前条第一項各号（第十一号を除く。）に掲げる会社が営むことができる業務及び特例子会社対象業務を専ら営む会社（前号ロに掲げる会社を除く。）

2 前項各号の「特例子会社対象業務」とは、子会社対象会社（前条第一項第十一号に掲げる会社を除く。）が営むことができる業務（従属業務を除く。以下この項において「特定業務」という。）以外の業務であつて、第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引に係る同号に規定する商品の売買その他の特定業務に準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。

3・4 (略)

5 第三項の規定は、特例子会社対象会社が、前条第七項に規定する内閣府令で定める事由により銀行持株会社の持株特定子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、その持株特定子会社となつた特例子会社対象会社を引き続き持株特定子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該特例子会社対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに持株特定子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

6・7 (略)

(銀行持株会社等による議決権の取得等の制限)

第五十二条の二十四 銀行持株会社又はその子会社は、国内の会社（銀行、第五十二条の二十三第一項第一号から第五号まで、第十号、第十一号の二及び第十二号に掲げる会社（同項第十一号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例子会社対象会社並びに特例対象会社を除く。以下この条において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2・3 (略)

4 銀行持株会社又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に保有し、又は保有

5 第三項の規定は、特例子会社対象会社が、前条第四項に規定する内閣府令で定める事由により銀行持株会社の持株特定子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、その持株特定子会社となつた特例子会社対象会社を引き続き持株特定子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該特例子会社対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに持株特定子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

6・7 (略)

(銀行持株会社等による議決権の取得等の制限)

第五十二条の二十四 銀行持株会社又はその子会社は、国内の会社（銀行、第五十二条の二十三第一項第一号から第五号まで、第十号及び第十二号に掲げる会社並びに特例子会社対象会社を除く。以下この条において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2・3 (略)

4 銀行持株会社又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に保有し、又は保有

することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、内閣総理大臣は、銀行持株会社又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有し、又は保有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

一 第五十二条の十七第一項の認可を受けた会社が当該銀行持株会社になつたとき。その銀行持株会社になつた日

二 第五十二条の十七第一項の認可を受けて当該銀行持株会社が設立されたとき。その設立された日

三 特定持株会社が第五十二条の十七第三項ただし書の認可を受けて当該銀行持株会社になつたとき。その認可を受けた日

四 第五十二条の二十三第六項の認可を受けて当該銀行持株会社が子会社対象銀行等を子会社としたとき（内閣府令で定める場合に限る。）。その子会社とした日

五 当該銀行持株会社が第五十二条の三十五第一項の認可を受けて合併をしたとき（当該銀行持株会社が存続する場合に限る。）。その合併をした日

六 当該銀行持株会社が第五十二条の三十五第二項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したとき（内閣府令で定める場合に限る。）。その吸収分割をした日

七 当該銀行持株会社が第五十二条の三十五第三項の認可を受けて

することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、内閣総理大臣は、銀行持株会社又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有し、又は保有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

一 第五十二条の十七第一項の認可を受けた会社が当該銀行持株会社になつたとき。その銀行持株会社になつた日

二 第五十二条の十七第一項の認可を受けて当該銀行持株会社が設立されたとき。その設立された日

三 特定持株会社が第五十二条の十七第三項ただし書の認可を受けて当該銀行持株会社になつたとき。その認可を受けた日

四 第五十二条の二十三第三項の認可を受けて当該銀行持株会社が子会社対象銀行等を子会社としたとき（内閣府令で定める場合に限る。）。その子会社とした日

五 当該銀行持株会社が第五十二条の三十五第一項の認可を受けて合併をしたとき（当該銀行持株会社が存続する場合に限る。）。その合併をした日

六 当該銀行持株会社が第五十二条の三十五第二項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したとき（内閣府令で定める場合に限る。）。その吸収分割をした日

七 当該銀行持株会社が第五十二条の三十五第三項の認可を受けて

事業の譲受けをしたとき（内閣府令で定める場合に限り。）その事業の譲受けをした日

5・6（略）

7 前各項の場合において、第五十二条の二十三第一項第一号に掲げる会社又は特別事業再生会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。

8 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）及び第五十二条の二十三第一項第一号又は第十一号の二に掲げる会社（銀行持株会社の子会社であるものに限る。）と内閣府令で定める特殊の関係のある会社をいう。

9 第二条第十一項の規定は、第一項から第七項までの場合において銀行持株会社又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

（銀行持株会社等による報告又は資料の提出）

第五十二条の三十一（略）

2 内閣総理大臣は、第二十四条第一項の規定により銀行に対して報告又は資料の提出を求め、及び前項の規定により当該銀行を子会社とする銀行持株会社に対して報告又は資料の提出を求める場合にお

事業の譲受けをしたとき（内閣府令で定める場合に限り。）その事業の譲受けをした日

その事業の譲受けをした日

5・6（略）

7 前各項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。

（新設）

8 第二条第十一項の規定は、前各項の場合において銀行持株会社又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

（銀行持株会社等による報告又は資料の提出）

第五十二条の三十一（略）

2 内閣総理大臣は、第二十四条第一項の規定により銀行に対して報告又は資料の提出を求め、及び前項の規定により当該銀行を子会社とする銀行持株会社に対して報告又は資料の提出を求める場合にお

いて、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行持株会社の子法人等（子会社その他銀行持株会社がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいい、当該銀行を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）又は当該銀行持株会社から業務の委託を受けた者（その者から委託（二）以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に対し、当該銀行又は当該銀行持株会社の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3  
(略)

(銀行持株会社に係る認可の取消し等)

第五十二条の三十四 内閣総理大臣は、銀行持株会社が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行持株会社に対しその取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人の解任その他監督上必要な措置を命じ、若しくは当該銀行持株会社の第五十二条の第十七項若しくは第三項ただし書の認可を取り消し、又は当該銀行持株会社の子会社である銀行に対しその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された銀行持株会社に対し与えられているものとみなす。

2  
2  
4  
(略)

いて、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行持株会社の子法人等（子会社その他銀行持株会社がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいい、当該銀行を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）又は当該銀行持株会社から業務の委託を受けた者に対し、当該銀行又は当該銀行持株会社の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3  
(略)

(銀行持株会社に係る認可の取消し等)

第五十二条の三十四 内閣総理大臣は、銀行持株会社が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行持株会社に対しその取締役、執行役、会計参与若しくは監査役の解任その他監督上必要な措置を命じ、若しくは当該銀行持株会社の第五十二条の第十七項若しくは第三項ただし書の認可を取り消し、又は当該銀行持株会社の子会社である銀行に対しその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された銀行持株会社に対して与えられているものとみなす。

2  
2  
4  
(略)

(届出事項)

第五十三条 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一 (略)

二 第十六条の二第一項第十一号から第十二号の二までに掲げる会社(同条第七項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならぬとされるものを除く。)を子会社としようとするとき(第三十条第一項から第三項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項(認可)の規定による認可を受けて合併、会社分割又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。 )。

三 その子会社が子会社でなくなったとき(第三十条第二項又は第三項の規定による認可を受けて会社分割又は事業の譲渡をした場合を除く。)、又は第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になったとき。

四〇七 (略)

八 その他内閣府令(金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令)で定める場合に該当するとき。

2 (略)

(届出事項)

第五十三条 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一 (略)

二 第十六条の二第一項第十一号又は第十二号に掲げる会社(同条第四項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならぬとされるものを除く。)を子会社としようとするとき(第三十条第一項から第三項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項(認可)の規定による認可を受けて合併、会社分割又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。 )。

三 その子会社が子会社でなくなったとき(第三十条第二項又は第三項の規定による認可を受けて会社分割又は事業の譲渡をした場合を除く。)、又は第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になったとき。

四〇七 (略)

八 その他内閣府令(金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令)で定める場合に該当するとき。

2 (略)

3 銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一・二 （略）

三 第五十二条の二十三第一項第十号から第十一号の二までに掲げる会社（同条第六項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可を受けて合併、会社分割又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）。

四 その子会社が子会社でなくなつたとき（第五十二条の三十五第二項又は第三項の規定による認可を受けて会社分割又は事業の譲渡をした場合及び第二号の場合を除く。）、又は第五十二条の二十三第六項に規定する子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になつたとき、若しくは特例子会社対象会社に該当する持株特定子会社が当該特例子会社対象会社に該当しない持株特定子会社になつたとき。

五〇九 （略）

4・5 （略）

（認可の失効）

第五十五条 （略）

2 前項に規定するもののほか、第五十二条の九第一項又は第二項た

3 銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一・二 （略）

三 第五十二条の二十三第一項第十号又は第十一号に掲げる会社（同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可を受けて合併、会社分割又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）。

四 その子会社が子会社でなくなつたとき（第五十二条の三十五第二項又は第三項の規定による認可を受けて会社分割又は事業の譲渡をした場合及び第二号の場合を除く。）、又は第五十二条の二十三第三項に規定する子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になつたとき、若しくは特例子会社対象会社に該当する持株特定子会社が当該特例子会社対象会社に該当しない持株特定子会社になつたとき。

五〇九 （略）

4・5 （略）

（認可の失効）

第五十五条 （略）

2 前項に規定するもののほか、第五十二条の九第一項又は第二項た

だし書の認可（以下この項において「主要株主認可」という。）については、当該主要株主認可に係る銀行主要株主が銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたとき又は当該主要株主認可に係る銀行を子会社とすることについて第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書若しくは第五十二条の二十三第六項若しくは第七項ただし書の認可を受けたときは、当該主要株主認可は、効力を失う。

3  
(略)

(財務大臣への通知)

第五十七条の六 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。第五十三条第一項の規定による届出（同項第八号に係るもののうち内閣府令・財務省令で定めるものに限る。）があつたときも、同様とする。

一 (略)

二 第十六条の二第七項（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第四項に規定する破綻金融機関に該当する銀行を子会社とする場合に限る。）、第三十条第一項から第三項まで、第三十七条第一項、第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書、第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書又は第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可

三〇五 (略)

だし書の認可（以下この項において「主要株主認可」という。）については、当該主要株主認可に係る銀行主要株主が銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたとき又は当該主要株主認可に係る銀行を子会社とすることについて第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書若しくは第五十二条の二十三第三項若しくは第四項ただし書の認可を受けたときは、当該主要株主認可は、効力を失う。

3  
(略)

(財務大臣への通知)

第五十七条の六 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。第五十三条第一項の規定による届出（同項第八号に係るもののうち内閣府令・財務省令で定めるものに限る。）があつたときも、同様とする。

一 (略)

二 第十六条の二第四項（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第四項に規定する破綻金融機関に該当する銀行を子会社とする場合に限る。）、第三十条第一項から第三項まで、第三十七条第一項、第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書、第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書又は第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可

三〇五 (略)

(財務大臣への資料提出等)

第五十七条の七 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、銀行に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、銀行に係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、銀行、銀行主要株主、銀行持株会社、銀行代理業者その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

三の二 第二十九条の規定による命令に違反した者

四 六の二 (略)

七 第五十二条の三十四第一項の規定による命令(取締役、執行役員、会計参与、監査役若しくは会計監査人の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命令を除く。)に違反した者

八 十 (略)

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした銀行(銀行が第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当

(財務大臣への資料提出等)

第五十七条の七 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、銀行に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、銀行に係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、銀行、銀行主要株主、銀行持株会社、銀行代理業者その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

(新設)

四 六の二 (略)

七 第五十二条の三十四第一項の規定による命令(取締役、執行役員、会計参与若しくは監査役の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命令を除く。)に違反した者

八 十 (略)

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした銀行(銀行が第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当

して第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失った場合における当該銀行であつた会社を含む。)の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人、外国銀行の代表者、代理人若しくは支配人、銀行議決権大量保有者(銀行議決権大量保有者が銀行議決権大量保有者でなくなつた場合における当該銀行議決権大量保有者であつた者を含み、銀行議決権大量保有者が法人等(法人及び第三条の二第一項第一号に掲げる法人でない団体をいう。以下この条において同じ。)であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人)、銀行主要株主(銀行主要株主が銀行主要株主でなくなつた場合における当該銀行主要株主であつた者を含み、銀行主要株主が法人等であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人)、特定主要株主(特定主要株主が銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつた場合における当該特定主要株主であつた者を含み、特定主要株主が法人等であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人)、銀行持株会社(銀行持株会社が銀行持株会社でなくなつた場合における当該銀行持株会社であつた会社を含む。)の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人、特定持株会社(特定持株会社が銀行を子会社と

して第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失った場合における当該銀行であつた会社を含む。)の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人、外国銀行の代表者、代理人若しくは支配人、銀行議決権大量保有者(銀行議決権大量保有者が銀行議決権大量保有者でなくなつた場合における当該銀行議決権大量保有者であつた者を含み、銀行議決権大量保有者が法人等(法人及び第三条の二第一項第一号に掲げる法人でない団体をいう。以下この条において同じ。)であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人)、銀行主要株主(銀行主要株主が銀行主要株主でなくなつた場合における当該銀行主要株主であつた者を含み、銀行主要株主が法人等であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人)、特定主要株主(特定主要株主が銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつた場合における当該特定主要株主であつた者を含み、特定主要株主が法人等であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人)、銀行持株会社(銀行持株会社が銀行持株会社でなくなつた場合における当該銀行持株会社であつた会社を含む。)の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人、特定持株会社(特定持株会社が銀行を子会社と

する持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。)の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人又は銀行代理業者(銀行代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)は、百万円以下の過料に処する。

一 第五条第三項、第六条第三項、第八条第二項若しくは第三項又は第四十七条の三の規定による内閣総理大臣の認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

二〇五 (略)

六 第十六条の二第七項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象銀行等を子会社としたとき又は同条第九項において準用する同条第七項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第七項に規定する子会社対象銀行等に限る。)に該当する子会社としたとき。

七〇九 (略)

十 第二十六条第一項、第五十二条の十四第一項若しくは第五十二条の三十三第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は第二十六条第一項の規定による命令(業務の全部又は一部の停止の命令を除く。)若しくは第五十二条の十三、第五十二条の十四、第五十二条の十五第一項、第五十二条の三十三第一項若しくは

する持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。)の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人又は銀行代理業者(銀行代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)は、百万円以下の過料に処する。

一 第五条第三項、第六条第三項、第八条第二項若しくは第三項又は第四十七条の二の規定による内閣総理大臣の認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

二〇五 (略)

六 第十六条の二第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象銀行等を子会社としたとき又は同条第六項において準用する同条第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第四項に規定する子会社対象銀行等に限る。)に該当する子会社としたとき。

七〇九 (略)

十 第二十六条第一項、第五十二条の十四第一項若しくは第五十二条の三十三第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は第二十六条第一項の規定による命令(業務の全部又は一部の停止の命令を除く。)若しくは第二十九条、第五十二条の十三、第五十二条の十四、第五十二条の十五第一項、第五十二条の三十三第

第三項若しくは第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

十一 (略)

十一の二 第四十七条の二の規定に違反して、同条に規定する額以上の資産を国内において保有しないとき。

十二(十六) (略)

十七 第五十二条の二十三第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象銀行等を子会社としたとき若しくは同条第八項において準用する同条第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第六項に規定する子会社対象銀行等に限る。)に該当する子会社としたとき又は第五十二条の二十三の二第六項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで特例子会社対象会社を同項の認可に係る特例子会社対象業務以外の特例子会社対象業務を営む持株特定子会社としたとき。

十八・十九 (略)

二十 第五十四条第一項の規定により付した条件(第八条第二項若しくは第三項、第十六条の二第七項(同条第九項において準用する場合を含む。)、第三十条第一項から第三項まで、第三十七条第一項、第四十七条の三、第五十二条の二第一項、第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書、第五十二条の二十三第六項(同条第八項において準用する場合を含む。))、第五十二条の二十

一項若しくは第三項若しくは第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

十一 (略)

(新設)

十二(十六) (略)

十七 第五十二条の二十三第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象銀行等を子会社としたとき若しくは同条第五項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第三項に規定する子会社対象銀行等に限る。)に該当する子会社としたとき又は第五十二条の二十三の二第六項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで特例子会社対象会社を同項の認可に係る特例子会社対象業務以外の特例子会社対象業務を営む持株特定子会社としたとき。

十八・十九 (略)

二十 第五十四条第一項の規定により付した条件(第八条第二項若しくは第三項、第十六条の二第四項(同条第六項において準用する場合を含む。))、第三十条第一項から第三項まで、第三十七条第一項、第四十七条の二、第五十二条の二第一項、第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書、第五十二条の二十三第三項(同条第五項において準用する場合を含む。))、第五十二条の二十

三の二第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

二十一（略）

三の二第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

二十一（略）

改正案

現行

<p>（特別勘定）</p> <p>第一百八条 保険会社は、運用実績連動型保険契約（その保険料として收受した金銭を運用した結果に基づいて保険金、返戻金その他の給付金を支払うことを保険契約者に約した保険契約をいう。第三百十五号第七号及び第三百十七号の二第七号において同じ。）その他の内閣府令で定める保険契約について、当該保険契約に基づいて運用する財産をその他の財産と区別して経理するための特別の勘定（以下この条において「特別勘定」という。）を設けなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（供託）</p> <p>第二百七十二号の五 （略）</p> <p>2～7 （略）</p> <p>8 少額短期保険業者は、第六項の権利の実行その他の理由により、供託金の額（契約金額を含む。）が第一項の政令で定める額に不足することとなったときは、内閣府令で定める日から二週間以内にその不足額につき供託又は第三項の契約の締結（第三百十九号第十号において単に「供託」という。）を行い、遅滞なく、その旨を内閣</p>	<p>（特別勘定）</p> <p>第一百八条 保険会社は、運用実績連動型保険契約（その保険料として收受した金銭を運用した結果に基づいて保険金、返戻金その他の給付金を支払うことを保険契約者に約した保険契約をいう。）その他の内閣府令で定める保険契約について、当該保険契約に基づいて運用する財産をその他の財産と区別して経理するための特別の勘定（以下この条において「特別勘定」という。）を設けなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（供託）</p> <p>第二百七十二号の五 （略）</p> <p>2～7 （略）</p> <p>8 少額短期保険業者は、第六項の権利の実行その他の理由により、供託金の額（契約金額を含む。）が第一項の政令で定める額に不足することとなったときは、内閣府令で定める日から二週間以内にその不足額につき供託又は第三項の契約の締結（第三百十九号第十一号において単に「供託」という。）を行い、遅滞なく、その旨を内</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

総理大臣に届け出なければならない。

9～11 (略)

(保証金)

第二百九十一条 (略)

2～7 (略)

8 保険仲立人は、第六項の権利の履行その他の理由により、保証金の額(契約金額を含む。第十項において同じ。)が第二項の政令で定める額に不足することとなったときは、内閣府令で定める日から二週間以内にその不足額につき供託(第三項の契約の締結を含む。)

第三百十九条第十一号において同じ。)を行い、かつ、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

9～12 (略)

第三百十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

三 第九十九条第八項(第九十九条において準用する場合を含む。)(において準用する信託業法第二十四条第一項第一号の規定に違反して、同号に掲げる行為(同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。))をした者

四 第九十九条第八項(第九十九条において準用する場合を含む。)(において準用する信託業法第二十七条第一項の規定による報

閣総理大臣に届け出なければならない。

9～11 (略)

(保証金)

第二百九十一条 (略)

2～7 (略)

8 保険仲立人は、第六項の権利の履行その他の理由により、保証金の額(契約金額を含む。第十項において同じ。)が第二項の政令で定める額に不足することとなったときは、内閣府令で定める日から二週間以内にその不足額につき供託(第三項の契約の締結を含む。)

第三百十九条第十二号において同じ。)を行い、かつ、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

9～12 (略)

第三百十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

告書（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

五・六| （略）

七| 第三百条第一項の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（運用実績連動型保険契約に係るものに限る。）をした者

八| （略）

第三百十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する信託業法第二十四条第一項第一号の規定に違反して、同号に掲げる行為（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。）をした者又は第九十九条第八項において準用する同法第二十四条第一項第三号若しくは第四号の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者

二 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。以下この号において準用する信託業法第二十七条第一項の規定による報告書（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

三〇五| （略）

三〇四| （略）

（新設）

五| （略）

第三百十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。以下この号において準用する信託業法第二十四条第一項第一号、第三号又は第四号の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者

（新設）

二〇四| （略）

第三百七十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～六 (略)

七 第三百条第一項の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為(運用実績連動型保険契約に係るものを除く。)をした者又は同項

第二号若しくは第三号に掲げる行為をした者

八～十 (略)

第三百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～五 (略)

(削る)

六～十二 (略)

第三百二十一条 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を

第三百七十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～六 (略)

七 第三百条第一項の規定に違反して同項第一号から第三号までに掲げる行為をした者

八～十 (略)

第三百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～五 (略)

六 第九十九条第八項(第九十九条において準用する場合を含む。)。において準用する信託業法第二十七条第一項の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

七～十三 (略)

第三百二十一条 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を

科する。

一 第三百十五号第三号、第四号、第七号若しくは第八号又は第三百十六号第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号 三億円以下の罰金刑

二・三 (略)

四 第三百十五号(第三号、第四号、第七号及び第八号を除く。)

、第三百十五号の二、第三百十六号第四号若しくは第五号、第三百十六号の三第二号、第三百十七号第四号から第六号まで、第三百十七号の二(第二号を除く。)又は第三百十八号の二から前条まで 各本条の罰金刑

2  
(略)

科する。

一 第三百十五号第五号又は第三百十六号第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号 三億円以下の罰金刑

二・三 (略)

四 第三百十五号(第五号を除く。)、第三百十五号の二、第三百十六号第四号若しくは第五号、第三百十六号の三第二号、第三百十七号第四号から第六号まで、第三百十七号の二(第二号を除く。)

又は第三百十八号の二から前条まで 各本条の罰金刑

2  
(略)

改 正 案

現 行

<p>（取締役等の適格性）</p> <p>第八条の二 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。</p> <p>一 保険会社の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、保険会社の常務に従事する取締役及び執行役） 保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験</p> <p>二 保険会社の監査役 保険会社の取締役（会計参与設置会社（会計参与を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。）にあつては、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験</p> <p>三 保険会社の監査委員 保険会社の執行役及び取締役（会計参与設置会社にあつては、執行役、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験</p> <p>2 （略）</p> <p>（取締役の資格等）</p> <p>第五十三条の二 次に掲げる者は、取締役となることができない。</p>	<p>（取締役等の適格性）</p> <p>第八条の二 保険会社の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）は、保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（取締役の資格等）</p> <p>第五十三条の二 次に掲げる者は、取締役となることができない。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

一・二 (略)

三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条（有価証券届出書虚偽記載等の罪）、第九十七条の二第一号から第十号の三まで若しくは第十三号から第十五号まで（有価証券の無届募集等の罪）、第九十八条第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）、第九十九条（報告拒絶等の罪）、第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号（訂正届出書の不提出等の罪）、第二百三条第三項（金融商品取引業者等の役員に対する贈賄罪）若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号（特定募集等の通知書の不提出等の罪）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生罪）、第五十条（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）、第五百五十二条から第五百五十五条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第五百五十七条（贈賄罪）の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生罪）、第二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百五十八条から第二百六十条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百六十二条（贈賄罪

一・二 (略)

三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条（有価証券届出書虚偽記載等の罪）、第九十七条の二第一号から第十号の三まで若しくは第十三号（有価証券の無届募集等の罪）、第九十八条第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）、第九十九条（報告拒絶等の罪）、第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号（訂正届出書の不提出等の罪）、第二百三条第三項（金融商品取引業者等の役員に対する贈賄罪）若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号（特定募集等の通知書の不提出等の罪）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生罪）、第五百五十条（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）、第五百五十二条から第五百五十五条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第五百五十七条（贈賄罪）の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生罪）、第二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百五十八条から第二百六十条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百六十二条（贈賄罪）の罪、外国倒産

）の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条（報告及び検査の拒絶等の罪）、第六十六条（承認管財人等に対する職務妨害の罪）、第六十八条（贈賄罪）若しくは第六十九条（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産罪）、第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百六十八条から第二百七十二号条まで（説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百七十四条（贈賄罪）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

## 2・3（略）

### （監査役の権限）

第五十三条の十八 監査役は、取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の職務の執行を監査する。この場合において、監査役は、内閣府令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条（報告及び検査の拒絶等の罪）、第六十六条（承認管財人等に対する職務妨害の罪）、第六十八条（贈賄罪）若しくは第六十九条（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産罪）、第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百六十八条から第二百七十二号条まで（説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百七十四条（贈賄罪）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

## 2・3（略）

### （監査役の権限）

第五十三条の十八 監査役は、取締役（会計参与設置会社（会計参与を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。））にあつては、取締役及び会計参与）の職務の執行を監査する。この場合において、監査役は、内閣府令で定めるところにより、監査報告を作成しな

2  
4 (略)

(無限責任社員等となることの禁止)

第百条の四 (略)

(運用報告書の交付)

第百条の五 保険会社は、運用実績連動型保険契約(その保険料として收受した金銭を運用した結果に基づいて保険金、返戻金その他の給付金を支払うことを保険契約者に約した保険契約をいう。以下この条、第百十八条第一項、第三百十五号第八号及び第三百十七号の二第七号において同じ。)に基づいて運用する財産について、内閣府令で定めるところにより、当該財産の運用状況その他の内閣府令で定める事項を記載した運用報告書を作成し、当該運用実績連動型保険契約の保険契約者に交付しなければならない。ただし、運用報告書を保険契約者に交付しなくても保険契約者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2| 保険会社は、前項の規定による運用報告書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保険契約者の承諾を得て、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該保険会社は、当該運用報告書を交付したものとみなす。

ればならない。

2  
4 (略)

(無限責任社員等となることの禁止)

第百条の四 (略)

(新設)

3 前二項の規定は、保険会社が締結した運用実績連動型保険契約の保険契約者が金融商品取引法第二十条第三十一項（定義）に規定する特定投資家である場合には、適用しない。ただし、保険契約者等の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（保険会社の子会社の範囲等）

第百六条（略）

2（略）

3 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、保険会社又はその子会社の担保権の履行による株式又は持分の取得、保険会社又はその子会社による同項第十三号に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由により当該保険会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該保険会社は、その子会社となつた会社が当該事由（当該保険会社又はその子会社による同号に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4～10（略）

（保険会社等による議決権の取得等の制限）

第百七条 保険会社又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第七号まで、第十二号及び第十五号に掲げる会社並びに特例

（保険会社の子会社の範囲等）

第百六条（略）

2（略）

3 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、保険会社又はその子会社の担保権の履行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該保険会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該保険会社は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4～10（略）

（保険会社等による議決権の取得等の制限）

第百七条 保険会社又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第七号まで、第十二号及び第十五号に掲げる会社を除く。以

対象会社を除く。以下この条において同じ。)の議決権については、合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

257 (略)

8 第一項の「特例対象会社」とは、前条第一項第十三号に掲げる会社(保険会社の子会社であるものに限る。)と内閣府令で定める特殊の関係のある会社をいう。

9 第二条第十五項の規定は、第一項から第七項までの場合において保険会社又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

(特別勘定)

第一百八条 保険会社は、運用実績連動型保険契約その他の内閣府令で定める保険契約について、当該保険契約に基づいて運用する財産をその他の財産と区別して経理するための特別の勘定(以下この条において「特別勘定」という。)を設けなければならない。

2・3 (略)

下この条において同じ。)の議決権については、合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

257 (略)

(新設)

8 第二条第十五項の規定は、前各項の場合において保険会社又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

(特別勘定)

第一百八条 保険会社は、運用実績連動型保険契約(その保険料として收受した金銭を運用した結果に基づいて保険金、返戻金その他の給付金を支払うことを保険契約者に約した保険契約をいう。第三百十五條第七号及び第三百十七條の二第七号において同じ。)その他の内閣府令で定める保険契約について、当該保険契約に基づいて運用する財産をその他の財産と区別して経理するための特別の勘定(以下この条において「特別勘定」という。)を設けなければならない。

2・3 (略)

(報告又は資料の提出)

第二百二十八条 (略)

2 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該保険会社の子法人等(子会社その他保険会社がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。)又は当該保険会社から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。次項並びに同条第二項及び第三項において同じ。)に対し、当該保険会社の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 (略)

(免許の取消し等)

第三百三十三条 内閣総理大臣は、保険会社が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該保険会社の業務の全部若しくは一部の停止若しくは取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人の解任を命じ、又は第三条第一項の免許を取り消すことができる。

一～三 (略)

(業務等に関する規定の準用)

(報告又は資料の提出)

第二百二十八条 (略)

2 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該保険会社の子法人等(子会社その他保険会社がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。)又は当該保険会社から業務の委託を受けた者に対し、当該保険会社の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 (略)

(免許の取消し等)

第三百三十三条 内閣総理大臣は、保険会社が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該保険会社の業務の全部若しくは一部の停止若しくは取締役、執行役、会計参与若しくは監査役の解任を命じ、又は第三条第一項の免許を取り消すことができる。

一～三 (略)

(業務等に関する規定の準用)

第九十九條 第九十七條、第九十七條の二第一項及び第二項、第九十八條、第九十九條第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第九十九條並びに第九十九條の二の規定は外国保險会社等の支店等における業務について、第九十九條第三項及び第七項から第十項までの規定は外国生命保險会社等の支店等における業務について、第一百一條から第一百五條までの規定は外国損害保險会社等が他の損害保險会社（外国損害保險会社等を含む。）との間で行う共同行為について、第七條の二、第九條の五、第九條、第一百條第一項及び第三項、第十一條第一項及び第三項から第六項まで、第一百十二條、第一百十四條から第一百十八條まで並びに第一百二十條から第一百二十二條までの規定は外国保險会社等について、第一百五條の二の規定は外国生命保險会社等について、第一百五條の三の規定は外国損害保險会社等について、それぞれ準用する。この場合において、第九十七條第一項中「第三條第二項」とあるのは「第八十五條第二項」と、第九十九條第六項中「相互会社」とあるのは「外国相互会社」と、同條第八項中「第一百三十三條若しくは第一百三十四條の規定により同法第三條第一項の免許が取り消された場合若しくは同法第二百七十三條の規定により同法第三條第一項」とあるのは「第二百五條若しくは第二百六條の規定により同法第二百七十三條の規定により同法第八十五條第一項」と、「第一百三十三條又は第一百三十四條の規定により同法第三條第一項」とあるのは「第二百五條又は第二百六條の規定により同法第八十五條第一項」と、同條第九項中「第一百一十一條第一項及び第二

第九十九條 第九十七條、第九十七條の二第一項及び第二項、第九十八條、第九十九條第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第九十九條並びに第九十九條の二の規定は外国保險会社等の支店等における業務について、第九十九條第三項及び第七項から第十項までの規定は外国生命保險会社等の支店等における業務について、第一百一條から第一百五條までの規定は外国損害保險会社等が他の損害保險会社（外国損害保險会社等を含む。）との間で行う共同行為について、第七條の二、第九條、第一百條第一項及び第三項、第一百一十一條第一項及び第三項から第六項まで、第一百十二條、第一百十四條から第一百十八條まで並びに第一百二十條から第一百二十二條までの規定は外国保險会社等について、第一百五條の二の規定は外国生命保險会社等について、第一百五條の三の規定は外国損害保險会社等について、それぞれ準用する。この場合において、第九十七條第一項中「第三條第二項」とあるのは「第八十五條第二項」と、第九十九條第六項中「相互会社」とあるのは「外国相互会社」と、同條第八項中「第一百三十三條若しくは第一百三十四條の規定により同法第三條第一項の免許が取り消された場合若しくは同法第二百七十三條の規定により同法第三條第一項」とあるのは「第二百五條若しくは第二百六條の規定により同法第二百七十三條の規定により同法第八十五條第一項」と、「第一百三十三條又は第一百三十四條の規定により同法第三條第一項」とあるのは「第二百五條又は第二百六條の規定により同法第八十五條第一項」と、同條第九項中「第一百一十一條第一項及び第二項」とあるのは

項」とあるのは「第百九十九条において準用する第百十一条第一項」と、第百条の五中「「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第百五条の二第一項各号並びに同条第二項及び第三項第二号中「指定生命保険業務紛争解決機関」とあるのは「指定外国生命保険業務紛争解決機関」と、同条第一項各号中「生命保険業務」とあるのは「外国生命保険業務」と、第百五条の三第一項各号並びに同条第二項及び第三項第二号中「指定損害保険業務紛争解決機関」とあるのは「指定外国損害保険業務紛争解決機関」とあるのは「指定外国損害保険業務」と、同条第一項各号中「損害保険業務」とあるのは「外国損害保険業務」と、第百九条中「事業年度」とあるのは「日本における事業年度」と、第百十条第一項中「事業年度」とあるのは「日本における事業年度」と、日本における業務」と、第百十一条第一項中「事業年度」とあるのは「日本における事業年度」と、日本における業務」と、同項及び同条第四項中「本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場所」とあるのは「外国保険会社等の日本における支店その他これに準ずる場所として内閣府令で定める場所」と、同条第六項中「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第百十二条第一項中「所有する」とあるのは「日本において所有する」と、「内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第二項中「内閣府令」とあるのは「日本において内閣府令」と、第百十四条第一項中「保険契約者」とあるのは「日本

は「第百九十九条において準用する第百十一条第一項」と、第百五条の二第一項各号並びに同条第二項及び第三項第二号中「指定生命保険業務紛争解決機関」とあるのは「指定外国生命保険業務紛争解決機関」と、同条第一項各号中「生命保険業務」とあるのは「外国生命保険業務」と、第百五条の三第一項各号並びに同条第二項及び第三項第二号中「指定損害保険業務紛争解決機関」とあるのは「指定外国損害保険業務紛争解決機関」と、同条第一項各号中「損害保険業務」とあるのは「外国損害保険業務」と、第百九条中「事業年度」とあるのは「日本における事業年度」と、第百十条第一項中「事業年度」とあるのは「日本における事業年度」と、日本における業務」と、第百十一条第一項中「事業年度」とあるのは「日本における事業年度」と、日本における業務」と、第百十一条第一項中「事業年度」とあるのは「日本における事業年度」と、日本における業務」と、同項及び同条第四項中「本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場所」とあるのは「外国保険会社等の日本における支店その他これに準ずる場所として内閣府令で定める場所」と、同条第六項中「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第百十二条第一項中「所有する」とあるのは「日本において所有する」と、「内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第二項中「内閣府令」とあるのは「日本において内閣府令」と、第百十四条第一項中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第百十五条第一項中「所有する」とあるのは「日本において

における保険契約者」と、第百十五条第一項中「所有する」とあるのは「日本において所有する」と、「価格変動準備金」とあるのは「日本において価格変動準備金」と、同条第二項中「株式会社」とあるのは「日本における株式会社等」と、第百十六条第一項中「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「保険契約」とあるのは「日本における責任準備金」とあるのは「日本において責任準備金」と、同条第二項中「長期の」とあるのは「日本における長期の」と、同条第三項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第百十七条第一項中「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「保険契約」とあるのは「日本における責任準備金」と、「支出として」とあるのは「日本において」と、「支払備金」とあるのは「日本において支払備金」と、第百十八条第一項中「内閣府令で定める保険契約」とあるのは「日本における保険契約のうち内閣府令で定めるもの」と、「設けなければならない」とあるのは「日本において設けなければならない」と、第百二十条第一項中「生命保険会社及び内閣府令で定める要件に該当する損害保険会社」とあるのは「外国生命保険会社等及び内閣府令で定める要件に該当する外国損害保険会社等」と、「は、取締役会において保険計理人」とあるのは「の日本における代表者は、当該外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「保険料の算出方法」とあるのは「日本において締結する保険契約に係る保険料の算出方法」と、同条第二項及び第三項中「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等の日本

所有する」と、「価格変動準備金」とあるのは「日本において価格変動準備金」と、同条第二項中「株式会社」とあるのは「日本における株式会社等」と、第百十六条第一項中「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「保険契約」とあるのは「日本における責任準備金」と、同条第二項中「長期の」とあるのは「日本において責任準備金」と、同条第三項中「保険契約」とあるのは「日本における長期の」と、同条第三項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第百十七条第一項中「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「保険契約」とあるのは「日本における責任準備金」と、「支出として」とあるのは「日本において」と、「支払備金」とあるのは「日本において支払備金」と、第百十八条第一項中「内閣府令で定める保険契約」とあるのは「日本における保険契約のうち内閣府令で定めるもの」と、「設けなければならない」とあるのは「日本において設けなければならない」と、第百二十条第一項中「生命保険会社及び内閣府令で定める要件に該当する損害保険会社」とあるのは「外国生命保険会社等及び内閣府令で定める要件に該当する外国損害保険会社等」と、「は、取締役会において保険計理人」とあるのは「の日本における代表者は、当該外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「保険料の算出方法」とあるのは「日本において締結する保険契約に係る保険料の算出方法」と、同条第二項及び第三項中「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、第百二十一条中「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等

における保険計理人」と、第二百二十一条中「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と、第二百二十二条中「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「当該保険会社」とあるのは「当該外国保険会社等」と読み替えるものとする。

(報告又は資料の提出)

第二百条 (略)

2 内閣総理大臣は、外国保険会社等の日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保険契約者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該外国保険会社等の特殊関係者(第九十四条に規定する特殊関係者をいう。次項及び次条において同じ。)又は当該外国保険会社等から日本における業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含み、前項の保険の引受けの代理をする者を除く。次項において同じ。)に対し、当該外国保険会社等の日本における業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 (略)

(立入検査)

の日本における保険計理人」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と、第二百二十二条中「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「当該保険会社」とあるのは「当該外国保険会社等」と読み替えるものとする。

(報告又は資料の提出)

第二百条 (略)

2 内閣総理大臣は、外国保険会社等の日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保険契約者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該外国保険会社等の特殊関係者(第九十四条に規定する特殊関係者をいう。次項及び次条において同じ。)又は当該外国保険会社等から日本における業務の委託を受けた者(前項の保険の引受けの代理をする者を除く。次項において同じ。)に対し、当該外国保険会社等の日本における業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 (略)

(立入検査)

第二百一条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、外国保険会社等の特殊関係者若しくは当該外国保険会社等から日本における業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項において同じ。）の施設に立ち入らせ、当該外国保険会社等に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 (略)

(報告又は資料の提出)

第二百二十六条 (略)

2 内閣総理大臣は、引受社員の日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保険契約者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該引受社員の属する免許特定法人又は当該引受社員から日本における業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む、当該引受社員及び総代理店を除く。次項並びに次条第二項及び第三項において「免許特定法人等から業務の委託を受けた者」という。）に対し、当該免許特定法人又は引受社員の日本における業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

第二百一条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、外国保険会社等の特殊関係者若しくは当該外国保険会社等から日本における業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該外国保険会社等に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 (略)

(報告又は資料の提出)

第二百二十六条 (略)

2 内閣総理大臣は、引受社員の日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保険契約者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該引受社員の属する免許特定法人又は当該引受社員から日本における業務の委託を受けた者（当該引受社員及び総代理店を除く。次項並びに次条第二項及び第三項において「免許特定法人等から業務の委託を受けた者」という。）に対し、当該免許特定法人又は引受社員の日本における業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 (略)

(契約条件の変更における株主総会等の特別決議等に関する特例)  
第二百四十条の六 株式会社である保険会社における前条第一項の決議又はこれとともにする会社法第三百九条第二項第三号(同法第七十一条第一項に係る部分に限る。)から第五号まで、第九号、第十一号若しくは第十二号(株主総会の決議)若しくは第三百二十四条第二項第一号若しくは第四号(種類株主総会の決議)に掲げる株主総会若しくは種類株主総会の決議若しくは第六十九条第二項、第三百三十六条第二項、第四百四十四条第三項、第六十五条の三第二項若しくは第六十五条の十第二項の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

257 (略)

(業務の停止、合併等の協議の命令並びに業務及び財産の管理)  
第二百四十一条 内閣総理大臣は、保険会社等若しくは外国保険会社等の業務若しくは財産の状況に照らしてその保険業の継続が困難であると認めるとき、又はその業務(外国保険会社等にあつては、日本における業務。以下この条から第二百五十五条の二までにおいて同じ。)の運営が著しく不適切でありその保険業の継続が保険契約者等の保護に欠ける事態を招くおそれがあるときは、当該保険会社等又は外国保険会社等に対し、業務の全部若しくは一部の

3 (略)

(契約条件の変更における株主総会等の特別決議等に関する特例)  
第二百四十条の六 株式会社である保険会社における前条第一項の決議又はこれとともにする会社法第三百九条第二項第四号、第五号、第九号、第十一号若しくは第十二号(株主総会の決議)若しくは第三百二十四条第二項第一号若しくは第四号(種類株主総会の決議)に掲げる株主総会若しくは種類株主総会の決議若しくは第六十九条第二項、第三百三十六条第二項、第四百四十四条第三項、第六十五条の三第二項若しくは第六十五条の十第二項の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

257 (略)

(業務の停止、合併等の協議の命令並びに業務及び財産の管理)  
第二百四十一条 内閣総理大臣は、保険会社等若しくは外国保険会社等の業務若しくは財産の状況に照らしてその保険業の継続が困難であると認めるとき、又はその業務(外国保険会社等にあつては、日本における業務。以下この条から第二百五十五条の二までにおいて同じ。)の運営が著しく不適切でありその保険業の継続が保険契約者等の保護に欠ける事態を招くおそれがあるときは、当該保険会社等又は外国保険会社等に対し、業務の全部若しくは一部の

停止、合併、保険契約の移転（外国保険会社等にあつては、日本における保険契約の移転）若しくは当該保険会社等若しくは外国保険会社等の株式の他の保険会社等、外国保険会社等若しくは保険持株会社等による取得（第二百四十七条第一項、第二百五十六から第二百五十八条まで、第二百七十条の三の二第四項及び第五項並びに第二百七十条の第四項及び第五項において「合併等」という。）の協議その他必要な措置を命じ、又は保険管理人による業務及び財産（外国保険会社等にあつては、日本に所在する財産。以下この条、次条及び第二百四十六条の二から第二百四十七条の二までにおいて同じ。）の管理を命ずる処分をすることができる。ただし、保険会社又は外国保険会社等が預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二百二十六条の五第一項（特定管理を命ずる処分）に規定する特定管理を命ずる処分を受けている場合においては、当該保険会社又は外国保険会社等に対し、保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分をすることはできない。

## 2・3 (略)

（株主総会等の特別決議等に関する特例）

第二百四十九条 株式会社である被管理会社（外国保険会社等を除く。以下この条及び次条において同じ。）における会社法第三百九条第二項第三号（同法第七十一条第一項に係る部分に限る。）から第五号まで、第九号、第十一号若しくは第十二号（株主総会の決議）若しくは第三百二十四条第二項第一号若しくは第四号（種類株主

停止、合併、保険契約の移転（外国保険会社等にあつては、日本における保険契約の移転）若しくは当該保険会社等若しくは外国保険会社等の株式の他の保険会社等、外国保険会社等若しくは保険持株会社等による取得（第二百四十七条第一項、第二百五十六から第二百五十八条まで、第二百七十条の三の二第四項及び第五項並びに第二百七十条の第四項及び第五項において「合併等」という。）の協議その他必要な措置を命じ、又は保険管理人による業務及び財産（外国保険会社等にあつては、日本に所在する財産。次条及び第二百四十六条の二から第二百四十七条の二までにおいて同じ。）の管理を命ずる処分をすることができる。

## 2・3 (略)

（株主総会等の特別決議等に関する特例）

第二百四十九条 株式会社である被管理会社（外国保険会社等を除く。以下この条及び次条において同じ。）における会社法第三百九条第二項第四号、第五号、第九号、第十一号若しくは第十二号（株主総会の決議）若しくは第三百二十四条第二項第一号若しくは第四号（種類株主総会の決議）に掲げる株主総会若しくは種類株主総会の

総会の決議)に掲げる株主総会若しくは種類株主総会の決議又は第六十九條第二項、第三百三十六條第二項、第四百四十四條第三項、第六十五條の三第二項若しくは第六十五條の十第二項の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

257 (略)

(株主総会等の特別決議に代わる許可)

第二百四十九條の二 株式会社である被管理会社はその財産をもって債務を完済することができない場合には、当該被管理会社は、会社法第一百一十條第二項(定款の変更の手續の特則)、第七十一條第一項(全部取得条項付種類株式の取得に関する決定)、第九十九條第二項(募集事項の決定)、第四百四十七條第一項(資本金の額の減少)、第四百六十六條(定款の変更)、第四百六十七條第一項第一号及び第二号(事業譲渡等の承認等)並びに第四百七十一條第三号(解散の事由)の規定並びに第三百三十六條(第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

一 全部取得条項付種類株式(会社法第七十一條第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。)の発行のために必要な定款の変更、当該全部取得条項付種類株式の全部の取得又はこれとともにする同法第九十九條第一項(募集事項の決定)に規定する

決議又は第六十九條第二項、第三百三十六條第二項、第四百四十四條第三項、第六十五條の三第二項若しくは第六十五條の十第二項の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

257 (略)

(株主総会等の特別決議に代わる許可)

第二百四十九條の二 株式会社である被管理会社はその財産をもって債務を完済することができない場合には、当該被管理会社は、会社法第四百四十七條第一項(資本金の額の減少)、第四百六十七條第一項第一号及び第二号(事業譲渡等の承認等)並びに第四百七十一條第三号(解散の事由)の規定並びに第三百三十六條(第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

一 事業の全部又は重要な一部の譲渡

募集株式の発行に係る同条第二項に規定する募集事項の決定

二 (略)

三 事業の全部又は重要な一部の譲渡

四・五 (略)

2～4 (略)

5 前項の規定により選任された被管理会社の取締役、会計参与、監査役又は会計監査人は当該被管理会社に係る保険管理人による管理の終了後最初に招集される定時総会又は定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）の終結の時に、執行役は当該定時総会が終結した後最初に開催される取締役会の終結の時に退任する。

6～12 (略)

(代替許可に係る登記の特例)

第二百四十九条の三 前条第一項第一号、第二号若しくは第四号若しくは第二項第三号に掲げる事項又は同条第三項若しくは第四項に定める事項に係る代替許可があった場合においては、当該事項に係る登記の申請書には、当該代替許可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

(業務)

第二百六十五条の二十八 機構は、第二百五十九条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

二 (略)

(新設)

三・四 (略)

2～4 (略)

5 前項の規定により選任された被管理会社の取締役、会計参与、監査役又は会計監査人は選任時の属する事業年度の終了後最初に招集される定時総会又は定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）の終結の時に、執行役は選任時の属する事業年度の終了後最初に招集される定時総会が終結した後最初に開催される取締役会の終結の時に退任する。

6～12 (略)

(代替許可に係る登記の特例)

第二百四十九条の三 前条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項第三号に掲げる事項又は同条第三項若しくは第四項に定める事項に係る代替許可があった場合においては、当該事項に係る登記の申請書には、当該代替許可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

(業務)

第二百六十五条の二十八 機構は、第二百五十九条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

一〇八 (略)

九 破産法の規定により選任される破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理、会社更生法の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員又は外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の規定により選任される承認管財人、保全管理人、承認管財人代理若しくは保全管理人代理の業務

十 預金保険法第百二十六条の四第三項（特別監視代行者）に規定する特別監視代行者の業務

十一 預金保険法第百二十六条の六第一項（機構代理）に規定する機構代理の業務

十二 (略)

2 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百七十一条の二十二 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定は、同項各号に掲げる会社以外の会社が、保険持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、保険持株会社又はその子会社による同項第十三号に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由により当該保険持株会

一〇八 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

九 (略)

2 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百七十一条の二十二 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定は、同項各号に掲げる会社以外の会社が、保険持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由により当該保険持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該保険持株会社は、その子会社

社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該保険持株会社は、その子会社となった当該会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、当該会社が当該事由（当該保険持株会社又はその子会社による同号に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5・6 (略)

(保険持株会社等による報告又は資料の提出)

第二百七十一条の二十七 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、第二百二十八条第一項の規定により保険会社に対し報告又は資料の提出を求める場合において、特に必要があると認めるときは、当該保険会社を子会社とする保険持株会社、当該保険持株会社の子法人等（子会社その他当該保険持株会社がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。次項並びに次条第二項及び第四項において同じ。）又は当該保険持株会社から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項並びに同条第二項及び第四項において同じ。）に対し、その理由を示した上で、当該保険会社の業務又は財産の状況に参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 (略)

となった当該会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、当該会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5・6 (略)

(保険持株会社等による報告又は資料の提出)

第二百七十一条の二十七 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、第二百二十八条第一項の規定により保険会社に対し報告又は資料の提出を求める場合において、特に必要があると認めるときは、当該保険会社を子会社とする保険持株会社、当該保険持株会社の子法人等（子会社その他当該保険持株会社がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。次項並びに次条第二項及び第四項において同じ。）又は当該保険持株会社から業務の委託を受けた者に対し、その理由を示した上で、当該保険会社の業務又は財産の状況に参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 (略)

(保険持株会社に係る認可の取消し等)

第二百七十一条の三十 内閣総理大臣は、保険持株会社が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該保険持株会社に対しその取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人の解任その他監督上必要な措置を命じ、若しくは当該保険持株会社の第二百七十一条の十八第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消し、又は当該保険持株会社の子会社である保険会社に対しその業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された保険持株会社に対して与えられているものとみなす。

254 (略)

(報告又は資料の提出)

第二百七十二条の二十二 (略)

2 内閣総理大臣は、少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該少額短期保険業者の子法人等(子会社その他少額短期保険業者がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。)又は当該少額短期保険業者から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))

(保険持株会社に係る認可の取消し等)

第二百七十一条の三十 内閣総理大臣は、保険持株会社が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該保険持株会社に対しその取締役、執行役、会計参与若しくは監査役の解任その他監督上必要な措置を命じ、若しくは当該保険持株会社の第二百七十一条の十八第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消し、又は当該保険持株会社の子会社である保険会社に対しその業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された保険持株会社に対して与えられているものとみなす。

254 (略)

(報告又は資料の提出)

第二百七十二条の二十二 (略)

2 内閣総理大臣は、少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該少額短期保険業者の子法人等(子会社その他少額短期保険業者がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。)又は当該少額短期保険業者から業務の委託を受けた者に対し、当該少額短期保険業者の業務又は財産の状況に関

を受けた者を含む。次項並びに同条第二項及び第三項において同じ。)  
) に対し、当該少額短期保険業者の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 (略)

(経理、監督等に関する規定の準用)

第二百七十二條の四十 (略)

2 第二百七十一條の二十七の規定は少額短期保険業者を子会社とする少額短期保険持株会社、当該少額短期保険持株会社の子法人等(子会社その他当該少額短期保険持株会社がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)  
) 又は当該少額短期保険持株会社から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。以下この項において同じ。)  
) について、第二百七十一條の二十八第一項の規定は少額短期保険業者を子会社とする少額短期保険持株会社について、同条第二項及び第四項の規定は少額短期保険持株会社の子法人等又は当該少額短期保険持株会社から業務の委託を受けた者について、同条第三項の規定はこれらの規定による立入り、質問又は検査をする職員について、第二百七十一條の二十八の二の規定は少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者について、第二百七十一條の二十九第一項及び第二項の規定は少額短期保険持株会社について、同条第三項の規定は少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者について、第二百七十一條の三十

し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 (略)

(経理、監督等に関する規定の準用)

第二百七十二條の四十 (略)

2 第二百七十一條の二十七の規定は少額短期保険業者を子会社とする少額短期保険持株会社、当該少額短期保険持株会社の子法人等(子会社その他当該少額短期保険持株会社がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)  
) 又は当該少額短期保険持株会社から業務の委託を受けた者(以下この条において同じ。)  
) について、第二百七十一條の二十八第一項の規定は少額短期保険業者を子会社とする少額短期保険持株会社について、同条第二項及び第四項の規定は少額短期保険持株会社の子法人等又は当該少額短期保険持株会社から業務の委託を受けた者について、同条第三項の規定はこれらの規定による立入り、質問又は検査をする職員について、第二百七十一條の二十八の二の規定は少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者について、第二百七十一條の二十九第一項及び第二項の規定は少額短期保険持株会社について、同条第三項の規定は少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者について、第二百七十一條の三十の規定は少額短期保険持株会社又は少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者について、そ

十の規定は少額短期保険持株会社又は少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者について、それぞれ準用する。この場合において、第二百七十一条の二十七第一項中「第二百二十八条第一項」とあるのは「第二百七十二条の二十二第一項」と、第二百七十一条の二十八第一項及び第二項中「第二百二十九条第一項」とあるのは「第二百七十二条の二十三第一項」と、第二百七十一条の三十一第二項と、第二百七十一条の三十五第一項若しくは第三項ただし書の認可」とあるのは「第二百七十二条の三十五第一項若しくは第三項ただし書の認可」と、「同条第一項の認可」と、「同条第二項の認可」と、「当該認可」とあるのは「当該承認」と、同条第二項中「第二百七十一条の十八第一項又は第三項ただし書の認可」とあるのは「第二百七十二条の三十五第一項又は第三項ただし書の認可」と、同条第三項中「第二百七十一条の十第二項」とあるのは「第二百七十二条の三十一第二項」と、同条第四項第一号及び第二号中「第二百七十一条の十八第一項の認可」とあるのは「第二百七十二条の三十五第一項の認可」と、同項第三号中「第二百七十一条の十八第三項ただし書の認可」とあるのは「第二百七十二条の三十五第三項ただし書の認可」と、同項第四号中「第二百七十一条の十八第一項又は第三項ただし書の認可」とあるのは「第二百七十二条の三十五第一項又は第三項ただし書の認可」と読み替えるものとする。

第三百十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

れぞれ準用する。この場合において、第二百七十一条の二十七第一項中「第二百二十八条第一項」とあるのは「第二百七十二条の二十二第一項」と、第二百七十一条の二十八第一項及び第二項中「第二百二十九条第一項」とあるのは「第二百七十二条の二十三第一項」と、第二百七十一条の三十第一項中「第二百七十一条の十八第一項若しくは第三項ただし書の認可」とあるのは「第二百七十二条の三十五第一項若しくは第三項ただし書の認可」と、「同条第一項の認可」とあるのは「同条第一項の承認」と、「当該認可」とあるのは「当該承認」と、同条第二項中「第二百七十一条の十八第一項又は第三項ただし書の認可」とあるのは「第二百七十二条の三十五第一項又は第三項ただし書の認可」と、同条第三項中「第二百七十一条の十第二項」とあるのは「第二百七十二条の三十一第二項」と、同条第四項第一号及び第二号中「第二百七十一条の十八第一項の認可」とあるのは「第二百七十二条の三十五第一項の認可」と、同項第三号中「第二百七十一条の十八第三項ただし書の認可」とあるのは「第二百七十二条の三十五第三項ただし書の認可」と、同項第四号中「第二百七十一条の十八第一項又は第三項ただし書の認可」とあるのは「第二百七十二条の三十五第一項又は第三項ただし書の認可」と読み替えるものとする。

第三百十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇四 (略)

五 第百条の五第一項(第百九十九条において準用する場合を含む。)  
の規定に違反して、運用報告書を交付せず、若しくは同項に  
規定する事項を記載しない運用報告書若しくは虚偽の記載をした  
運用報告書を交付した者又は第百条の五第二項(第百九十九条に  
おいて準用する場合を含む。)に規定する方法により当該事項を  
欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

六〇九 (略)

第三百二十一条 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人  
の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若  
しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者  
が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定  
の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対  
して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を  
科する。

一 第三百十五条第三号から第五号まで、第八号若しくは第九号又  
は第三百十六条第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号  
三億円以下の罰金刑

二〇三 (略)

四 第三百十五条(第三号から第五号まで、第八号及び第九号を除  
く。)、第三百十五条の二、第三百十六条第四号若しくは第五号  
、第三百十六条の三第二号、第三百十七条第四号から第六号まで

一〇四 (略)

(新設)

五〇八 (略)

第三百二十一条 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人  
の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若  
しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者  
が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定  
の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対  
して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を  
科する。

一 第三百十五条第三号、第四号、第七号若しくは第八号又は第三  
百十六条第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号 三億円  
以下の罰金刑

二〇三 (略)

四 第三百十五条(第三号、第四号、第七号及び第八号を除く。)  
、第三百十五条の二、第三百十六条第四号若しくは第五号、第三  
百十六条の三第二号、第三百十七条第四号から第六号まで、第三

2

、第三百十七條の二（第二号を除く。）又は第三百十八條の二から前条まで 各本条の罰金刑  
(略)

2

百十七條の二（第二号を除く。）又は第三百十八條の二から前条まで 各本条の罰金刑  
(略)

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この法律（第九項第一号、第三百七十七条第一項、第四百四十六条第一項及び第四百九十条第一項を除く。）において「金融商品取引業者」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者であつて、同法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金にその会員として加入しているものをいう。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>9 この法律において「監督庁」とは、次に定める行政庁をいう。</p> <p>一 銀行、外国銀行支店（銀行法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）、銀行持株会社（同法第二条第三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下同じ。）、信用金庫、信用協同組合、信用金庫連合会、信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）、金融商品取引</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この法律（第九項第一号及び第四百九十条第一項を除く。）において「金融商品取引業者」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者であつて、同法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金にその会員として加入しているものをいう。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>9 この法律において「監督庁」とは、次に定める行政庁をいう。</p> <p>一 銀行、信用金庫、信用協同組合、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、保険会社及び少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）については、内閣総理大臣とする。</p>

業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、「指定親会社（同法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。以下同じ。）」、保険会社、保険持株会社（保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。以下同じ。）及び少額短期保険業者（同法第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）については、内閣総理大臣とする。

二 労働金庫及び労働金庫連合会については、内閣総理大臣及び厚生労働大臣とする。

三 （略）

10 〽 12 （略）

（解散後の協同組織金融機関による更生手続開始の申立て）

第十七条 清算中又は破産手続開始後の協同組織金融機関がその更生手続開始の申立てをするには、中小企業等協同組合法第五十三条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第四十八条の三又は労働金庫法第五十三条に定める決議によらなければならない。

（更生手続開始の申立て等）

第三百七十七条 監督庁は、金融機関、外国銀行支店に係る外国銀行（銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行をいう。以下同じ。）、「銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、金融商品取引業者（

二 労働金庫については、内閣総理大臣及び厚生労働大臣とする。

三 （略）

10 〽 12 （略）

（解散後の協同組織金融機関による更生手続開始の申立て）

第十七条 清算中又は破産手続開始後の協同組織金融機関がその更生手続開始の申立てをするには、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第五十三条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第四十八条の三又は労働金庫法第五十三条に定める決議によらなければならない。

（更生手続開始の申立て等）

第三百七十七条 監督庁は、金融機関、保険会社及び少額短期保険業者（以下この節において「金融機関等」という。）に破産手続開始の原因となる事実が生ずるおそれがあるときは、当該金融機関等に

金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。  
（指定親会社、保険会社、保険持株会社及び少額短期保険業者（以下この節において「金融機関等」という。）に破産手続開始の原因となる事実が生ずるおそれがあるときは、当該金融機関等について更生手続開始の申立てをすることができる。）

2 監督庁は、前項の規定により金融機関、外国銀行支店に係る外国銀行、銀行持株会社及び長期信用銀行持株会社の更生手続開始の申立てをすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。ただし、当該更生手続開始の申立てが株式会社商工組合中央金庫についてのものである場合は、この限りでない。

3 監督庁は、第一項の規定により金融商品取引業者及び指定親会社の更生手続開始の申立てをすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

4 監督庁は、第一項の規定により保険会社、保険持株会社及び少額短期保険業者の更生手続開始の申立てをすることが保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

5・6 (略)

ついて更生手続開始の申立てをすることができる。

2 監督庁は、前項の規定により金融機関の更生手続開始の申立てをすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。ただし、当該更生手続開始の申立てが株式会社商工組合中央金庫についてのものである場合は、この限りでない。

(新設)

3 監督庁は、第一項の規定により保険会社及び少額短期保険業者の更生手続開始の申立てをすることが保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

4・5 (略)

(監督庁への通知)

第三百七十九条 (略)

(削る)

(更生事件の通知の特例)

第三百八十三条の二 金融機関等に係る更生事件についての会社更生法第四十二条第二項(第三十一条及び第九十六条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、知れている更生債権者等の数が千人以上であるものとみなす。

(決済債務の弁済等の許可)

第四百二条 (略)

2 裁判所は、前項の許可と同時に、弁済を行う決済債務の種類又は払戻しを行う預金等の種別、弁済又は払戻し(以下この条、第四百七十三条第二項及び第三項並びに第五百十三条第二項及び第三項において「弁済等」という。)の限度額及び弁済等をする期間(当該期間の末日は、債権届出期間の末日より前の日でなければならないものとする。)を定めなければならない。

3 (略)

(保険会社の更生計画)

(監督庁への通知)

第三百七十九条 (略)

2 金融商品取引業者について更生手続開始の申立てがあつたときは、裁判所書記官は、監督庁にその旨を通知しなければならない。

(更生事件の通知の特例)

第三百八十三条の二 金融機関等及び金融商品取引業者に係る更生事件についての会社更生法第四十二条第二項(第三十一条及び第九十六条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、知れている更生債権者等の数が千人以上であるものとみなす。

(決済債務の弁済等の許可)

第四百二条 (略)

2 裁判所は、前項の許可と同時に、弁済を行う決済債務の種類又は払戻しを行う預金等の種別、弁済又は払戻し(以下この条、第四百七十三条及び第五百九条の二において「弁済等」という。)の限度額及び弁済等をする期間(当該期間の末日は、債権届出期間の末日より前の日でなければならないものとする。)を定めなければならない。

3 (略)

(保険会社の更生計画)

第四百四十五条 (略)

2 (略)

3 第二百六十条第一項又は会社更生法第六十八条第一項の規定は、更生計画において、運用実績連動型保険契約（保険業法第百条の五第一項に規定する運用実績連動型保険契約をいう。）に係る債権について、その他の保険契約に係る債権に比して有利な条件を定めることを妨げるものと解してはならない。

4 (略)

(再生手続開始の申立て等)

第四百四十六条 監督庁は、金融機関、外国銀行支店に係る外国銀行、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、指定親会社及び保険持株会社（以下この節において「金融機関等」という。）に破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるときは、裁判所に対し、再生手続開始の申立てをすることができる。

2 第三百七十七条第二項の規定は監督庁が前項の規定によりする金融機関、外国銀行支店に係る外国銀行、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、信用金庫連合会、信用協同組合及び労働金庫連合会の再生手続開始の申立てについて、同条第三項の規定は監督庁が前項の規定によりする金融商品取引業者及び指定親会社の再生手続開始の申立てについて、同条第四項の規定は監督庁が前項の規定

第四百四十五条 (略)

2 (略)

3 第二百六十条第一項又は会社更生法第六十八条第一項の規定は、更生計画において、運用実績連動型保険契約（保険業法第六十八条第一項に規定する運用実績連動型保険契約をいう。）に係る債権について、その他の保険契約に係る債権に比して有利な条件を定めることを妨げるものと解してはならない。

4 (略)

(再生手続開始の申立て等)

第四百四十六条 監督庁は、金融機関に破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるときは、裁判所に対し、再生手続開始の申立てをすることができる。

2 第三百七十七条第二項の規定は、監督庁が前項の規定によりする金融機関の再生手続開始の申立てについて準用する。

によりする保険持株会社の再生手続開始の申立てについて、それぞれ準用する。

3 (略)

(監督庁への通知)

第四百四十八条 金融機関等について再生手続開始の申立てがあったとき(第四百四十六条第一項の規定により監督庁が再生手続開始の申立てをしたときを除く。)は、裁判所書記官は、監督庁にその旨を通知しなければならない。

(削る)

(他の手続の中止命令等の申立て等)

第四百四十九条 金融機関等について再生手続開始の申立てがあった場合においては、監督庁は、民事再生法第二十六条第一項又は第二十七条第一項(これらの規定を同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による申立てをすることができる。

2・3 (略)

(保全処分の申立て等)

第四百五十条 金融機関等について再生手続開始の申立てがあった場合においては、監督庁は、民事再生法第三十条第一項(同法第三十条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規

3 (略)

(監督庁への通知)

第四百四十八条 金融機関等について再生手続開始の申立てがあったとき(第四百四十六条第一項の規定により監督庁が再生手続開始の申立てをしたときを除く。)は、裁判所書記官は、監督庁にその旨を通知しなければならない。

2| 金融商品取引業者について再生手続開始の申立てがあったときは、裁判所書記官は、監督庁にその旨を通知しなければならない。

(他の手続の中止命令等の申立て等)

第四百四十九条 金融機関等について再生手続開始の申立てがあった場合においては、監督庁は、民事再生法第二十六条第一項又は第二十七条第一項(これらの規定を同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による申立てをすることができる。

2・3 (略)

(保全処分の申立て等)

第四百五十条 金融機関等について再生手続開始の申立てがあった場合においては、監督庁は、民事再生法第三十条第一項(同法第三十条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規

規定による申立てをすることができる。

2・3 (略)

(保全管理命令の申立て等)

第四百五十一条 金融機関等について再生手続開始の申立てがあつた場合においては、監督庁は、民事再生法第七十九条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による申立てをすることができる。

2・3 (略)

(担保権の実行手続の中止命令の申立て)

第四百五十二条 金融機関等について再生手続開始の申立てがあつた場合においては、監督庁は、再生手続開始の決定前に限り、民事再生法第三十一条第一項の規定による申立てをすることができる。

(管理命令の申立て等)

第四百五十三条 金融機関等について再生手続開始の申立てがあつた場合においては、監督庁は、民事再生法第六十四条第一項の規定による申立てをすることができる。

2・3 (略)

(再生事件の管轄、移送及び通知の特例)

第四百五十五条 金融機関等に係る再生事件についての民事再生法第

定による申立てをすることができる。

2・3 (略)

(保全管理命令の申立て等)

第四百五十一条 金融機関等について再生手続開始の申立てがあつた場合においては、監督庁は、民事再生法第七十九条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による申立てをすることができる。

2・3 (略)

(担保権の実行手続の中止命令の申立て)

第四百五十二条 金融機関等について再生手続開始の申立てがあつた場合においては、監督庁は、再生手続開始の決定前に限り、民事再生法第三十一条第一項の規定による申立てをすることができる。

(管理命令の申立て等)

第四百五十三条 金融機関等について再生手続開始の申立てがあつた場合においては、監督庁は、民事再生法第六十四条第一項の規定による申立てをすることができる。

2・3 (略)

(再生事件の管轄、移送及び通知の特例)

第四百五十五条 金融機関及び金融商品取引業者に係る再生事件につ

五条第八項及び第九項並びに第七条第四号ロ及びハの規定の適用については、再生債権者の数が千人以上であるものとみなす。

2 金融機関等に係る再生事件についての民事再生法第三十四条第二項の規定の適用については、知れている再生債権者の数が千人以上であるものとみなす。

(破産手続開始の申立て等)

第四百九十条 監督庁は、金融機関、外国銀行支店に係る外国銀行、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、指定親会社、保険会社、保険持株会社及び少額短期保険業者（以下この節において「金融機関等」という。）に破産手続開始の原因となる事実があるときは、破産手続開始の申立てをすることができる。

2 第三百七十七条第二項の規定は監督庁が前項の規定によりする金融機関、外国銀行支店に係る外国銀行、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、信用金庫連合会、信用協同組合及び労働金庫連合会の破産手続開始の申立てについて、同条第三項の規定は監督庁が前項の規定によりする金融商品取引業者及び指定親会社の破産手続開始の申立てについて、同条第四項の規定は監督庁が前項の規定によりする保険会社、保険持株会社及び少額短期保険業者の破産手続開始の申立てについて、それぞれ準用する。

いての民事再生法第五条第八項及び第九項並びに第七条第四号ロ及びハの規定の適用については、再生債権者の数が千人以上であるものとみなす。

2 金融機関及び金融商品取引業者に係る再生事件についての民事再生法第三十四条第二項の規定の適用については、知れている再生債権者の数が千人以上であるものとみなす。

(破産手続開始の申立て等)

第四百九十条 監督庁は、金融機関、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、保険会社及び少額短期保険業者（以下この節において「金融機関等」という。）に破産手続開始の原因となる事実があるときは、破産手続開始の申立てをすることができる。

2 第三百七十七条第二項の規定は監督庁が前項の規定によりする金融機関の破産手続開始の申立てについて、同条第三項の規定は監督庁が前項の規定によりする保険会社及び少額短期保険業者の破産手続開始の申立てについて、それぞれ準用する。

(削る)

3 |

(略)

3 |

監督庁は、第一項の規定により金融商品取引業者の破産手続開始の申立てをすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

4 |

(略)

改正案

現行

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 地方債等の振替</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第六節 投資信託又は外国投資信託の受益権の振替（第二百一十一条―第二百一十五条）</p> <p>第七節～第九節（略）</p> <p>第六章の二～第九章（略）</p> <p>第十章 投資口等の振替</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 新投資口予約権の振替（第二百四十七条の二―第二百四十七條の四）</p> <p>第五節 特定目的会社の新優先出資の引受権の振替（第二百四十八条・第二百四十九条）</p> <p>第六節 特定目的会社の転換特定社債の振替（第二百五十条―第二百五十二条）</p> <p>第七節 特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債の振替（第二百五十三條―第二百五十五条）</p> <p>第十一章～第十四章（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 地方債等の振替</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第六節 投資信託又は外国投資信託の受益権の振替（第二百一十一条―第二百一十三条）</p> <p>第七節～第九節（略）</p> <p>第六章の二～第九章（略）</p> <p>第十章 投資口等の振替</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 特定目的会社の新優先出資の引受権の振替（第二百四十八条・第二百四十九条）</p> <p>第五節 特定目的会社の転換特定社債の振替（第二百五十条―第二百五十二条）</p> <p>第六節 特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債の振替（第二百五十三條―第二百五十五条）</p> <p>第十一章～第十四章（略）</p>

附則

(定義)

第二条 この法律において「社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一 一十七 (略)

十七の二 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する新投資口

予約権

十八 一 二十一 (略)

2 一 11 (略)

(業務規程)

第十一条 振替機関は、業務規程において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 一 三 (略)

四 取り扱う社債等に応じた第七十八条第一項(第一百三十三條、第百

十五條、第一百七七條、第一百八八條、第二百十條、第二百一十一條、

第二百二十二條、第二百二十四條、第二百二十七條及び第二百七十六條

第一号において準用する場合を含む。)、第二百三十三條第一項、第百

七條第一項、第二百二十七條の二十一第一項、第四百四十五條第一項

(第二百二十八條第一項、第二百三十五條第一項、第二百三十九

條第一項及び第二百七十六條第二号において準用する場合を含む

。)、第二百七十九條第一項(第二百四十七條の三第一項、第二百

四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合

附則

(定義)

第二条 この法律において「社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一 一 十七 (略)

(新設)

十八 一 二十一 (略)

2 一 11 (略)

(業務規程)

第十一条 振替機関は、業務規程において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 一 三 (略)

四 取り扱う社債等に応じた第七十八条第一項(第一百三十三條、第百

十五條、第一百七七條、第一百八八條、第二百十條、第二百一十一條、

第二百二十二條、第二百二十四條、第二百二十七條及び第二百七十六條

第一号において準用する場合を含む。)、第二百三十三條第一項、第百

七條第一項、第二百二十七條の二十一第一項、第四百四十五條第一項

(第二百二十八條第一項、第二百三十五條第一項、第二百三十九

條第一項及び第二百七十六條第二号において準用する場合を含む

。)、第二百七十九條第一項(第二百四十九條第一項及び第二百七

十六條第三号において準用する場合を含む。)、又は第二百十條第

を含む。)又は第二百十條第一項(第二百五十一條第一項、第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。)に規定する場合の振替機関の義務の履行に関する事項

五 加入者が口座管理機関である場合における次に掲げる事項

イ (略)

ロ 取り扱う社債等に応じた第七十九條第一項(第一百三條、第一百五條、第一百七條、第一百八條、第二十條、第二十一條、第二十二條、第二十四條、第二十七條及び第二百七十六條第一号において準用する場合を含む。)、第四百四條第一項、第八條第一項、第二百二十七條の二十二第一項、第四百四十六條第一項(第二百二十八條第一項、第二百三十五條第一項、第二百三十九條第一項及び第二百七十六條第二号において準用する場合を含む。)、第八十條第一項(第二百四十七條の三第一項、第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。)又は第二百十一條第一項(第二百五十一條第一項、第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。)に規定する場合の口座管理機関の義務の履行に関する事項

ハ・ニ (略)

六・七 (略)

2 前項第五号イに掲げる事項には、各口座管理機関(第四十四條第一項第十三号に掲げる者を除く。)が、その加入者(同号に掲げる

一項(第二百五十一條第一項、第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。))に規定する場合の振替機関の義務の履行に関する事項

五 加入者が口座管理機関である場合における次に掲げる事項

イ (略)

ロ 取り扱う社債等に応じた第七十九條第一項(第一百三條、第一百五條、第一百七條、第一百八條、第二十條、第二十一條、第二十二條、第二十四條、第二十七條及び第二百七十六條第一号において準用する場合を含む。)、第四百四條第一項、第八條第一項、第二百二十七條の二十二第一項、第四百四十六條第一項(第二百二十八條第一項、第二百三十五條第一項、第二百三十九條第一項及び第二百七十六條第二号において準用する場合を含む。)、第八十條第一項(第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。)又は第二百十一條第一項(第二百五十一條第一項、第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。)に規定する場合の口座管理機関の義務の履行に関する事項

ハ・ニ (略)

六・七 (略)

2 前項第五号イに掲げる事項には、各口座管理機関(第四十四條第一項第十三号に掲げる者を除く。)が、その加入者(同号に掲げる

者、金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家及び国、地方公共団体その他の政令で定める者を除く。以下この項及び第三章において同じ。）に対して、当該加入者の上位機関（保証が行われない場合においても加入者の保護に支障がない者として主務省令で定めるものを除く。）が取り扱う社債等に応じて当該加入者に対して負う第八十条第二項若しくは第八十一条第二項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第百五条第二項、第百六条第二項、第百九条第三項、第百十条第三項、第百二十七条の二十三第三項、第百二十七条の二十四第二項、第百四十七条第二項（第百二十八条第一項、第百三十五条第一項、第百三十九条第一項及び第百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百四十八条第二項（第百二十八条第一項、第百三十五条第一項、第百三十九条第一項及び第百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百八十一条第二項若しくは第百八十二条第二項（これらの規定を第百四十七条の三第一項、第百四十九条第一項及び第百七十六条第三号において準用する場合を含む。）又は第百二十二条第二項若しくは第百三十三条第二項（これらの規定を第百五十一条第一項、第百五十四条第一項及び第百七十六条第四号において準用する場合を含む。）に規定する義務の全部の履行を連帯して保証する旨を含むものでなければならぬ。

者、金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家及び国、地方公共団体その他の政令で定める者を除く。以下この項及び第三章において同じ。）に対して、当該加入者の上位機関（保証が行われない場合においても加入者の保護に支障がない者として主務省令で定めるものを除く。）が取り扱う社債等に応じて当該加入者に対して負う第八十条第二項若しくは第八十一条第二項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第百五条第二項、第百六条第二項、第百九条第三項、第百十条第三項、第百二十七条の二十三第三項、第百二十七条の二十四第二項、第百四十七条第二項（第百二十八条第一項、第百三十五条第一項、第百三十九条第一項及び第百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百四十八条第二項（第百二十八条第一項、第百三十五条第一項、第百三十九条第一項及び第百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百八十一条第二項若しくは第百八十二条第二項（これらの規定を第百四十九条第一項及び第百七十六条第三号において準用する場合を含む。）又は第百二十二条第二項若しくは第百三十三条第二項（これらの規定を第百五十一条第一項、第百五十四条第一項及び第百七十六条第四号において準用する場合を含む。）に規定する義務の全部の履行を連帯して保証する旨を含むものでなければならぬ。

(口座の開設及び振替口座簿の備付け)

第十二条 (略)

2 振替機関は、第七十八条第一項及び第三項（これらの規定を第十三条、第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八条、第一百二十条、第二百一条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第三百三条第一項及び第三項、第一百七条第一項及び第四項、第二百二十七条の二十一第一項及び第三項、第四百四十五条第一項及び第三項（これらの規定を第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第一百七十九条第一項及び第三項（これらの規定を第二百四十七條の三第一項、第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。）又は第二百十條第一項及び第四項（これらの規定を第二百五十一條第一項、第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。）の義務を履行する目的のため、自己のために社債等の振替を行うための口座（以下「機関口座」という。）を開設することができる。

3 (略)

(事故の報告)

第十九条 振替機関は、第七十八条第一項（第一百三條、第一百五條、第一百七條、第一百八條、第一百二十條、第二百一十一條、第二百二十

(口座の開設及び振替口座簿の備付け)

第十二条 (略)

2 振替機関は、第七十八条第一項及び第三項（これらの規定を第十三条、第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八条、第一百二十条、第二百一条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第三百三条第一項及び第三項、第一百七条第一項及び第四項、第二百二十七条の二十一第一項及び第三項、第四百四十五条第一項及び第三項（これらの規定を第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第一百七十九条第一項及び第三項（これらの規定を第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。）又は第二百十條第一項及び第四項（これらの規定を第二百五十一條第一項、第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。）の義務を履行する目的のため、自己のために社債等の振替を行うための口座（以下「機関口座」という。）を開設することができる。

3 (略)

(事故の報告)

第十九条 振替機関は、第七十八条第一項（第一百三條、第一百五條、第一百七條、第一百八條、第一百二十條、第二百一十一條、第二百二十

二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第三百三条第一項、第一百七十七条第一項、第二百二十七条の二十一第一項、第四百四十五条第一項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第一百七十九条第一項（第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）若しくは第二百十条第一項（第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）の場合その他主務省令で定める事故が生じた場合又はその下位機関において第七十九条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第百四条第一項、第百八条第一項、第百四十六条第一項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百八十条第一項（第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）若しくは第二百十一条第一項（第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）の場合その他主務省令で定める事故が生じた場合には、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第三百三条第一項、第一百七十七条第一項、第二百二十七条の二十一第一項、第四百四十五条第一項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第一百七十九条第一項（第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）若しくは第二百十条第一項（第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）の場合その他主務省令で定める事故が生じた場合又はその下位機関において第七十九条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第百四条第一項、第百八条第一項、第百四十六条第一項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百八十条第一項（第二百四十九  
九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）若しくは第二百十一条第一項（第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）の場合その他主務省令で定める事故が生じた場合には、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

第四十八条 前条第一項の指定を受けた日本銀行は、振替機関とみなして、この法律の規定（第五条から第七条まで、第九条、第二十条第二項及び第三項、第二十三条第三号及び第四号、第二十四条から第三十条まで、第四十条、第四十一条第一項第二号、第四十三条、次条、第五十条、第四章並びに第六章から第十二章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十二条から第十八条まで及び第二十七条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第十二条第二項	第七十八条第一項及び第三項（これらの規定を第十三条、第十五条、第一百七条、第一百八条、第二百十条、第二百一十一条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第	自己

第四十八条 前条第一項の指定を受けた日本銀行は、振替機関とみなして、この法律の規定（第五条から第七条まで、第九条、第二十条第二項及び第三項、第二十三条第三号及び第四号、第二十四条から第三十条まで、第四十条、第四十一条第一項第二号、第四十三条、次条、第五十条、第四章並びに第六章から第十二章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十二条から第十八条まで及び第二十七条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第十二条第二項	第七十八条第一項及び第三項（これらの規定を第十三条、第十五条、第一百七条、第一百八条、第二百十条、第二百一十一条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第	自己

---

---

二百七十六条第一号  
において準用する場  
合を含む。）、第百  
三条第一項及び第三  
項、第百七条第一項  
及び第四項、第百四  
十五条第一項及び第  
三項（これらの規定  
を第二百二十八条第  
一項、第二百三十五  
条第一項、第二百三  
十九条第一項及び第  
二百七十六条第二号  
において準用する場  
合を含む。）、第百  
七十九条第一項及び  
第三項（これらの規  
定を第二百四十七条  
の三第一項、第二百  
四十九条第一項及び  
第二百七十六条第三  
号において準用する  
場合を含む。）又は

---

---

---

---

二百七十六条第一号  
において準用する場  
合を含む。）、第百  
三条第一項及び第三  
項、第百七条第一項  
及び第四項、第百四  
十五条第一項及び第  
三項（これらの規定  
を第二百二十八条第  
一項、第二百三十五  
条第一項、第二百三  
十九条第一項及び第  
二百七十六条第二号  
において準用する場  
合を含む。）、第百  
七十九条第一項及び  
第三項（これらの規  
定を第二百四十九条  
第一項及び第二百七  
十六条第三号におい  
て準用する場合を含  
む。）又は第二百十  
条第一項及び第四項

---

---

(略)		(略)	<p>第二百十条第一項及び第四項（これらの規定を第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六号第四号において準用する場合を含む。）の義務を履行する目的のため、自己</p>	(略)	
-----	--	-----	----------------------------------------------------------------------------------------------	-----	--

(受託者への通知等)

第五十八条 振替機関等が次に掲げる規定に違反して振替口座簿に記載若しくは記録の漏れを生じさせ、又は記載若しくは記録の誤りを生じさせたこと（第六十条第一項において「誤記載等」という。）によって加入者に対して与えた損害に係る債務を負う当該加入者の直近上位機関又は直近上位機関であった者であつて、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定（以下この条において「破産手続開始決定等」という。）を受けたもの（以下この節及び第

(略)		(略)	<p>（これらの規定を第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六号第四号において準用する場合を含む。）の義務を履行する目的のため、自己</p>	(略)	
-----	--	-----	---------------------------------------------------------------------------------	-----	--

(受託者への通知等)

第五十八条 振替機関等が次に掲げる規定に違反して振替口座簿に記載若しくは記録の漏れを生じさせ、又は記載若しくは記録の誤りを生じさせたこと（第六十条第一項において「誤記載等」という。）によって加入者に対して与えた損害に係る債務を負う当該加入者の直近上位機関又は直近上位機関であった者であつて、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定（以下この条において「破産手続開始決定等」という。）を受けたもの（以下この節及び第

四節において「破産直近上位機関等」という。）は、直ちに、破産手続開始決定等がされた旨その他主務省令で定める事項を受託者に通知するとともに、主務大臣に報告しなければならない。

一〇七（略）

八 第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七条、第三百三条第五項、第四百四条第五項、第四百七条第六項、第四百八条第五項、第二百二十一条の二第四項若しくは第五項、第二百二十一条の三第四項若しくは第五項、第二百一十一条の四第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二百二十二条の二第四項若しくは第五項又は第二百二十四条の二第四項若しくは第五項

八の二〇十（略）

十一 第三百三十四条第一項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）

十二〇二十一（略）

二十二 第六十六条第二項（同条第三項（第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）

二十三 第六十八条第一項（第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合

四節において「破産直近上位機関等」という。）は、直ちに、破産手続開始決定等がされた旨その他主務省令で定める事項を受託者に通知するとともに、主務大臣に報告しなければならない。

一〇七（略）

八 第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七条、第三百三条第五項、第四百四条第五項、第四百七条第六項、第四百八条第五項、第二百二十一条の二第四項若しくは第五項、第二百二十二条の二第四項若しくは第五項又は第二百二十四条の二第四項若しくは第五項

八の二〇十（略）

十一 第三百三十四条第一項（第二百三十五条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）

十二〇二十一（略）

二十二 第六十六条第二項（同条第三項（第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）

二十三 第六十八条第一項（第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）

を含む。)

二十四 第七十条第一項(第二百四十七条の三第一項、第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。)

二十五 第七十一条第三項(同条第四項(第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。)、第二百四十七條の三第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。)

二十六 第七十二条(第二百四十七條の三第一項、第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。)

二十七 第七十三条(第二百四十七條の三第一項、第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。)

二十八 第七十九条第五項(第二百四十七條の三第一項、第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。)

二十九 第八十条第五項(第二百四十七條の三第一項、第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。)

三十～四十三 (略)

(投資法人債に関する社債に係る規定の準用)

二十四 第七十条第一項(第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。)

二十五 第七十一条第三項(同条第四項(第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。))及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。)

二十六 第七十二条(第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。)

二十七 第七十三条(第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。)

二十八 第七十九条第五項(第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。)

二十九 第八十条第五項(第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。)

三十～四十三 (略)

(投資法人債に関する社債に係る規定の準用)

第百十五条 第四章の規定（第六十六条第一号イからニまで、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第八十三条、第八十四条第四項、第八十六條の二並びに第八十六条の三の規定を除く。）は、投資法人債（投資信託及び投資法人に関する法律第二十九条に規定する投資法人債をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	第六十七条第一項	(略)
(略)	社債券	(略)
(略)	投資法人債券（投資信託及び投資法人に関する法律第二十九条第二十項に規定する投資法人債券をいう。以下同じ。）	(略)

（投資信託受益権に関する社債等に係る規定の準用）

第百十五条 第四章の規定（第六十六条第一号イからニまで、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第八十三条、第八十四条第四項、第八十六條の二並びに第八十六条の三の規定を除く。）は、投資法人債（投資信託及び投資法人に関する法律第二十七条に規定する投資法人債をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	第六十七条第一項	(略)
(略)	社債券	(略)
(略)	投資法人債券（投資信託及び投資法人に関する法律第二十八条第十八項に規定する投資法人債券をいう。以下同じ。）	(略)

（投資信託受益権に関する社債等に係る規定の準用）

第二百二十一条 第四章の規定（第六十六条第一号、第七十一条第八項及び第四節（第八十四条第二項、第八十五条第一項及び第八十六条の二第一項を除く。）の規定を除く。）、 第一百十四条第二項及び第一百五十五条の規定は、投資信託受益権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第七項に規定する受益権をいい、外国投資信託に係る信託契約に基づく受益権を含む。以下同じ。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十九条第二項	(略)	第六十九条第一項 第四号から第六号 まで	(削る)	(略)
金額	(略)	金額	(削る)	(略)
口数	(略)	口数	(削る)	(略)

第二百二十一条 第四章の規定（第六十六条第一号、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第七十一条第八項並びに第四節（第八十四条第二項及び第八十五条第一項を除く。）の規定を除く。）、 第一百十四条第二項及び第一百五十五条の規定は、投資信託受益権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第七項に規定する受益権をいい、外国投資信託に係る信託契約に基づく受益権を含む。以下同じ。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十九条第二項	(略)	第六十九条第一項 第四号	第六十九条第一項 第二号	(略)	(略)
加入者（同号の社債	(略)	金額（次号に掲げる ものを除く。）	振替社債の社債権者 又は質権者である	(略)	信託の受益者となる べき
加入者	(略)	口数	口数	(略)	(略)

第六十九條の二第 一項第一号	第六十九條の二第 一項各号列記以外 の部分					
	会社	会社	新設合併	当該会社	会社が	増額
第六十九條の二第 二項から第五項ま	通知又は振替の申請	会社	新設合併	当該会社	会社が	増額
受託者	通知	受託者	信託の併合	当該受託者	受託者（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の場合にあつては、委託者。以下同じ。）が	増加

(新設)	(新設)				第六十九條第二項 第二号	第一号イ
(新設)	(新設)	(新設)	第六号		金額と同項第五号の金額を合計した金額の増額	権者であるものに限る。）
(新設)	(新設)	(新設)	第四号		口数の増加	口数の増加

第七十条の二第二	第七十条第五項第三号及び第四号並びに第七項		(略)	第七十条第三項第二号	(略)	第七十条第一項	で
通知又は振替の申請	増額	振替金額	(略)	減額	(略)	減額若しくは増額	
通知	増加	振替口数	(略)	口数の減少	(略)	増加 口数の減少若しくは	

(新設)	第七十条第五項第三号及び第四号並びに第七項		(略)	第七十条第三項第二号	(略)	第七十条第一項	
(新設)	増額	振替金額	(略)	質権欄 減額	(略)	減額若しくは増額	
(新設)	増加	振替口数	(略)	第六十八条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。） 口数の減少	(略)	増加 口数の減少若しくは	

第八十四条第二項	(略)	項				
社債原簿	(略)	当該通知又は当該振替の申請	株主名簿	株式	会社	合併
受益権原簿	(略)	当該通知	受益権原簿（投資信託及び投資法人に関する法律第六条第七項において読み替えて準用する信託法第百八十六条に規定する受益権原簿をいう。以下同じ。）	受益権	信託	信託の併合
第八十四条第二項	(略)					
社債原簿	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
受益権原簿（投資信託及び投資法人に関する法律第六条第七項において読み替えて準用する信託法第百八十六条に規定する受益権原簿をいう。以下同じ。）	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

<p>第八十六条の二第一項</p>	<p>第八十五条第一項</p>	
<p>吸収合併存続会社（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社をいう。以下同じ。）</p>	<p>社債権者集会</p>	<p>会社法第七百二十三条第一項</p>
<p>信託の併合により消滅すべき受益権が振替投資信託受益権でない場合において、受託者が信託の併合</p>	<p>同条第一項の決議</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第七十六条第六項</p>
<p>(新設)</p>	<p>社債権者集会</p>	<p>第八十五条第一項</p>
<p>(新設)</p>	<p>社債権者集会</p>	<p>会社法第七百二十三条第一項</p>
<p>(新設)</p>	<p>同条第一項の決議</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第七十六条第六項</p>
<p>する法律第六条第七項において読み替えて準用する信託法第百八十六条に規定する受益権原簿をいう。</p>		



第八十七条第二項	
同項第七号に掲げる事項を知ることができ るようにする措置	第六十九条第一項の 吸収合併等」と総称 する。）又は新設合 併若しくは株式移転 （第七章から第九章 までにおいて「新設 合併等」と総称する 。） 吸収合併等がその効 力を生ずる日又は新 設会社等の成立の日 （以下この章及び第 七章から第九章まで において「合併等効 力発生日」という。
当該各号に定める事 項を知ることができ るようにする措置を	次の各号に掲げる 信託の併合がその効 力を生ずる日
(新設)	
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)

(略)			を執らなければなら ない。
(略)			執らなければなら ない。
(略)		一 第六十九条第一 項の通知 同項第 七号に掲げる事項 二 第二百一十一条の 三 第一項前段の通 知 同項第五号に 掲げる事項	

(振替投資信託受益権の併合又は分割に関する記載又は記録手続)  
 第二百一十一条の二 特定の銘柄(前条において準用する第六十八条第  
 三項第二号に規定する銘柄をいう。以下この条から第二百一十一条の  
 四までにおいて同じ。)の投資信託受益権で振替機関が取り扱うも  
 の(以下「振替投資信託受益権」という。)について併合又は分割  
 をしようとする場合には、当該振替投資信託受益権の発行者は、併  
 合又は分割の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の  
 同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければ  
 ならない。

一〜四 (略)

(略)			
(略)			
(略)			

(振替投資信託受益権の併合又は分割に関する記載又は記録手続)  
 第二百一十一条の二 特定の銘柄(前条において準用する第六十八条第  
 三項第二号に規定する銘柄をいう。以下この条において同じ。)の  
 投資信託受益権で振替機関が取り扱うもの(以下「振替投資信託受  
 益権」という。)について併合又は分割をしようとする場合には、  
 当該振替投資信託受益権の発行者は、併合又は分割の日の二週間前  
 までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対  
 し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一〜四 (略)

2・3 (略)

4 第一項又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、併合又は分割の日において、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置（顧客口座（前条において準用する第六十八条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。以下この条から第二百二十一条の四までにおいて同じ。）を有する振替機関等にあつては、イに掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている口座（顧客口座を除き、機関口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄（前条において準用する第六十九条第二項第一号イに規定する保有欄をいう。第二百二十一条の四第三項において同じ。）又は質権欄（前条において準用する同号ロに規定する質権欄をいう。第二百二十一条の四第三項において同じ。））。以下この条及び次条第四項において「対象保有欄等」という。）における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている口座に減少比率をそれぞれ乗じた口数（その口数に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）についての減少の記載又は記録

ロ (略)

二 (略)

5・6 (略)

2・3 (略)

4 第一項又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、併合又は分割の日において、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置（顧客口座（前条において準用する第六十八条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。以下この条において同じ。）を有する振替機関等にあつては、イに掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている口座（顧客口座を除き、機関口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄（前条において準用する第六十九条第二項第一号イに規定する保有欄をいう。第二百二十一条の四第三項において準用する第七十条第三項第二号に規定する質権欄をいう。）。以下この条において「対象保有欄等」という。）における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている口座に減少比率をそれぞれ乗じた口数（その口数に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）についての減少の記載又は記録

ロ (略)

二 (略)

5・6 (略)

(信託の併合により他の銘柄の振替投資信託受益権が交付される場合には、委託者又は記録手続)

第二百二十一条の三 信託の併合に係る各信託の受益権が振替投資信託

(新設)

受益権である場合において、受託者（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の場合にあつては、委託者。以下この条及び次条第一項において同じ。）が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付しようとするときは、当該受託者は、信託の併合がその効力を生ずる日の二週間前までに、当該受託者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。この場合において、第二百二十一条において準用する第六十九条及び第六十九条の二の規定は、適用しない。

一 従前の信託の受益者に対して当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権の銘柄

二 従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄

三 次のイの総口数のロの総口数に対する割合（以下この条において「割当比率」という。）

イ 第一号の振替投資信託受益権の総口数

ロ 前号の振替投資信託受益権の総口数

四 信託の併合がその効力を生ずる日

五 第一号の振替投資信託受益権のうち当該信託の併合により新たに生ずるものの総口数その他主務省令で定める事項

2 前項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は

、直ちに、当該通知に係る振替投資信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項第一号から第四号までに掲げる事項の通知をしなければならない。

3 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた直近下位機関について準用する。

4 第一項前段又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、信託の併合がその効力を生ずる日において、次に掲げる措置（顧客口座を有する振替機関等にあつては、第一号及び第二号に掲げるものに限る。）を執らなければならない。

一 その備える振替口座簿中の第一項第二号の振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている口数に割当比率をそれぞれ乗じた口数（その口数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）の同項第一号の振替投資信託受益権についての増加の記載又は記録

二 前号の対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている第一項第二号の振替投資信託受益権の全部についての記載又は記録の抹消

三 直近上位機関に対する第一号の規定により増加の記載又は記録をした口数の通知

5 前項第三号又は第三号の通知があつた場合には、当該通知を受け

た振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた口数の第一項第一号の振替投資信託受益権についての増加の記載又は記録

二 前号の口座の顧客口座における、当該顧客口座に記載又は記録がされている第一項第二号の振替投資信託受益権の全部についての記載又は記録の抹消

三 直近上位機関に対する前項第一号の規定により増加の記載又は記録がされた口数及び直近下位機関から同項第三号又はこの号の規定により通知を受けた口数の通知

6 第一項前段又は第二項（第三項において準用する場合を含む。）の通知を受けた振替機関等は、速やかに、その直近上位機関（振替機関にあつては受託者）に対し、信託の併合がその効力を生ずる日の前日のその備える振替口座簿における当該振替機関等の加入者の口座（顧客口座を除く。）に記載又は記録がされている当該信託の併合に係る振替投資信託受益権の口数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該振替投資信託受益権の口数の通知をしなければならない。

（信託の併合により振替投資信託受益権でない受益権が交付される場合に関する記載又は記録手続）

第二百一十一条の四 信託の併合により消滅すべき受益権が振替投資信

（新設）

託受益権である場合において、受託者が信託の併合に際して振替投資信託受益権でない受益権を交付しようとするときは、当該受託者は、第二号の日の二週間前までに、当該受託者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該振替投資信託受益権の銘柄

二 信託の併合がその効力を生ずる日

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替投資信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第二号の日において、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄又は質権欄）において、当該振替投資信託受益権の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資信託受益権についての投資信託及び投資法人に関する法

（その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資信託受益権についての投資信託及び投資法人に関する法

律の適用除外)

第二百二十一条の五 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資信託受益権については、投資信託及び投資法人に関する法律第六条第七項において準用する信託法第八十六条第三号及び第四号、第八十九条、第九十四条、第九十五条第一項、第九十九条、第二百条第一項並びに第二百一条第一項の規定は、適用しない。

(投資口に関する株式に係る規定の準用)

第二百二十八条 第七章の規定(第二百二十八条、第三百三十八条第六項、第四百四十五条第六項、第四百四十六条第六項、第四百四十七条第三項第三号、第四百五十条第五項、第四百五十六条、第四百五十七条、第四百六十条第二項、第四項及び第五項並びに第六十一条の規定を除く。次項において同じ。)は、投資口について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)
-----	-----

2 第七章の規定を投資口について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、

律の適用除外)

第二百二十一条の三 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資信託受益権については、投資信託及び投資法人に関する法律第五条第七項において準用する信託法第八十六条第三号及び第四号、第八十九条、第九十四条、第九十五条第一項、第九十九条、第二百条第一項並びに第二百一条第一項の規定は、適用しない。

(投資口に関する株式に係る規定の準用)

第二百二十八条 第七章の規定(第二百二十八条、第三百三十四条、第三百三十八条第六項、第四百四十五条第六項、第四百四十六条第六項、第四百四十七条第三項第三号、第四百五十条第五項及び第六項、第四百五十六条から第四百五十八条まで、第四百六十条第二項、第四項及び第五項並びに第六十一条の規定を除く。次項において同じ。)は、投資口について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)
-----	-----

2 第七章の規定を投資口について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、

政令で定める。

<p>第二百二十九条第三項第二号</p>	<p>商号及び発行者が種類株式発行会社であるときは、振替株式の種類</p>	<p>商号</p>	<p>(略)</p>	<p>消滅する会社又は株式交換若しくは株式移転をする会社（以下この章から第九章までにおいて「消滅会社等」と総称する存続会社等又は新設会社等</p>	<p>消滅する投資法人（以下「消滅投資法人」という）</p> <p>吸収合併により存続する投資法人（以下「存続投資法人」という。）又は新設合併により設立する投</p>
----------------------	---------------------------------------	-----------	------------	---------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------

政令で定める。

<p>第二百二十九条第三項第二号</p>	<p>商号及び発行者が種類株式発行会社であるときは、振替株式の種類（以下この章において「銘柄」という。）</p>	<p>商号</p>	<p>(略)</p>	<p>消滅する会社又は株式交換若しくは株式移転をする会社（以下この章から第九章までにおいて「消滅会社等」と総称する存続会社等又は新設会社等</p>	<p>消滅する投資法人（以下「消滅投資法人」という）</p> <p>吸収合併により存続する投資法人（以下「存続投資法人」という。）又は新設合併により設立する投</p>
----------------------	----------------------------------------------------------	-----------	------------	---------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------

(振替投資口についての投資信託及び投資法人に関する法律の適用)

(略)	第百四十五条第一項		
(略)	消却された		、合併等効力発生日
(略)	消却され、又は払い戻された	、合併の効力発生日 (吸収合併にあつては投資信託及び投資法人に関する法律第百四十七条第一項第 五号の効力発生日を いい、新設合併にあ つては同法第百四十 八条の二第一項の成 立の日をいう。以下 同じ。)	資法人(以下「新設 投資法人」という。 )

(振替投資口についての投資信託及び投資法人に関する法律の適用)

(略)	第百四十五条第一項		
(略)	消却された		、合併等効力発生日
(略)	払い戻された	、合併の効力発生日 (吸収合併にあつては投資信託及び投資法人に関する法律第百四十七条第一項第 四号の効力発生日を いい、新設合併にあ つては同法第百四十 八条の二第一項の成 立の日をいう。以下 同じ。)	資法人(以下「新設 投資法人」という。 )

除外)

第二百三十三条 (略)

- 2 投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の三第一項、第四百十九條の二第二項、第四百十九條の三第二項、第四百十九條の八第二項、第四百十九條の十二第二項及び第四百十九條の十三第二項の規定にかかわらず、振替投資口を發行している投資法人は、これらの規定による通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならない。

- 3 (略)

第四節 新投資口予約権の振替

(権利の帰属)

第二百四十七条の二 新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下同じ。）の發行の決定において、当該決定に基づき發行する新投資口予約権（その目的である投資口が振替投資口であるものに限る。）の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた新投資口予約権であつて、振替機関が取り扱うもの（以下「振替新投資口予約権」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

(新投資口予約権に関する新株予約権に係る規定の準用)

除外)

第二百三十三条 (略)

- 2 投資信託及び投資法人に関する法律第四百十九條の二第二項、第四百十九條の三第二項、第四百十九條の八第二項、第四百十九條の十二第二項及び第四百十九條の十三第二項の規定にかかわらず、振替投資口を發行している投資法人は、これらの規定による通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならない。

- 3 (略)

(新設)

(新設)

第二百四十七条の三 第八章の規定（第六十三條、第六十七條第

（新設）

二項、第八十四條（第二項を除く。）、第八十九條（第三項を除く。）及び第九十條の規定を除く。次項において同じ。）は、新投資口予約権について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中「新株予約権証券」とあるのは「新投資口予約権証券」と、「取得条項付新株予約権」とあるのは「取得条項付新投資口予約権」と読み替えるものとする。

2 第八章の規定を新投資口予約権について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

<p>第六十四條第一項</p>	<p>新株予約権証券</p>	<p>新投資口予約権証券 （投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。以下同じ。）</p>
<p>第六十七條第一項</p>	<p>新設合併に際して振替新株予約権を交付する場合その他の主</p>	<p>以下</p>

	<p>第百六十九条第二項</p>
<p>務省令で定める場合 にあつては、当該会 社に準ずる者として 主務省令で定めるも の。以下</p>	<p>合併により消滅する 会社の株式</p>
<p>新投資口予約権無償 割当て（投資信託及 び投資法人に関する 法律第八十八条の十 三に規定する新投資 口予約権無償割当て をいう。以下この項 において同じ。）を 受ける投資主の有す る投資口</p>	<p>株主名簿</p> <p>投資主名簿（同法第 七十七条の三第一項 に規定する投資主名 簿をいう。）</p> <p>合併に際して当該株 新投資口予約権無償</p>



	第百八十五条第二項	第百八十五条第三項	第百八十五条第四項	第百八十九条第三項
第二百三十六條第一項第七号イ	会社法第二百七十五条第一項	会社法第二百三十六條第一項第七号イ	会社法第二百七十五条第一項	合併（合併により当該発行者が消滅する場合に限る。） 、 吸収分割（会社法第七百五十八條第五号に規定する場合に限る。） 、 新設分割（同
第八十八條の二第四号イ	投資信託及び投資法人に関する法律第八十八條の十一第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第八十八條の二第四号イ	投資信託及び投資法人に関する法律第八十八條の十一第一項	合併（合併により当該発行者が消滅する場合に限る。）

又は合併等	これらの行為（以下この条において「合併等」という。）	法第七百六十三条第十号に規定する場合に限る。） 株式交換（同法第七百六十八条第一項第四号に規定する場合に限る。） 又は株式移転（同法第七百七十三条第一項第九号に規定する場合に限る。）
又は新設合併	吸収合併	

（適用除外）

第二百四十七条の四 振替新投資口予約権については、投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の八第一項、同条第四項において準用する会社法第二百五十九条第一項並びに第二百六十条第一項及び第二項並びに投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の八

（新設）

第五項において準用する会社法第二百六十八条第一項及び第二百六十九条第一項の規定は、適用しない。

#### 第五節 第七節 (略)

(信託財産である振替社債等の損失の補填)

第二百七十九条 信託会社又は信託業務を営む金融機関が信託財産として所有する社債等で振替機関が取り扱うもの(以下この条及び次条において「振替社債等」という。)について、当該振替社債等に係る当該信託会社又は信託業務を営む金融機関の口座が弁済義務(第八十条第二項若しくは第八十一条第二項(これらの規定を第二百三条、第二百十五条、第二百七条、第二百八条、第二百二十条、第二百一十一条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。)、第二百五条第二項、第二百六条第二項、第九十九条第三項若しくは第一百条第三項、第二百一十七条の二十三第二項若しくは第二百二十七条の二十四第二項、第二百四十七条第二項若しくは第二百四十八条第二項(これらの規定を第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。)、第八十一条第二項若しくは第八十二条第二項(これらの規定を第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。))又は第二百十二条第二項若しくは第二百十三条第二項(これらの規定を第二百五十一条第一項

#### 第四節 第六節 (略)

(信託財産である振替社債等の損失の補てん)

第二百七十九条 信託会社又は信託業務を営む金融機関が信託財産として所有する社債等で振替機関が取り扱うもの(以下この条及び次条において「振替社債等」という。)について、当該振替社債等に係る当該信託会社又は信託業務を営む金融機関の口座が弁済義務(第八十条第二項若しくは第八十一条第二項(これらの規定を第二百三条、第二百十五条、第二百七条、第二百八条、第二百二十条、第二百一十一条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。)、第二百五条第二項、第二百六条第二項、第九十九条第三項若しくは第一百条第三項、第二百一十七条の二十三第二項若しくは第二百二十七条の二十四第二項、第二百四十七条第二項若しくは第二百四十八条第二項(これらの規定を第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。)、第八十一条第二項若しくは第八十二条第二項(これらの規定を第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。))又は第二百十二条第二項若しくは第二百十三条第二項(これらの規定を第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び

、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。)の義務をいう。以下この条において同じ。)を負う振替機関等又は当該振替機関等の下位機関により開設されたものである場合において、当該振替機関等又は当該下位機関の弁済義務の不履行により信託財産に生じた損失を補填するときは、信託業法第二十四条第一項第四号の規定は、適用しない。

(主務大臣及び主務省令)

第二百八十五条 (略)

254 (略)

5 第六十八条第六項及び第六十九条第一項第七号(これらの規定を第十三条、第十五条、第十七条、第十八条、第二十条、第二十一条、第二十二條、第二十四条、第二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。)、第六十九条の二第一項(第二百一十一条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。)、第七十条の二第二項(第二百一十一条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。)、第二百一十一条の三第一項第五号、第二百二十七条の四第六項、第二百二十七条の五第一項第八号、第二百二十七条の六第一項、第二百二十七条の八第二項、第二百二十七条の十三第一項第七号、第二百二十七条の十四第一項第七号、第二百二十七条の二十七第三項、第二百二十九条第六項(第二百一十八條第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九條第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。)、第三百三十

第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。)の義務をいう。以下この条において同じ。)を負う振替機関等又は当該振替機関等の下位機関により開設されたものである場合において、当該振替機関等又は当該下位機関の弁済義務の不履行により信託財産に生じた損失を補てんするときは、信託業法第二十四条第一項第四号の規定は、適用しない。

(主務大臣及び主務省令)

第二百八十五条 (略)

254 (略)

5 第六十八条第六項及び第六十九条第一項第七号(これらの規定を第十三条、第十五条、第十七条、第十八条、第二十条、第二十一条、第二十二條、第二十四条、第二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。)、第六十九条の二第一項(第二百一十一条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。)、第七十条の二第二項(第二百一十一条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。)、第二百一十一条の三第一項第五号、第二百二十七条の四第六項、第二百二十七条の五第一項第八号、第二百二十七条の六第一項、第二百二十七条の八第二項、第二百二十七条の十三第一項第七号、第二百二十七条の十四第一項第七号、第二百二十七条の二十七第三項、第二百二十九条第六項(第二百一十八條第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九條第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。)、第三百三十



第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、  
第五百五十一条第七項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第  
一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準  
用する場合を含む。）、第五百五十二条第一項（第二百二十八条第一  
項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十  
六条第二号において準用する場合を含む。）、第五百五十四条第三項  
（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九  
条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、  
第五百五十九条第二項（第二百三十五条第一項及び第二百七十六  
条第二号において準用する場合を含む。）、第六百六十五条第六項（第  
二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六  
条第三号において準用する場合を含む。）、第六百六十六条第一項第  
九号（第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二  
百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第六百六十七  
条第一項（第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号にお  
いて準用する場合を含む。）、第六百六十九条第二項（第二百四十七  
条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含  
む。）、第六百八十六条第一項（同条第五項（第二百四十七条の三第  
一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、  
第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用  
する場合を含む。）、第六百九十四条第六項（第二百五十一条第一  
項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用す  
る場合を含む。）、第六百九十五条第一項第九号（第二百五十一条第

第五百五十一条第七項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一  
項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用  
する場合を含む。）、第五百五十二条第一項（第二百二十八条第一  
項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十  
六条第二号において準用する場合を含む。）、第五百五十四条第三項（  
第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九  
条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、  
第五百五十九条第二項（第二百三十五条第一項及び第二百七十六  
条第二号において準用する場合を含む。）、第六百六十五条第六項（第  
二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場  
合を含む。）、第六百六十六条第一項第九号（第二百四十九条第一項及  
び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第六百六  
十七条第一項（第二百七十六条第三号において準用する場合を含む  
。）、第六百六十九条第二項（第二百七十六条第三号において準用す  
る場合を含む。）、第六百八十六条第一項（同条第五項（第二百七十  
六条第三号において準用する場合を含む。）及び第二百七十六条第  
三号において準用する場合を含む。）、第六百九十四条第六項（第二  
百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四  
号において準用する場合を含む。）、第六百九十五条第一項第九号（  
第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第六百九十八  
条第二項（第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）

一、第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。）、第九十六條第一項（第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。）、第九十八條第二項（第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。）、第二百二條第三項第三号（第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。）、第二百三條第三項第四号（第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。）、第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。）、第二百二十八條において読み替えて準用する第二百五十九條第二項、第二百三十九條において読み替えて準用する第二百五十九條第二項並びに第二百七十七條における主務省令は、内閣府令・法務省令とする。

6・7 (略)

第二百八十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第六十九條第二項（同條第三項（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十二條、第百二十四條、第百二十七條及び第二百七十六條第一号において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十條第一項、第七十一條第一項、第七十二條、第七十八條第

、第二百二條第三項第三号（第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。）、第二百三條第三項第四号（第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。）、第二百十八條第一項（同條第五項（第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。）、及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。）、第二百二十八條において読み替えて準用する第二百五十九條第二項、第二百三十九條において読み替えて準用する第二百五十九條第二項並びに第二百七十七條における主務省令は、内閣府令・法務省令とする。

6・7 (略)

第二百八十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第六十九條第二項（同條第三項（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十二條、第百二十四條、第百二十七條及び第二百七十六條第一号において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十條第一項、第七十一條第一項、第七十二條、第七十八條第







七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第七十三條（第二百四十七條の三第一項、第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。）、第七十九條第五項（第二百四十七條の三第一項、第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。）又は第八十條第五項（第二百四十七條の三第一項、第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。）の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかつた者

六・七（略）

第二百九十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一（略）

二 第二百五十一条第一項（同条第八項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六條第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十一条第六項（同条第八項及び第二百五十四条第五項（これらの規定を第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第

二百七十九條第五項（第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。）又は第八十條第五項（第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。）の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかつた者

六・七（略）

第二百九十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一（略）

二 第二百五十一条第一項（同条第八項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六條第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十一条第六項（同条第八項及び第二百五十四条第五項（これらの規定を第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第

二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項並びに第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。  
（第百五十四条第三項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百八十六条第一項（同条第五項（第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第百八十六条第七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第百八十六条第四項（同条第五項（第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）又は第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者

第二百九十五条 振替機関又は口座管理機関の役員又は清算人が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一〜十三 (略)

十四 第六十九条第二項第二号（同条第三項（第百十三条、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十二條、第百二十四條、第百二十七條及び第二百七十六条第

二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項並びに第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。  
（第百五十四条第三項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百八十六条第一項（同条第五項（第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第百八十六条第六条第四項（同条第五項（第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）又は第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者

第二百九十五条 振替機関又は口座管理機関の役員又は清算人が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一〜十三 (略)

十四 第六十九条第二項第二号（同条第三項（第百十三条、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十二條、第百二十四條、第百二十七條及び第二百七十六条第

一号において準用する場合を含む。)、第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十二條、第百二十四條、第百二十七條及び第百七十六條第一号において準用する場合を含む。)、第七十條第一項(第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十二條、第百二十四條、第百二十七條及び第百七十六條第一号において準用する場合を含む。)、第七十一條第一項(第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十二條、第百二十四條、第百二十七條及び第百七十六條第一号において準用する場合を含む。)、第七十九條第四項(第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十二條、第百二十四條、第百二十七條及び第百七十六條第一号において準用する場合を含む。)、第九十二條第二項第二号(同条第三項において準用する場合を含む。)、第九十三條第一項、第九十四條第一項、第九十五條第一項(第四十八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第九十六條第一項、第百四條第四項、第百八條第四項、第百二十一條の二第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、同条第四項から第六項まで、第百二十一條の三第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、同条第四項から第六項まで、第百二十一條の四第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第百二十二條の二第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、同条第四項から第六項まで

一号において準用する場合を含む。)、第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十二條、第百二十四條、第百二十七條及び第百七十六條第一号において準用する場合を含む。)、第七十條第一項(第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十二條、第百二十四條、第百二十七條及び第百七十六條第一号において準用する場合を含む。)、第七十一條第一項(第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十二條、第百二十四條、第百二十七條及び第百七十六條第一号において準用する場合を含む。)、第七十九條第四項(第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十二條、第百二十四條、第百二十七條及び第百七十六條第一号において準用する場合を含む。)、第九十二條第二項第二号(同条第三項において準用する場合を含む。)、第九十三條第一項、第九十四條第一項、第九十五條第一項(第四十八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第九十六條第一項、第百四條第四項、第百八條第四項、第百二十一條の二第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、同条第四項から第六項まで、第百二十二條の二第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、同条第四項から第六項まで、第百二十四條の二第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、同条第四項から第六項まで、第百二十七條の五第二項第二号(同条第三項において準用する場合を含む。)







において準用する場合を含む。）、第二百三十条第二項、第二百四十条第二項、第二百四十一条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、又は第二百四十二条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

十五（略）

第二百九十六条 法人の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一（略）

二 第六十七条第一項（第一百五條、第十七條、第十八條、第二百二十條、第二百一十一條、第二百二十二條、第二百二十四條、第二百二十七條及び第二百七十六條第一号において準用する場合を含む。）、第二百二十七條の三第一項、第二百四十四條第一項（第二百四十七條の三第一項、第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。）、第九十三條第一項（第二百五十一條第一項、第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。）、第二百二十七條第一項又は第二百三十八條第一項の規定に違反して社債券その他の券面を發行したとき（第六十七條第二項（第一百五條、第十七條、第一百八條、第二百二十條、第二百一十一條、第二百二十二條、第二百二十四條、第二百二十七條及び第二百七十六條第一号において準用する場合を含む。）、第二百四十四條第二項（第二百四十七條の三第一

第二百九十六条 法人の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一（略）

二 第六十七条第一項（第一百五條、第十七條、第十八條、第二百二十條、第二百一十一條、第二百二十二條、第二百二十四條、第二百二十七條及び第二百七十六條第一号において準用する場合を含む。）、第二百二十七條の三第一項、第二百四十四條第一項（第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。）、第九十三條第一項（第二百五十一條第一項、第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。）、第二百二十七條第一項又は第二百三十八條第一項の規定に違反して社債券その他の券面を發行したとき（第六十七條第二項（第一百五條、第十七條、第一百八條、第二百二十條、第二百一十一條、第二百二十二條、第二百二十四條、第二百二十七條及び第二百七十六條第一号において準用する場合を含む。）、第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号にお

十五（略）

第二百四十七條の三第一

第二百四十九條第一項

項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第九百九十三条第二項（第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第二百二十七条第二項又は第二百三十八条第二項の規定により社債券その他の券面を発行する場合を除く。）。

三 正当な理由がないのに第六十七条第二項（第一百五條、第七條、第一百八條、第二十條、第二十一條、第二十二條、第二百二十四條、第二百二十七條及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第二百二十七條の三第二項、第六十四条第二項（第二百四十七條の三第一項、第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。）、第九百九十三条第二項（第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。）、第二百二十七條第二項又は第二百三十八條第二項の規定による請求を拒んだとき。

四 第六十九条第一項（第一百五條、第十七條、第一百八條、第二百二十條、第二百二十一條、第二百二十二條、第二百二十四條、第二百二十七條及び第二百七十六條第一号において準用する場合を含む。）、第六十九条の二第一項若しくは第二項（これらの規定を第二百一十一條及び第二百七十六條第一号において準用する場合を含む。）、第二百二十一條の二第一項、第二百二十一條の三第一項、第二百一十一條の四第一項、第二百二十二條の二第一項、第二百二十四條の

いて準用する場合を含む。）、第九百九十三条第二項（第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第二百二十七條第二項又は第二百三十八条第二項の規定により社債券その他の券面を発行する場合を除く。）。

三 正当な理由がないのに第六十七条第二項（第一百五條、第七條、第一百八條、第二十條、第二十一條、第二十二條、第二百二十四條、第二百二十七條及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第二百二十七條の三第二項、第六十四条第二項（第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。）、第九百九十三条第二項（第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。）、第二百二十七條第二項又は第二百三十八條第二項の規定による請求を拒んだとき。

四 第六十九条第一項（第一百五條、第十七條、第一百八條、第二百二十條、第二百二十一條、第二百二十二條、第二百二十四條、第二百二十七條及び第二百七十六條第一号において準用する場合を含む。）、第六十九条の二第一項若しくは第二項（これらの規定を第二百一十一條及び第二百七十六條第一号において準用する場合を含む。）、第二百二十一條の二第一項、第二百二十二條の二第一項、第二百二十四條の二第一項、第二百二十七條の五第一項、第二百二十七條の六第一項若しくは



含む。)若しくは第二項(第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。)、第七十一条第一項(第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。)、第九十五条第一項(第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。)、第九十六条第一項若しくは第二項(これらの規定を第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。)、第二百条第一項(第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。)、第二百二条第一項(第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。)、第二百三条第一項(第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。)、第二百四十一条第一項又は第二百四十二条第一項の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

五 第八十七条第一項(第一百十三条、第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八十条、第二百二十条、第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。)、第二百二十七条の三第二項、第六十二条第一項(第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。)、第九十一条第一項(第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。)、又は第二百二十五条第一項(第二百五十一条第一

五条第一項(第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。)、第九十六条第一項若しくは第二項(これらの規定を第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。)、第二百条第一項(第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。)、第二百二条第一項(第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。)、第二百三条第一項(第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。)、第二百四十一条第一項又は第二百四十二条第一項の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

五 第八十七条第一項(第一百十三条、第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八十条、第二百二十条、第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。)、第二百二十七条の三第二項、第六十二条第一項(第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。)、第九十一条第一項(第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。)、又は第二百二十五条第一項(第二百五十一条第一項及

項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

六 (略)

附則

(振替投資法人債の特例)

第二十八条 (略)

2 附則第十二条から第十八条までの規定は、特例投資法人債について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「社債券」とあるのは「投資法人債券（投資信託及び投資法人に関する法律第二十条に規定する投資法人債券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。）」と、附則第十四条第二項及び第三項第二号、第十五条並びに第十六条第四項中「社債券」とあるのは「投資法人債券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(振替投資信託受益権の特例)

第三十二条 受入終了日までに設定された投資信託受益権であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律第四条第一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款をいう。以下同じ。）の変更が行われたもの（次項及び次条において「特例投資信託受益権」と

び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

六 (略)

附則

(振替投資法人債の特例)

第二十八条 (略)

2 附則第十二条から第十八条までの規定は、特例投資法人債について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「社債券」とあるのは「投資法人債券（投資信託及び投資法人に関する法律第十八条に規定する投資法人債券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。）」と、附則第十四条第二項及び第三項第二号、第十五条並びに第十六条第四項中「社債券」とあるのは「投資法人債券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(振替投資信託受益権の特例)

第三十二条 受入終了日までに設定された投資信託受益権であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律第四条第一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款をいう。以下同じ。）の変更が行われたもの（次項及び次条において「特例投資信託受益権」と

いう。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替投資信託受益権とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第百十三条から第百二十条まで、第百二十一条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第六十九条の二、第七十条の二、第八十六条の二第一項、第八十七条及び第百十四条第二項、第百二十二条から第百二十七条まで並びに第七章から第十章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び第三十四条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第百二十一条において準用する第七十条第三項第二号	保有欄	第百二十一条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)

いう。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替投資信託受益権とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第百十三条から第百二十条まで、第百二十一条において準用する第六十六条第二号、第六十九条(第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハを除く。)、第八十七条及び第百十四条第二項、第百二十二条から第百二十七条まで並びに第七章から第十二章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び第三十四条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第百二十一条において準用する第七十条第三項第二号	保有欄	第百二十一条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)

(略)	(略)	(略)
	質権欄	同項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「質権欄」という。)

2  
(略)

(併合又は分割の定めがある振替投資信託受益権の特例)

第三十七条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)附則第一条本文に規定する施行日(以下附則第四十一条第一項までにおいて「新受入終了日」という。)までに設定された投資信託受益権(契約において併合又は分割の定めがあるものに限る。)であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの(次項及び次条において「特例投資信託受益権」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替投資信託受益権とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第百十三条から第百二十条まで、第百二十一条において準用する第六十六条第二号、第六

(略)	(略)	(略)

2  
(略)

(併合又は分割の定めがある振替投資信託受益権の特例)

第三十七条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)附則第一条本文に規定する施行日(以下附則第四十一条第一項までにおいて「新受入終了日」という。)までに設定された投資信託受益権(契約において併合又は分割の定めがあるものに限る。)であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの(次項及び次条において「特例投資信託受益権」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替投資信託受益権とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第百十三条から第百二十条まで、第百二十一条において準用する第六十六条第二号、第六

十九條、第六十九條の二、第七十條の二、第八十六條の二第一項、第八十七條及び第一百十四條第二項、第二百二十二條から第二百二十七條まで並びに第七章から第十二章まで並びに附則第一條から第十條まで、第十九條から前條まで及び第三十九條から第四十二條までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

	(略)	第二百一十一條において準用する第七十條第三項第二号	(略)
質権欄	保有欄	第二百一十一條において準用する第六十八條第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)	同項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以

十九條(第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハを除く。)、第八十七條及び第一百十四條第二項、第二百二十二條から第二百二十七條まで並びに第七章から第十二章まで並びに附則第一條から第十條まで、第十九條から前條まで及び第三十九條から第四十二條までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

	(略)	第二百一十一條において準用する第七十條第三項第二号	(略)
	保有欄	第二百一十一條において準用する第六十八條第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)	

2

(略)	(略)	第四百二十一條の二 第四項第一号イ		(略)	
	(略)	同号ロ	第一号イ	(略)	
	(略)	同号	号	(略)	「 下この章において 質権欄」という。」

2

(略)	(略)	第四百二十一條の二 第四項第一号イ		(略)	
	(略)	第七十條第三項第二号	第一号イ	(略)	
	(略)	同号	号	(略)	

改正案	現行
<p>(監事) 第二十四条 (略)</p> <p>2  監事は、理事及び経営管理委員の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。</p> <p>3  6  (略)</p> <p>(役員の資格) 第二十四条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一  三  (略)</p> <p>四 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条、第九十七条の二第一号から第十号の三まで若しくは第十三号から第十五号まで、第九十八条第八号、第九十九条、第二百一条から第十二号の二まで、第二十条若しくは第二十一号、第二百三条第三項若しくは第二百五一条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二</p>	<p>(監事) 第二十四条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2  5  (略)</p> <p>(役員の資格) 第二十四条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一  三  (略)</p> <p>四 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条、第九十七条の二第一号から第十号の三まで若しくは第十三号、第九十八条第八号、第九十九条、第二百一条第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項若しくは第二百五一条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、</p>

百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

（会計監査人の資格等）

第二十六条（略）

2（略）

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一（略）

二 農林中央金庫の子会社（第二十四条第四項に規定する子会社をいう。以下同じ。）若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三（略）

（業務の範囲）

外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

（会計監査人の資格等）

第二十六条（略）

2（略）

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一（略）

二 農林中央金庫の子会社（第二十四条第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。）若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三（略）

（業務の範囲）

第五十四条 (略)

2・3 (略)

4 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。

一〇十 (略)

十の二 外国銀行の業務の代理又は媒介(農林中央金庫の子会社である外国銀行の業務の代理又は媒介及び外国において行う外国銀行(農林中央金庫の子会社を除く。))の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。

十一〇二十一 (略)

5〇8 (略)

(同一人に対する信用の供与等)

第五十八条 農林中央金庫の同一人(当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対する信用の供与等(信用の供与又は出資(信用の供与又は出資に相当するものを含む。))として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の額は、政令で定める区分ごとに、農林中央金庫の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割(法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。)若しくは吸収分割をし、又は営業を譲り受けたことにより農林中央金庫の同一人に対する信用の供

第五十四条 (略)

2・3 (略)

4 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。

一〇十 (略)

十の二 農林中央金庫の子会社である外国銀行の業務(主務省令で定めるものに限る。)の代理又は媒介

十一〇二十一 (略)

5〇8 (略)

(同一人に対する信用の供与等)

第五十八条 農林中央金庫の同一人(当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対する信用の供与等(信用の供与又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の額は、政令で定める区分ごとに、農林中央金庫の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割(法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。)若しくは吸収分割をし、又は営業を譲り受けたことにより農林中央金庫の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる

与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 (略)

3 前二項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。

一 国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等

二 信用の供与等を行う農林中央金庫又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等

4 (略)

5 いかなる名義をもってするかを問わず、又はいかなる方法をもってするかを問わず、農林中央金庫又はその子会社等が第一項本文又は第二項前段の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行った場合であつて、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、農林中央金庫又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、これらの規定を適用する。

6 (略)

場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 (略)

3 前二項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等については、適用しない。

4 (略)

(新設)

5 (略)

(外国銀行代理業務に係る認可等)

第五十九条の四 農林中央金庫は、第五十四条第四項第十号の二に掲げる業務（以下「外国銀行代理業務」という。）を営もうとするときは、当該外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行（以下「所属外国銀行」という。）ごとに、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、農林中央金庫がその子会社である外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするときは、適用しない。この場合において、農林中央金庫は、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行ごとに、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣に届け出なければならない。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の特例)  
第五十九条の五 農林中央金庫が、前条第二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる場合には、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が業としてする預り金（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）第二条第二項に規定する預り金をいう。）であつて当該外国銀行代理業務に係るものについては、同法第二条第一項の規定は、適用しない。

(貸金業法の特例)

(外国銀行代理業務に係る届出)

第五十九条の四 農林中央金庫は、第五十四条第四項第十号の二に掲げる業務（以下「外国銀行代理業務」という。）を営もうとするときは、当該外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行（以下「所属外国銀行」という。）ごとに、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣に届け出なければならない。

(新設)

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の特例)  
第五十九条の五 農林中央金庫が、前条の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる場合には、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が業としてする預り金（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）第二条第二項に規定する預り金をいう。）であつて当該外国銀行代理業務に係るものについては、同法第二条第一項の規定は、適用しない。

(貸金業法の特例)

第五十九条の六 農林中央金庫が、第五十九条の四第二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる場合には、当該外国銀行代理業務に係る所屬外国銀行が業として行う貸付け（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸付けをいう。）であつて当該外国銀行代理業務に係るものについては、同法第二条第一項に規定する貸金業に該当しないものとみなす。

（外国銀行代理業務に関する金融商品取引法の準用）

第五十九条の七 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五から第三十七条の七まで、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項並びに第四十条の二から第四十条の六までを除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、農林中央金庫が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務」と、「締結の勧誘又は締結」とあるのは「締結の勧誘又は締結の代理若しくは媒介」と、これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務

第五十九条の六 農林中央金庫が、第五十九条の四の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる場合には、当該外国銀行代理業務に係る所屬外国銀行が業として行う貸付け（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸付けをいう。）であつて当該外国銀行代理業務に係るものについては、同項に規定する貸金業に該当しないものとみなす。

（外国銀行代理業務に関する金融商品取引法の準用）

第五十九条の七 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五から第三十七条の七まで、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項並びに第四十条の二から第四十条の六までを除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、農林中央金庫が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務」と、「締結の勧誘又は締結」とあるのは「締結の勧誘又は締結の代理若しくは媒介」と、これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務

省令」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約」と、「を過去に当該特定投資家との間で締結」とあるのは「の締結の代理又は媒介を過去に当該特定投資家との間で」と、「を締結する」とあるのは「の締結の代理又は媒介をする」と、同法第三十四条の二第五項第二号及び第三十四条の三第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結の代理又は媒介をする」と、同条第二項第四号イ中「と対象契約」とあるのは「による代理若しくは媒介により対象契約」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとするとき」とあるのは「の締結の代理又は媒介を行うとき」と、「交付しなければならぬ」とあるのは「交付するほか、預金者及び定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「当該金融商品取引業者等」とあるのは「農林中央金庫の所属外国銀行（農林中央金庫法第五十九条の四第一項に規定する所属外国銀行をいう。）」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この

省令」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約」と、「を過去に当該特定投資家との間で締結」とあるのは「の締結の代理又は媒介を過去に当該特定投資家との間で」と、「を締結する」とあるのは「の締結の代理又は媒介をする」と、同法第三十四条の二第五項第二号及び第三十四条の三第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結の代理又は媒介をする」と、同条第二項第四号イ中「と対象契約」とあるのは「による代理若しくは媒介により対象契約」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとするとき」とあるのは「の締結の代理又は媒介を行うとき」と、「交付しなければならぬ」とあるのは「交付するほか、預金者及び定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「当該金融商品取引業者等」とあるのは「農林中央金庫の所属外国銀行（農林中央金庫法第五十九条の四に規定する所属外国銀行をいう。）」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条にお

条において「有価証券売買取引等」という。）とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるもの」として内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）及び第三十七条の四」と、「締結した」とあるのは「締結の代理若しくは媒介をした」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令

いて「有価証券売買取引等」という。）とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるもの」として内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）及び第三十七条の四」と、「締結した」とあるのは「締結の代理若しくは媒介をした」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定め

で定める。

(外国銀行代理業務に関する銀行法の準用)

第五十九条の八 銀行法第五十二条の二の六から第五十二条の二の九まで、第五十二条の四十、第五十二条の四十一、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五（第四号を除く。）まで、第五十二条の四十九及び第五十二条の五十第一項の規定は、外国銀行代理銀行及び銀行代理業者に係るものにあつては第五十九条の四第二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる農林中央金庫について、所属銀行に係るものにあつては所属外国銀行について、銀行代理業に係るものにあつては外国銀行代理業務について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「所属外国銀行」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の四第一項に規定する所属外国銀行」と、「外国銀行代理業務」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の四第一項に規定する外国銀行代理業務」と、「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、同法第五十二条の四十五第五号中「所属銀行の業務」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の四第一項に規定する外国銀行代理業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(農林中央金庫の子会社の範囲等)

第七十二条 農林中央金庫は、次に掲げる会社（以下「子会社対象会

る。

(外国銀行代理業務に関する銀行法の準用)

第五十九条の八 銀行法第五十二条の二の六から第五十二条の二の九まで、第五十二条の四十、第五十二条の四十一、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五（第四号を除く。）まで、第五十二条の四十九及び第五十二条の五十第一項の規定は、外国銀行代理銀行及び銀行代理業者に係るものにあつては第五十九条の四の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる農林中央金庫について、所属銀行に係るものにあつては所属外国銀行について、銀行代理業に係るものにあつては外国銀行代理業務について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「所属外国銀行」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の四に規定する所属外国銀行」と、「外国銀行代理業務」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の四に規定する外国銀行代理業務」と、「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、同法第五十二条の四十五第五号中「所属銀行の業務」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の四に規定する外国銀行代理業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(農林中央金庫の子会社の範囲等)

第七十二条 農林中央金庫は、次に掲げる会社（以下「子会社対象会

社」という。) 以外の会社を子会社としてはならない。

一〇七 (略)

八 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては主として農林中央金庫、その子会社(第一号、第一号の二及び第五号に掲げる会社に限る。第十三項において同じ。)

その他これらに類する者として主務省令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)

イ〇八 (略)

九 新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社(当該会社の議決権を、農林中央金庫の子会社のうち前号に掲げる会社で主務省令で定めるもの(以下「特定子会社」という。) 以外の子会社又は農林中央金庫が、合算して、次条第一項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。)

九の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社(その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について主務省令で定める要件に該当しない会社(次条第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。) にあつては、当該会社の議決権を、農林中央金庫の特定子会社以外の子会社又は農林中央金庫が、合算して、同条第

社」という。) 以外の会社を子会社としてはならない。

一〇七 (略)

八 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては主として農林中央金庫、その子会社(第一号、第一号の二及び第五号に掲げる会社に限る。第十項において同じ。)

その他これらに類する者として主務省令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)

イ〇八 (略)

九 新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社(当該会社の議決権を、農林中央金庫の子会社のうち前号に掲げる会社で主務省令で定めるもの(次条第七項において「特定子会社」という。) 以外の子会社又は農林中央金庫が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。)

(新設)

一項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。

十 前各号及び次号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。次号及び第四項において同じ。）で主務省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

十一 前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四 (略)

五 証券子会社等 農林中央金庫の子会社である次に掲げる会社

イ (略)

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十号又は第十一号に掲げる会社

ハ (略)

六 信託子会社等 農林中央金庫の子会社である次に掲げる会社

イ・ロ (略)

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第十号又は第十一号に掲げる会社

十 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。次項において同じ。）で主務省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

（新設）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四 (略)

五 証券子会社等 農林中央金庫の子会社である次に掲げる会社

イ (略)

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十号に掲げる持株会社

ハ (略)

六 信託子会社等 農林中央金庫の子会社である次に掲げる会社

イ・ロ (略)

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第十号に掲げる持株会社

二 (略)

3 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、農林中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、農林中央金庫又はその子会社による同項第九号又は第九号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他主務省令で定める事由により農林中央金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、農林中央金庫は、その子会社となった会社が当該事由（農林中央金庫又はその子会社による同項第九号又は第九号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他主務省令で定める事由を除く。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

4 第一項の規定は、農林中央金庫が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている同項第五号から第八号までに掲げる会社（同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限り。第六項において同じ。）又は特例対象持株会社（持株会社（子会社対象会社を子会社としている会社に限り。）、又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。）をいう。第六項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、農林中央金庫は、当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となった日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

二 (略)

3 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、農林中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により農林中央金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、農林中央金庫は、その子会社となった会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

(新設)

5| 農林中央金庫は、前項ただし書の期限が到来する場合には、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについて主務大臣の承認を受けて、一年を限り、当該期限を延長することができる。この項の規定により延長された期限が到来する場合についても、同様とする。

(新設)

6| 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。

(新設)

一| 農林中央金庫が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を子会社としている第一項第五号から第八号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、第四項ただし書の期限(前項の規定による期限の延長が行われたときは、その延長後の期限)までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。

二| 農林中央金庫が子会社とした第一項第五号から第八号までに掲げる会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、農林中央金庫がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

7| 農林中央金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第八号まで、第十号又は第十一号に掲げる会社(従属業務(第二項第一

4| 農林中央金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第八号まで又は第十号に掲げる会社(従属業務(第二項第一号に掲げる

号に掲げる従属業務をいう。以下この項、第十二項第一号及び第十三項において同じ。）又は第五十四条第一項各号に掲げる業務に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として農林中央金庫の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第十五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

8| (略)

9| 第七項の規定は、農林中央金庫が、その子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

10| 農林中央金庫は、第七項の規定により認可対象会社を子会社としようとするとき、又は前項の規定によりその子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

11| (略)

12| 農林中央金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければなら

従属業務をいう。以下この項、第九項第一号及び第十項において同じ。）又は第五十四条第一項各号に掲げる業務に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として農林中央金庫の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第十五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

5| (略)

6| 第四項の規定は、農林中央金庫が、その子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

7| 農林中央金庫は、第四項の規定により認可対象会社を子会社としようとするとき、又は前項の規定によりその子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

8| (略)

9| 農林中央金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければなら

ない。

一 第一項第八号から第九号の二までに掲げる会社（同項第八号の会社にあつては、主として農林中央金庫の営む業務のために従属業務を営む会社に限る。）を子会社としようとするとき（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第十五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の認可を受ける場合を除く。）。

二（略）

13| 第一項第八号又は第七項の場合において、会社が主として農林中央金庫、その子会社その他これらに類する者として主務省令で定めるもの又は農林中央金庫の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

14|（略）

（農林中央金庫等による議決権の取得等の制限）

第七十三条 農林中央金庫又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第四号まで、第八号、第九号の二及び第十号に掲げる会社（同項第九号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社を除く。以下この条において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

ない。

一 第一項第八号又は第九号に掲げる会社（同項第八号の会社にあつては、主として農林中央金庫の営む業務のために従属業務を営む会社に限る。）を子会社としようとするとき（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第十五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の認可を受ける場合を除く。）。

二（略）

10| 第一項第八号又は第四項の場合において、会社が主として農林中央金庫、その子会社その他これらに類する者として主務省令で定めるもの又は農林中央金庫の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

11|（略）

（農林中央金庫等による議決権の取得等の制限）

第七十三条 農林中央金庫又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第四号まで、第八号及び第十号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

256 (略)

7 前各項の場合において、前条第一項第九号に掲げる会社又は特別事業再生会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、農林中央金庫の子会社に該当しないものとみなす。

8 第二十四条第五項の規定は、前各項の場合において農林中央金庫又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

9 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として主務省令で定める会社（当該会社の議決権を、農林中央金庫の特定子会社以外の子会社又は農林中央金庫が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。）及び前条第一項第九号又は第九号の二に掲げる会社（農林中央金庫の子会社であるものに限る。）と主務省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

（報告又は資料の提出）

第八十三条 (略)

2 主務大臣は、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、農林中央金庫の子法人等（子会社その他農林中央金庫がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含み、農林中央

256 (略)

7 前各項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、農林中央金庫の子会社に該当しないものとみなす。

8 第二十四条第四項の規定は、前各項の場合において農林中央金庫又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。（新設）

（報告又は資料の提出）

第八十三条 (略)

2 主務大臣は、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、農林中央金庫の子法人等（子会社その他農林中央金庫がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者（農林中央金庫代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に

金庫代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に対し、農林中央金庫の業務又は財産の状況に参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 (略)

(違法行為等についての処分)

第八十六条 主務大臣は、農林中央金庫が法令、定款若しくは法令に基づいてする主務大臣の処分違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、総会の決議を取り消し、又はその業務の全部若しくは一部の停止、解散若しくは理事、経営管理委員、監事、会計監査人若しくは清算人の解任を命ずることができる。

第百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農林中央金庫の役員、支配人若しくは清算人、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員又は農林中央金庫代理業者（農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一七 (略)

八 第二十四条第三項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

九 第二十四条第六項において準用する会社法第三百四十三条第二

対し、農林中央金庫の業務又は財産の状況に参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 (略)

(違法行為等についての処分)

第八十六条 主務大臣は、農林中央金庫が法令、定款若しくは法令に基づいてする主務大臣の処分違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、総会の決議を取り消し、又はその業務の全部若しくは一部の停止、解散若しくは理事、経営管理委員、監事若しくは清算人の解任を命ずることができる。

第百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農林中央金庫の役員、支配人若しくは清算人、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員又は農林中央金庫代理業者（農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一七 (略)

八 第二十四条第二項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

九 第二十四条第五項において準用する会社法第三百四十三条第二

項の規定又は第二十四条の二第二項において準用する同法第三百四十四条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

九の二〇十九 (略)

十九の二 第五十九条の四第二項若しくは第九十五条の三第三項若しくは準用銀行法第五十二条の九、第五十二条の三十九第一項若しくは第五十三条第四項の規定による届出、公告若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは揭示をしたとき。

十九の三〇二十一 (略)

二十二 第六十三条、第六十六条若しくは第七十二条第十二項又は第九十五条において準用する会社法第四百九十九条第一項に規定する届出若しくは公告をすることを怠り、又は不正の届出若しくは公告をしたとき。

二十二の二〇二十三 (略)

二十四 第七十二条第七項の規定による主務大臣の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第九項において準用する同条第七項の規定による主務大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

二十五〇三十三 (略)

三十四 第九十六条第一項の規定により付した条件（第三条第四項若しくは第六項、第五十九条の四第一項又は第七十二条第七項（

項の規定又は第二十四条の二第二項において準用する同法第三百四十四条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

九の二〇十九 (略)

十九の二 第五十九条の四若しくは第九十五条の三第三項若しくは準用銀行法第五十二条の九、第五十二条の三十九第一項若しくは第五十三条第四項の規定による届出、公告若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは揭示をしたとき。

十九の三〇二十一 (略)

二十二 第六十三条、第六十六条若しくは第七十二条第九項又は第九十五条において準用する会社法第四百九十九条第一項に規定する届出若しくは公告をすることを怠り、又は不正の届出若しくは公告をしたとき。

二十二の二〇二十三 (略)

二十四 第七十二条第四項の規定による主務大臣の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第六項において準用する同条第四項の規定による主務大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

二十五〇三十三 (略)

三十四 第九十六条第一項の規定により付した条件（第三条第四項若しくは第六項又は第七十二条第四項（同条第六項において準用

2  
(略)

同条第九項において準用する場合を含む。( )の規定による認可に係るものに限る。( )に違反したとき。

三十五 (略)

2  
(略)

する場合を含む。( )の規定による認可に係るものに限る。( )に違反したとき。

三十五 (略)

改正案	現行
<p>（株式等の引受け等に係る申込み）</p> <p>第三条 預金保険機構（以下「機構」という。）は、金融機関等（銀行持株会社等を除く。以下この章において同じ。）から平成二十九年三月三十一日までに当該金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等（当該金融機関等が銀行等である場合にあつては、株式の引受けに限る。）に係る申込み（第十五条第一項及び第三十四条の二並びに預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、第一百五条第一項、第二百二十六条の二十二第二項、第二百二十六条の二十八第一項、第二百二十六条の三十二第二項、第二百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によるものを除く。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。</p> <p>2 機構は、銀行持株会社等から平成二十九年三月三十一日までに当該銀行持株会社等の子会社（金融機関等に限る。）の自己資本の充実のために行う株式の引受けに係る申込み（第十五条第二項並びに預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、第一百五条第二項、第二百二十六条の二十二第三項、第二百二十六条の</p>	<p>（株式等の引受け等に係る申込み）</p> <p>第三条 預金保険機構（以下「機構」という。）は、金融機関等（銀行持株会社等を除く。以下この章において同じ。）から平成二十九年三月三十一日までに当該金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等（当該金融機関等が銀行等である場合にあつては、株式の引受けに限る。）に係る申込み（第十五条第一項及び第三十四条の二並びに預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、第一百五条第一項及び附則第十五条の四第一項の規定によるものを除く。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。</p> <p>2 機構は、銀行持株会社等から平成二十九年三月三十一日までに当該銀行持株会社等の子会社（金融機関等に限る。）の自己資本の充実のために行う株式の引受けに係る申込み（第十五条第二項並びに預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、第一百五条第二項及び附則第十五条の四第一項の規定によるものを</p>

二十八第一項、第二百二十六条の三十二第一項、第二百二十六条の三十  
八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一  
項の規定によるものを除く。)を受けたときは、主務大臣に対し、  
当該銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る株式の引受けを行  
うかどうかの決定を求めなければならない。

(株式等の引受け等の決定)

第五条 主務大臣は、前条第一項の規定により経営強化計画の提出を  
受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第  
三条第一項又は第二項の申込みに係る株式等の引受け等を行うべき  
旨の決定をするものとする。

一〇四 (略)

五 経営強化計画を提出した金融機関等(当該経営強化計画を連名  
で提出した銀行持株会社等を含む。)が預金保険法第二条第四項  
に規定する破綻金融機関、農水産業協同組合貯金保険法(昭和四  
十八年法律第五十三号)第二条第五項に規定する経営困難農水産  
業協同組合又はその財産をもって債務を完済することができない  
金融機関等若しくは銀行持株会社等でないこと。

六〇十一 (略)

二〇六 (略)

(資本準備金等に関する特例)

第八条の二 第十四条第一項に規定する対象金融機関等であつて協定

除く。)を受けたときは、主務大臣に対し、当該銀行持株会社等と  
連名で、当該申込みに係る株式の引受けを行うかどうかの決定を求  
めなければならない。

(株式等の引受け等の決定)

第五条 主務大臣は、前条第一項の規定により経営強化計画の提出を  
受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第  
三条第一項又は第二項の申込みに係る株式等の引受け等を行うべき  
旨の決定をするものとする。

一〇四 (略)

五 経営強化計画を提出した金融機関等(当該経営強化計画を連名  
で提出した銀行持株会社等を含む。)が預金保険法第二条第四項  
に規定する破綻金融機関、農水産業協同組合貯金保険法(昭和四  
十八年法律第五十三号)第二条第五項に規定する経営困難農水産  
業協同組合又はその財産をもって債務を完済することができない  
金融機関等若しくは銀行持株会社等でないこと。

六〇十一 (略)

二〇六 (略)

(新設)

銀行が現に保有する取得株式等（第十条第二項に規定する取得株式等という。次条において同じ。）に係る優先出資に係る発行者であるもの（次条において「優先出資発行対象金融機関等」という。）は、当該取得株式等に係る優先出資の消却を行うため、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十六条第二項、中小企業等協同組合法第五十八条第三項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第六十条第二項、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十六条第三項、農業協同組合法第五十一条第五項、水産業協同組合法第九十二条第三項及び第一百条第三項において準用する同法第五十五条第五項並びに優先出資法第四十二条第四項の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けて、消却に必要な額に限り、資本準備金又は法定準備金（優先出資法第二条第八項に規定する法定準備金をいう。次条第一項、第十七条第八項、第二十八条第三項及び第三十四条の六第三項において同じ。）の額を減少して、剰余金の額を増加することができる。

（自己優先出資の消却に関する特例）

第八条の三 優先出資発行対象金融機関等は、前条の規定による資本準備金及び法定準備金の額の減少並びに剰余金の額の増加を行った場合又は資本準備金及び法定準備金を計上していない場合には、優先出資法第四十四条第三項の規定にかかわらず、取得株式等に係る優先出資の消却を行うため、資本金の額を減少して、剰余金の額を

（新設）

増加することができる。

2| 優先出資発行対象金融機関等に係る取得株式等に係る優先出資については、優先出資法第十五条第一項の規定により行う消却のほか、次に掲げる場合には、総会又は総代会の決議又は議決によって消却を行うことができる。

一 前項の規定により増加した剰余金の額をもって自己の取得株式等に係る優先出資を取得して消却を行う場合

二 新たに発行する優先出資の払込金をもって自己の取得株式等に係る優先出資を取得して消却を行う場合

3| 前項の消却を行う場合には、消却後の普通出資の総額と優先出資の額面金額に消却後の発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額は、資本金の額を超えてはならない。

4| 第二項の決議又は議決は、優先出資発行対象金融機関等の定款の変更の決議又は議決の例による。

(金融組織再編成に係る株式等の引受け等に係る申込み)

第十五条 機構は、金融組織再編成を行う金融機関等から平成二十九年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等(当該組織再編成金融機関等が銀行等又は銀行持株会社等である場合にあつては、株式の引受けに限る。)に係る申込み(預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、第二百二十六条の二十八第一項、第二百二十六条の三十二第一項、第二百二十六条の三十八第一

(金融組織再編成に係る株式等の引受け等に係る申込み)

第十五条 機構は、金融組織再編成を行う金融機関等から平成二十九年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等(当該組織再編成金融機関等が銀行等又は銀行持株会社等である場合にあつては、株式の引受けに限る。)に係る申込み(預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項及び附則第十五条の四第一項の規定によるものを除き、当該金融組織再編成が特定組織再編

項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によるものを除き、当該金融組織再編成が特定組織再編成（金融組織再編成のうち合併、事業の全部を承継させる会社分割、会社分割による事業の全部の承継又は事業の全部の譲渡若しくは譲受けをいう。以下この章及び次章において同じ。）である場合にあっては、当該金融組織再編成の当事者が連名でするものに限る。）を受けるときは、主務大臣に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

2 機構は、金融組織再編成を行う金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等から平成二十九年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式の引受けに係る申込み（預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、第二百二十六条の二十八第一項、第二百二十六条の三十二第一項、第二百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によるものを除く。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る株式の引受けを行うかどうかの決定を求めなければならない。

3・4 (略)

(金融組織再編成に係る株式等の引受け等の決定等)

第十七条 主務大臣は、前条第一項から第三項までの規定により経営

成（金融組織再編成のうち合併、事業の全部を承継させる会社分割、会社分割による事業の全部の承継又は事業の全部の譲渡若しくは譲受けをいう。以下この章及び次章において同じ。）である場合にあっては、当該金融組織再編成の当事者が連名でするものに限る。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

2 機構は、金融組織再編成を行う金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等から平成二十九年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式の引受けに係る申込み（預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項及び附則第十五条の四第一項の規定によるものを除く。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る株式の引受けを行うかどうかの決定を求めなければならない。

3・4 (略)

(金融組織再編成に係る株式等の引受け等の決定等)

第十七条 主務大臣は、前条第一項から第三項までの規定により経営

強化計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第十五条第一項又は第二項の申込みに係る株式等の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

一〇三 (略)

四 経営強化計画を提出した金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した組織再編成銀行持株会社等を除く。以下この条において同じ。)が基本計画提出金融機関等(前条第一項前段の規定により同項に規定する経営強化計画を提出した金融機関等をいう。以下この章において同じ。)であつて、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第十五条第一項又は第二項の申込みをしたときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ (略)

ロ 経営強化計画を提出した金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した組織再編成銀行持株会社等を含む。)が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関、農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合又はその財産をもって債務を完済することができない金融機関等でないこと。

ハ〜ヘ (略)

五〜八 (略)

二〇七 (略)

8 第五条第四項から第六項までの規定は第一項の規定による決定に

強化計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第十五条第一項又は第二項の申込みに係る株式等の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

一〇三 (略)

四 経営強化計画を提出した金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した組織再編成銀行持株会社等を除く。以下この条において同じ。)が基本計画提出金融機関等(前条第一項前段の規定により同項に規定する経営強化計画を提出した金融機関等をいう。以下この章において同じ。)であつて、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第十五条第一項又は第二項の申込みをしたときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ (略)

ロ 経営強化計画を提出した金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した組織再編成銀行持株会社等を含む。)が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関、農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合又はその財産をもって債務を完済することができない金融機関等でないこと。

ハ〜ヘ (略)

五〜八 (略)

二〇七 (略)

8 第五条第四項から第六項までの規定は第一項の規定による決定に

ついて、第六条の規定は主務大臣が当該決定をした場合における前条第一項から第三項までの規定により提出を受けた経営強化計画又は主務大臣が前二項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第七条の規定は当該決定に従い組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等が議決権制限等株式を発行する場合について、第八条の規定は当該決定に従い組織再編成金融機関等が優先出資を発行する場合について、第八条の二の規定は第二十四条第一項に規定する対象組織再編成金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等（第二十条第二項に規定する取得株式等をいう。）に係る優先出資に係る発行者であるもの（以下この項において「優先出資発行対象組織再編成金融機関等」という。）が当該取得株式等に係る優先出資の消却を行うため資本準備金又は法定準備金の額を減少する場合について、第八条の三第一項の規定は優先出資発行対象組織再編成金融機関等が当該取得株式等に係る優先出資の消却を行うため資本金の額を減少する場合について、同条第二項から第四項までの規定は優先出資発行対象組織再編成金融機関等が当該取得株式等に係る優先出資の消却を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第六項中「第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等」とあるのは「第十五条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした組織再編成銀行持株会社等」と、第六条中「その子会社等を含む。以下この条において同じ。」とあるのは「当該経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機

ついて、第六条の規定は主務大臣が当該決定をした場合における前条第一項から第三項までの規定により提出を受けた経営強化計画又は主務大臣が前二項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第七条の規定は当該決定に従い組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等が議決権制限等株式を発行する場合について、第八条の規定は当該決定に従い組織再編成金融機関等が優先出資を発行する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第六項中「第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等」とあるのは「第十五条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした組織再編成銀行持株会社等」と、第六条中「その子会社等を含む。以下この条において同じ。」とあるのは「当該経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。以下この条において同じ。」又はその子会社等」と、「当該金融機関等」とあるのは「当該金融機関等又はその子会社等の」と読み替えるものとする。

関等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等」と、「当該金融機関等の」とあるのは「当該金融機関等又はその子会社等」と読み替えるものとする。

（金融組織再編成に係る経営強化計画の変更）

第十九条（略）

2（略）

3 主務大臣は、第一項の規定により変更後の経営強化計画の提出を受けたときは、第一号から第三号まで、第四号イからニまで、第五号、第六号イ、ロ及びニ（2）を除く。）並びに第九号に掲げる要件（第十七条第一項の規定による決定（第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。）を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後における経営強化計画の変更である場合にあつては、第四号ロからニまで、第五号ロ並びに第六号ロ及びニ（1）に掲げる要件を除く。）のすべてに該当する場合に限り、第一項の規定による承認をするものとする。ただし、経営強化計画の変更が第十六条第一項第五号ハ又はニに掲げる事項の変更に係るものであるときは、第一号から第九号までに掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、財務大臣の同意を得て、第一項の規定による承認を行うことができる。

一（三）（略）

四 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が基本計画提出金融機関等（第十七条第七項（第五項において準用する場

（金融組織再編成に係る経営強化計画の変更）

第十九条（略）

2（略）

3 主務大臣は、第一項の規定により変更後の経営強化計画の提出を受けたときは、第一号から第三号まで、第四号イからニまで、第五号、第六号イ、ロ及びニ（2）を除く。）並びに第九号に掲げる要件（第十七条第一項の規定による決定（第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。）を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後における経営強化計画の変更である場合にあつては、第四号ロからニまで、第五号ロ並びに第六号ロ及びニ（1）に掲げる要件を除く。）のすべてに該当する場合に限り、第一項の規定による承認をするものとする。ただし、経営強化計画の変更が第十六条第一項第五号ハ又はニに掲げる事項の変更に係るものであるときは、第一号から第九号までに掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、財務大臣の同意を得て、第一項の規定による承認を行うことができる。

一（三）（略）

四 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が基本計画提出金融機関等（第十七条第七項（第五項において準用する場

合を含む。)の規定により経営強化計画(第十六条第一項に規定する経営強化計画に係るものに限る。)を提出した金融機関等を含む。以下この章において同じ。)であつて、当該計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第十五条第一項若しくは第二項の申込みをしたもの又は第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行ったものであるときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ (略)

ロ 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等(当該変更後の経営強化計画を連名で提出した組織再編成銀行持株会社等を含む。)が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関、農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合又はその財産をもつて債務を完済することができない金融機関等でないこと。

ハ〜ヘ (略)

五〜九 (略)

4・5 (略)

(信託受益権等の買取りの決定)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 第五条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定による決定につ

合を含む。)の規定により経営強化計画(第十六条第一項に規定する経営強化計画に係るものに限る。)を提出した金融機関等を含む。以下この章において同じ。)であつて、当該計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第十五条第一項若しくは第二項の申込みをしたもの又は第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行ったものであるときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ (略)

ロ 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等(当該変更後の経営強化計画を連名で提出した組織再編成銀行持株会社等を含む。)が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関、農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合又はその財産をもつて債務を完済することができない金融機関等でないこと。

ハ〜ヘ (略)

五〜九 (略)

4・5 (略)

(信託受益権等の買取りの決定)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 第五条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定による決定につ

て、第八条の二の規定は第三十四条第一項に規定する対象協同組織金融機関等であつて協定銀行が現に保有する信託受益権等（第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得したものに限る。）に係る優先出資に係る発行者であるもの（以下この項において「優先出資発行対象協同組織金融機関等」という。）が当該信託受益権等に係る優先出資の消却を行うため資本準備金又は法定準備金の額を減少する場合について、第八条の三第一項の規定は優先出資発行対象協同組織金融機関等が当該信託受益権等に係る優先出資の消却を行うため資本金の額を減少する場合について、同条第二項から第四項までの規定は優先出資発行対象協同組織金融機関等が当該信託受益権等に係る優先出資の消却を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第六項中「第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等」とあるのは「第二十六条の申込みをした協同組織中央金融機関」と、第八条の二中「、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十六条第三項、農業協同組合法第五十一条第五項、水産業協同組合法第九十二条第三項及び第百条第三項において準用する同法第五十五条第五項並びに」とあるのは「及び」と読み替えるものとする。

（優先出資の引受け等に係る申込み）

第三十四条の二 機構は、協同組織中央金融機関等（協同組織中央金融機関及び農林中央金庫をいう。以下同じ。）から平成二十九年三

いて準用する。この場合において、同条第六項中「第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等」とあるのは、「第二十六条の申込みをした協同組織中央金融機関」と読み替えるものとする。

（優先出資の引受け等に係る申込み）

第三十四条の二 機構は、協同組織中央金融機関等（協同組織中央金融機関及び農林中央金庫をいう。以下同じ。）から平成二十九年三

月三十一日までに協同組織金融関係機関（当該協同組織中央金融機関等及び協同組織金融機関等（次に掲げる者をいい、当該協同組織中央金融機関等の会員であるものに限る。以下この章において同じ。）をいう。以下この章において同じ。）による金融機能の発揮の促進に必要な当該協同組織中央金融機関等の自己資本の充実のために行う優先出資の引受け等（優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けをいう。以下同じ。）に係る申込み（預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、第二百五条第一項、第二百二十六条の二十二第一項、第二百二十六条の二十八第一項、第二百二十六条の三十二第一項、第二百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によるものを除く。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該協同組織中央金融機関等と連名で、当該申込みに係る優先出資の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

一〇五（略）

（協同組織金融機能強化方針）

第三十四条の三（略）

2（略）

3 第一項第三号の「特別関係協同組織金融機関等」とは、協定銀行が次条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資（同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得し

月三十一日までに協同組織金融関係機関（当該協同組織中央金融機関等及び協同組織金融機関等（次に掲げる者をいい、当該協同組織中央金融機関等の会員であるものに限る。以下この章において同じ。）をいう。以下この章において同じ。）による金融機能の発揮の促進に必要な当該協同組織中央金融機関等の自己資本の充実のために行う優先出資の引受け等（優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けをいう。以下同じ。）に係る申込み（預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、第二百五条第一項及び附則第十五条の四第一項の規定によるものを除く。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該協同組織中央金融機関等と連名で、当該申込みに係る優先出資の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

一〇五（略）

（協同組織金融機能強化方針）

第三十四条の三（略）

2（略）

3 第一項第三号の「特別関係協同組織金融機関等」とは、協定銀行が次条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資（同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得し

た優先出資をいい、分割された優先出資を含む。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権（同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間に、当該協同組織中央金融機関等に対し優先出資の引受け等その他主務省令で定める支援（以下この項及び第三十四条の六第三項において「特定支援」という。）に係る申込みをし、かつ、当該協同組織中央金融機関等が当該申込みに係る特定支援を行った協同組織金融機関等（前条第二号から第五号までに掲げる者にあつては、農林中央金庫に対し特定支援に係る申込みをした場合において、農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第一百十八号）第三十三条の規定により同条の指定支援法人に対し当該申込みに係る特定支援の要請をし、かつ、当該指定支援法人が当該要請を受けて当該特定支援を行った者を含む。）をいう。

（優先出資の引受け等の決定）

第三十四条の四 主務大臣は、前条第一項の規定により協同組織金融機能強化方針並びに第三十四条の二の申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面の提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、当該申込みに係る優先出資の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

一・二 （略）

た優先出資をいい、分割された優先出資を含む。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権（同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間に、当該協同組織中央金融機関等に対し優先出資の引受け等その他の主務省令で定める支援（以下この項において「特定支援」という。）に係る申込みをし、かつ、当該協同組織中央金融機関等が当該申込みに係る特定支援を行った協同組織中央金融機関等（前条第二号から第五号までに掲げる者にあつては、農林中央金庫に対し特定支援に係る申込みをした場合において、農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第一百十八号）第三十三条の規定により同条の指定支援法人に対し当該申込みに係る特定支援の要請をし、かつ、当該指定支援法人が当該要請を受けて当該特定支援を行った者を含む。）をいう。

（優先出資の引受け等の決定）

第三十四条の四 主務大臣は、前条第一項の規定により協同組織金融機能強化方針並びに第三十四条の二の申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、当該申込みに係る優先出資の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

一・二 （略）

三 協同組織金融機能強化方針を提出した協同組織中央金融機関等  
が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関、農水産業協  
同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同  
組合又はその財産をもって債務を完済することができない金融機  
関等でないこと。

四〇六 (略)

二〇四 (略)

(優先出資の発行等の特例)

第三十四条の六 (略)

二 (略)

三 第八条の二の規定は第三十四条の四第一項の規定による決定を受  
けて協定銀行が協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同  
組織中央金融機関等又は特別関係協同組織金融機関等であつて当該  
協同組織中央金融機関等が現に保有する特定支援に係る優先出資に  
係る発行者であるもの(以下この項において「優先出資発行特別関  
係協同組織金融機関等」という。)が取得優先出資又は当該優先出  
資の消却を行うため資本準備金又は法定準備金の額を減少する場合  
について、第八条の三第一項の規定は当該協同組織中央金融機関等  
又は優先出資発行特別関係協同組織金融機関等が取得優先出資又は  
当該優先出資の消却を行うため資本金の額を減少する場合について  
、同条第二項から第四項までの規定は当該協同組織中央金融機関等  
又は優先出資発行特別関係協同組織金融機関等が取得優先出資又は

三 協同組織金融機能強化方針を提出した協同組織中央金融機関等  
が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関、農水産業協  
同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同  
組合又はその財産をもって債務を完済することができない金融機  
関等でないこと。

四〇六 (略)

二〇四 (略)

(優先出資の発行の特例)

第三十四条の六 (略)

二 (略)

(新設)

当該優先出資の消却を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、第八条の二中「第九十二条第三項及び第百条第三項において準用する同法第五十五条第五項並びに」とあるのは、「第五十五条第五項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）及び」と読み替えるものとする。

（借入金及び預金保険機構債）

第四十四条（略）

2・3（略）

4 農林中央金庫は、農林中央金庫法第五十四条第三項の規定にかかわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けず、第一項の資金の貸付けをすることができ

5・6（略）

（預金保険法の適用）

第五十四条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号。以下「金融機能強化法」という。）の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十七条第一項中「次の各号に掲げる業

（借入金及び預金保険機構債）

第四十四条（略）

2・3（略）

4 農林中央金庫は、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条第三項の規定にかかわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けず、第一項の資金の貸付けをすることができる。

5・6（略）

（預金保険法の適用）

第五十四条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号。以下「金融機能強化法」という。）の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十七条第一項中「銀行持株会社等に限

務」とあるのは「次の各号に掲げる業務（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、当該業務）」と、「各号に定める者」とあるのは「各号に定める者（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等（同条第五項に規定する子会社等を含む。次項において同じ。））」と、同条第二項中「特定持株会社等」とあるのは「特定持株会社等（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等）」と、同条第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務及び金融機能強化法第四十二条に規定する金融機能強化業務を除く。）」と、同法第三十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、「特定持株会社等」とあるのは「特定持株会社等（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等（同条第五項に規定する子会社等を含む。以下この条及び次条において同じ。））」と、同条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、同法第三十七条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、同法第五十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、同条第三号中「第三

る。）」とあるのは「銀行持株会社等に限る。」（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等（金融機能強化法第二条第五項に規定する子会社等を含む。次項において同じ。））」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務及び金融機能強化法第四十二条に規定する金融機能強化業務を除く。）」と、同法第三十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、「銀行持株会社等」とあるのは「銀行持株会社等（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等（同条第五項に規定する子会社等を含む。次項において同じ。））」と、同条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、「銀行持株会社等（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等（同条第五項に規定する子会社等を含む。以下この条及び次条において同じ。））」と、同法第三十七号第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、同法第五十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、同条第三号中「第三十四号に規定する業務」とあるのは「第三十四号に規定する業務及び金融機能強化法の規定による業務」とする。

十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び金融機能強化法の規定による業務」とするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした金融機関等（第二号にあつては、第三十四条の二第三号から第五号までに掲げる者を含む。）の取締役、執行役又は理事は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 (略)

二 第八条の二（第十七条第八項、第二十八条第三項及び第三十四条の六第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（第十四条第十二項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第八項、第二十三条第一項（第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項又は第三十四条第一項の規定による認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

三 (略)

(削る)

第六十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした金融機関等の取締役、執行役又は理事は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 (略)

(新設)

二 (略)

三 第十三条第一項（第十四条第十二項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）、同条第八項、第二十三条第一項（第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項（同条第六項

附 則

(震災特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等の特例)

第十条 (略)

2/4 (略)

5 震災特例協同組織金融機関又は震災特例組織再編成協同組織金融機関が第一項又は第二項の規定により経営強化計画の提出をする場合には、第一項の規定により提出する経営強化計画を第二十五条第一項の規定により提出する同条第二項第一号に定める事項を記載した経営強化計画と、第一項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項の規定により提出する同条第二項第一号に定める事項を記載した経営強化計画の提出を同条第一項の規定により提出する同条第二項第一号に定める事項を記載した経営強化計画の提出を同条第一項の規定により提出する同条第二項第二号に定める事項を記載した経営強化計画と、第二項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項の規定による同号に定める事項を記載した経営強化計画の提出と、前項の規定により提出する経営強化計画及び経営強化指導計画を第二十七条第一項の規定による経営強化計画及び同条第二項に規定する経営強化指導計画と、前項の規定による経営強化計画及び経営強化指導計画の提出を同条第一項の規定による経営強化計画及び同条第二項の規定による経営強化指導計画の提出とそれぞれみなして、第

において準用する場合を含む。)、同条第七項又は第三十四条第一項の規定による認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

附 則

(震災特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等の特例)

第十条 (略)

2/4 (略)

5 震災特例協同組織金融機関又は震災特例組織再編成協同組織金融機関が第一項又は第二項の規定により経営強化計画の提出をする場合には、第一項の規定により提出する経営強化計画を第二十五条第一項の規定により提出する同条第二項第一号に定める事項を記載した経営強化計画と、第一項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項の規定により提出する同条第二項第一号に定める事項を記載した経営強化計画の提出を同条第一項の規定により提出する同条第二項第二号に定める事項を記載した経営強化計画と、第二項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項の規定による同号に定める事項を記載した経営強化計画の提出と、前項の規定により提出する経営強化計画及び経営強化指導計画を第二十七条第一項の規定による経営強化計画及び同条第二項に規定する経営強化指導計画と、前項の規定による経営強化計画及び経営強化指導計画の提出を同条第一項の規定による経営強化計画及び同条第二項の規定による経営強化指導計画の提出とそれぞれみなして、第

四章及び第五章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第二十八条第一項第一号中「適合する」とあるのは「適合し、かつ、附則第十条第一項に規定する震災特例協同組織金融機関に該当する」と、同号イ中「第五条第一項第一号から第五号まで」とあるのは「経営強化計画に記載された附則第十条第一項第二号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること並びに第五条第一項第四号及び第五号」と、同項第二号中「設立された協同組織金融機関であるときは、次のいずれにも適合する」とあるのは「設立された協同組織金融機関であるときは、ハからホまでのいずれにも適合し、かつ、附則第十条第二項に規定する震災特例組織再編成協同組織金融機関に該当する」と、同号ニ(1)中「第十七条第一項第四号イからハまで」とあるのは「経営強化計画に記載された附則第十条第二項第三号イに掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること並びに第十七条第一項第四号ロ及びハ」と、同条第三項中「決定について」とあるのは「決定について、第八条の規定は当該決定に伴い信託受益権等の買取りを行う場合において協同組織金融機関が発行する当該信託受益権等に係る優先出資について」と、第三十条第二項中「次に掲げる要件のすべて」とあるのは「第三号から第六号までに掲げる要件」と、同項第三号及び第四号中「第

四章及び第五章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第二十八条第一項第一号中「適合する」とあるのは「適合し、かつ、附則第十条第一項に規定する震災特例協同組織金融機関に該当する」と、同号イ中「第五条第一項第一号から第五号まで」とあるのは「経営強化計画に記載された附則第十条第一項第二号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること並びに第五条第一項第四号及び第五号」と、同項第二号中「設立された協同組織金融機関であるときは、次のいずれにも適合する」とあるのは「設立された協同組織金融機関であるときは、ハからホまでのいずれにも適合し、かつ、附則第十条第二項に規定する震災特例組織再編成協同組織金融機関に該当する」と、同号ニ(1)中「第十七条第一項第四号イからハまで」とあるのは「経営強化計画に記載された附則第十条第二項第三号イに掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること並びに第十七条第一項第四号ロ及びハ」と、同条第三項中「第一項の規定による決定について」とあるのは「第一項の規定による決定について、第八条の規定は当該決定に伴い信託受益権等の買取りを行う場合において協同組織金融機関が発行する当該信託受益権等に係る優先出資について、それぞれ」と、「同条第六項中」とあるのは「第五条第六項中」と、第三十条第二項中「次に



る場合に限り、第二十六条の申込みに係る信託受益権等の買取りを行うべき旨の決定をするものとする。この場合には、第五条第五項の規定を準用する。

一〇三 (略)

四 当該信託受益権等に係る取得優先出資等(第二十五条第一項に規定する取得優先出資等をいう。附則第十五条、第十六条第一項及び第三項並びに第十七条第一項及び第二項において同じ。)に貸付債権がある場合にあつては、当該貸付債権につき、当該信託受益権等に係る信託契約等において、附則第十六条第三項の認定又は附則第十七条第二項の認定のいずれかを申請した日までの間に、当該特定震災特例協同組織金融機関が、その財務の改善を図るため、当該貸付債権に係る債務を弁済し、債権者に対し弁済した金額に相当する金額の特定震災特例協同組織金融機関の優先出資の引受けを求めることができることが定められていること。

4 主務大臣が前項の規定による決定をした場合には、第一項に規定する特定震災特例経営強化計画を第二十五条第一項及び第二十七条第一項に規定する経営強化計画と、第二項に規定する特定震災特例経営強化指導計画を同条第二項に規定する経営強化指導計画と、前項の規定による決定を第二十八条第一項の規定による決定とそれぞれみなして、第四章(同項を除く。)及び第五章の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、同条第三項中「第五条第五項及び第六項の規定は第一項の規定による決定について」とあるのは「第五条第六項の規定は附則第十一条第三

る場合に限り、第二十六条の申込みに係る信託受益権等の買取りを行うべき旨の決定をするものとする。この場合には、第五条第五項の規定を準用する。

一〇三 (略)

四 当該信託受益権等に係る取得優先出資等(第二十五条第一項に規定する取得優先出資等をいう。附則第十三条、第十六条第一項及び第三項並びに第十七条第一項及び第二項において同じ。)に貸付債権がある場合にあつては、当該貸付債権につき、当該信託受益権等に係る信託契約等において、附則第十六条第三項の認定又は附則第十七条第二項の認定のいずれかを申請した日までの間に、当該特定震災特例協同組織金融機関が、その財務の改善を図るため、当該貸付債権に係る債務を弁済し、債権者に対し弁済した金額に相当する金額の特定震災特例協同組織金融機関の優先出資の引受けを求めることができることが定められていること。

4 主務大臣が前項の規定による決定をした場合には、第一項に規定する特定震災特例経営強化計画を第二十五条第一項及び第二十七条第一項に規定する経営強化計画と、第二項に規定する特定震災特例経営強化指導計画を同条第二項に規定する経営強化指導計画と、前項の規定による決定を第二十八条第一項の規定による決定とそれぞれみなして、第四章(同項を除く。)及び第五章の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、同条第三項中「第五条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定による決定について」とあるのは「第五条第六項の規定は附則第十一条第三

の規定による決定について、第八条の規定は当該決定に伴い信託受益権等の買取りを行う場合において協同組織金融機関が発行する当該信託受益権等に係る優先出資について」と、第三十条第二項中「次に掲げる要件のすべて」とあるのは「第三号、第五号及び第六号に掲げる要件」と、同項第三号中「第四条第一項第七号又は第十六条第一項第五号に掲げる方策が記載されているときは、当該」とあるのは「記載されている第四条第一項第七号に規定する」と、第三十三条第一項中「限る。」は「とあるのは「限る。」は、主務省令で定めるところにより」と、「場合には、主務省令で定めるところにより、第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号」とあるのは「場合にあつては第四条第一項第七号及び附則第十一条第一項第一号から第三号まで」と、「経営強化計画を新たに」とあるのは「新たな特定震災特例経営強化計画を主務大臣に提出し、当該特定震災特例経営強化計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合にあつては変更後の特定震災特例経営強化計画を」と、同条第二項中「対象協同組織金融機関が前項の規定により経営強化計画を提出する場合において、当該対象協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、」とあるのは「対象協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、当該対象協同組織中央金融機関が前項の規定により新たな特定震災特例経営強化計画を提出する場合にあつては」と、「内容」とあるのは「内容並びに附則第十一条第一項第二号及び第三号に掲げる事項」と、「経営強化指導計画

項の規定による決定について、第八条の規定は当該決定に伴い信託受益権等の買取りを行う場合において協同組織金融機関が発行する当該信託受益権等に係る優先出資について、それぞれ」と、「同条第六項中」とあるのは「第五条第六項中」と、第三十条第二項中「次に掲げる要件のすべて」とあるのは「第三号、第五号及び第六号に掲げる要件」と、同項第三号中「第四条第一項第七号又は第十六条第一項第五号に掲げる方策が記載されているときは、当該」とあるのは「記載されている第四条第一項第七号に規定する」と、第三十三条第一項中「限る。」は「とあるのは「限る。」は、主務省令で定めるところにより」と、「場合には、主務省令で定めるところにより、第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号」とあるのは「場合にあつては第四条第一項第七号及び附則第十一条第一項第一号から第三号まで」と、「経営強化計画を新たに」とあるのは「新たな特定震災特例経営強化計画を主務大臣に提出し、当該特定震災特例経営強化計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合にあつては変更後の特定震災特例経営強化計画を」と、同条第二項中「対象協同組織金融機関が前項の規定により経営強化計画を提出する場合において、当該対象協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、」とあるのは「対象協同組織中央金融機関に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、当該対象協同組織中央金融機関が前項の規定により新たな特定震災特例経営強化計画を提出する場合にあつては」と、「内容」とあるのは「内容並びに附則第十一

を新たに」とあるのは「新たな特定震災特例経営強化指導計画を主務大臣に提出し、当該特定震災特例経営強化指導計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合にあっては変更後の特定震災特例経営強化指導計画を」と、第三十四条第二項中「次に掲げる要件のすべて」とあるのは「第一号から第三号まで及び第五号」と、同条第三項中「第四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項（当該経営強化計画に同項第七号又は第十六条第一項第五号ロに掲げる方策が記載されている場合にあつては、第四項第一項第七号に掲げる方策を含む。）」とあるのは「第四条第一項第七号及び附則第十一条第一項第一号から第三号までに掲げる事項」と、同条第四項中「内容」とあるのは「内容並びに附則第十一条第一項第二号及び第三号に掲げる事項」と、同条第七項中「経営強化計画又は第五項」とあるのは「特定震災特例経営強化計画（この項において準用する前条第一項の規定により提出されたものを含む。）」又は第五項」と、「含む。」又は「若しくは」と、「」について」とあるのは「」又は当該特定震災特例経営強化指導計画（この項において準用する同条第二項の規定により提出されたものを含む。）について」と、同項の表前条第一項の項中「経営強化計画（第四条第一項第七号に掲げる方策を記載したものに限る。）」とあるのは「特定震災特例経営強化計画」と、第六十条中「又は理事」とあるのは「理事又は清算人」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5  
(略)

条第一項第二号及び第三号に掲げる事項」と、「経営強化指導計画を新たに」とあるのは「新たな特定震災特例経営強化指導計画を主務大臣に提出し、当該特定震災特例経営強化指導計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合にあっては変更後の特定震災特例経営強化指導計画を」と、第三十四条第二項中「次に掲げる要件のすべて」とあるのは「第一号から第三号まで及び第五号」と、同条第三項中「第四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項（当該経営強化計画に同項第七号又は第十六条第一項第五号ロに掲げる方策が記載されている場合にあつては、第四項第一項第七号に掲げる方策を含む。）」とあるのは「第四条第一項第七号及び附則第十一条第一項第一号から第三号までに掲げる事項」と、同条第四項中「内容」とあるのは「内容並びに附則第十一条第一項第二号及び第三号に掲げる事項」と、同条第七項中「経営強化計画又は第五項」とあるのは「特定震災特例経営強化計画（この項において準用する前条第一項の規定により提出されたものを含む。）」又は第五項」と、「含む。」又は「若しくは」と、「」について」とあるのは「」又は当該特定震災特例経営強化指導計画（この項において準用する同条第二項の規定により提出されたものを含む。）について」と、同項の表前条第一項の項中「経営強化計画（第四条第一項第七号に掲げる方策を記載したものに限る。）」とあるのは「特定震災特例経営強化計画」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5  
(略)

(総会等の特別決議等に関する特例)

第十二条 特定震災特例協同組織金融機関が第二十五条第一項の申込みに係る優先出資を発行する場合における信用金庫法第四十八条の三第一号、中小企業等協同組合法第五十三条第一号又は労働金庫法第五十三条第一号に掲げる事項に係る総会又は総代会(以下この条において「総会等」という。)の決議又は議決は、信用金庫法第四十八条の三、中小企業等協同組合法第五十三条又は労働金庫法第五十三条の規定にかかわらず、出席した会員、組合員若しくは代議員又は総代(次項において「会員等」という。)の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

2・3 (略)

第十三条及び第十四条 削除

(総会等の特別決議等に関する特例)

第十二条 特定震災特例協同組織金融機関が第二十五条第一項の申込みに係る優先出資を発行する場合における信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第四十八条の三第一号、中小企業等協同組合法第五十三条第一号又は労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第五十三条第一号に掲げる事項に係る総会又は総代会(以下この条及び附則第十四条第二項において「総会等」という。)の決議又は議決は、信用金庫法第四十八条の三、中小企業等協同組合法第五十三条又は労働金庫法第五十三条の規定にかかわらず、出席した会員、組合員若しくは代議員又は総代(次項において「会員等」という。)の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

2・3 (略)

(資本準備金に関する特例)

第十三条 附則第十一条第四項の規定において同条第三項の規定による決定を第二十八条第一項の規定による決定とみなして適用する第三十四条第一項に規定する対象協同組織金融機関等であつて協定銀行が現に保有する第二十五条第一項に規定する信託受益権等(附則第十一条第三項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得したものに限り。以下同じ。)に係る取得優先出資等に係る発行者又は債務者であるもの(以下「特別対象協同組織金融機関

等」という。)は、信託受益権等に係る優先出資の消却を行うため、優先出資法第四十二条第四項の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けて、消却に必要な額に限り、資本準備金の額を減少して、剰余金の額を増加することができる。

(自己優先出資の消却に関する特例)

第十四条 特別対象協同組織金融機関等は、前条の規定による資本準備金の額の減少及び剰余金の額の増加を行った場合又は資本準備金を計上していない場合には、優先出資法第四十四条第三項の規定にかかわらず、信託受益権等に係る優先出資の消却を行うため、資本金の額を減少して、剰余金の額を増加することができる。

2 特別対象協同組織金融機関等に係る信託受益権等に係る優先出資については、優先出資法第十五条第一項の規定により行う消却のほか、次に掲げる場合には、総会等の決議又は議決によって消却を行うことができる。

一 前項の規定により増加した剰余金の額をもって自己の信託受益権等に係る優先出資を取得して消却を行う場合

二 新たに発行する優先出資の払込金をもって自己の信託受益権等に係る優先出資を取得して消却を行う場合

3 前項の消却を行う場合には、消却後の普通出資の総額と優先出資の額面金額に消却後の発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額は、資本金の額を超えてはならない。

(認定の申請)

第十五条 附則第十一条第四項の規定において同条第三項の規定による決定を第二十八条第一項の規定による決定とみなして適用する第三十四条第一項に規定する対象協同組織金融機関等であつて協定銀行が現に保有する第二十五条第一項に規定する信託受益権等(附則第十一条第三項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得したものに限る。以下同じ。)に係る取得優先出資等に係る発行者又は債務者であるもの(以下「特別対象協同組織金融機関等」という。)は、信託受益権等の買取りがあつた日から起算して十年を経過する日(やむを得ない事情により当該日に申請をすることが困難であると主務大臣が認める場合にあつては、当該日から主務大臣が定める一定の期間を経過した日)までに、主務省令で定めるところにより、次条第三項の認定又は附則第十七条第二項の認定のいずれかを主務大臣に申請しなければならない。

(経営が改善した旨の認定)

第十六条 (略)

2~4 (略)

5 特別対象協同組織金融機関等が第三項の規定による認定を受けた場合には、第一項に規定する特別経営強化計画を第二十七条第一項

4 第二項の決議又は議決は、協同組織金融機関の定款の変更の決議又は議決の例による。

(認定の申請)

第十五条 特別対象協同組織金融機関等は、信託受益権等の買取りがあつた日から起算して十年を経過する日(やむを得ない事情により当該日に申請をすることが困難であると主務大臣が認める場合にあつては、当該日から主務大臣が定める一定の期間を経過した日)までに、主務省令で定めるところにより、次条第三項の認定又は附則第十七条第二項の認定のいずれかを主務大臣に申請しなければならない。

(経営が改善した旨の認定)

第十六条 (略)

2~4 (略)

5 特別対象協同組織金融機関等が第三項の規定による認定を受けた場合には、第一項に規定する特別経営強化計画を第二十七条第一項

に規定する経営強化計画と、第二項に規定する特別経営強化指導計画を同条第二項に規定する経営強化指導計画と、第三項の規定による認定を第二十八条第一項の規定による決定とそれぞれみなして、第四章（同項を除く。）及び第五章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同条第二項中「当該決定」とあるのは「附則第十一条第三項の規定による決定」と、同条第三項中「第一項の規定による決定について」とあるのは「附則第十一条第三項の規定による決定について、第八条の規定は当該決定に伴い信託受益権等の買取りを行う場合において協同組織金融機関が発行する当該信託受益権等に係る優先出資について」と、「（第一項）」とあるのは「（附則第十一条第三項）」と、第三十条第一項中「第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより信託受益権等の買取りを行った場合における第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出した協同組織金融機関」とあるのは「附則第十六条第三項の規定による認定を受けた特別対象協同組織金融機関等」と、同条第二項中「次に掲げる要件のすべて」とあるのは「第三号、第五号及び第六号に掲げる要件」と、同項第三号中「第四条第一項第七号又は第十六条第一項第五号に掲げる方策が記載されているときは、当該」とあるのは「記載されている第四条第一項第七号に規定する」と、同条第三項、第三十一条第一項及び第三十二条中「第二十八条第一項」とあるのは「附則第十一条第三項」と、第三十三条第一項中「第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権

に規定する経営強化計画と、第二項に規定する特別経営強化指導計画を同条第二項に規定する経営強化指導計画と、第三項の規定による認定を第二十八条第一項の規定による決定とそれぞれみなして、第四章（同項を除く。）及び第五章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同条第二項中「当該決定」とあるのは「附則第十一条第三項の規定による決定」と、同条第三項中「第一項の規定による決定について」とあるのは「附則第十一条第三項の規定による決定について、第八条の規定は当該決定に伴い信託受益権等の買取りを行う場合において協同組織金融機関が発行する当該信託受益権等に係る優先出資について、それぞれ」と、「同条第六項中」とあるのは「第五条第六項中」と、第三十条第一項中「第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより信託受益権等の買取りを行った場合における第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出した協同組織金融機関」とあるのは「附則第十六条第三項の規定による認定を受けた特別対象協同組織金融機関等」と、同条第二項中「次に掲げる要件のすべて」とあるのは「第三号、第五号及び第六号に掲げる要件」と、同項第三号中「第四条第一項第七号又は第十六条第一項第五号に掲げる方策が記載されているときは、当該」とあるのは「記載されている第四条第一項第七号に規定する」と、同条第三項、第三十一条第一項及び第三十二条中「第二十八条第一項」とあるのは「附則第十一条第三項」と、第三十三条第一項中「第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した

等に係る対象協同組織金融機関（当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第二項第一号若しくは第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したものは同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立されたものに限る。）とあるのは「附則第十六条第三項の規定による認定を受けた特別対象協同組織金融機関等」と、「協定銀行が当該信託受益権等」とあるのは「協定銀行が当該特別経営強化計画に係る附則第十一条第三項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等」と、「第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項」とあるのは「特別経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）及び第四条第一項第七号に掲げる事項」と、第三十四条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「附則第十一条第三項」と、同条第三項中「第四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項（当該経営強化計画に同項第七号又は第十六条第一項第五号に掲げる方策が記載されている場合にあつては、第四条第一項第七号に掲げる方策を含む。）」とあるのは「特別経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）」、第四条第一項第七号及び収益の見通し」と、同条第七項の表前条第一項の項中欄中「第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関（当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一

信託受益権等に係る対象協同組織金融機関（当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第二項第一号若しくは第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したものは同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立されたものに限る。）とあるのは「附則第十六条第三項の規定による認定を受けた特別対象協同組織金融機関等」と、「協定銀行が当該信託受益権等」とあるのは「協定銀行が当該特別経営強化計画に係る附則第十一条第三項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等」と、「第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項」とあるのは「特別経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）及び第四条第一項第七号に掲げる事項」と、第三十四条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「附則第十一条第三項」と、同条第三項中「第四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項（当該経営強化計画に同項第七号又は第十六条第一項第五号に掲げる方策が記載されている場合にあつては、第四条第一項第七号に掲げる方策を含む。）」とあるのは「特別経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）」、第四条第一項第七号及び収益の見通し」と、同条第七項の表前条第一項の項中欄中「第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関（当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二

項の規定により同条第二項第一号若しくは第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したものと又は同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立されたものに限る。）」とあるのは「附則第十六条第三項の規定による認定を受けた特別対象協同組織金融機関等」と、「協定銀行が当該信託受益権等」とあるのは「協定銀行が当該特別経営強化計画に係る附則第十一条第三項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等」と、同項下欄中「経営強化計画（第四条第一項第七号に掲げる方策を記載したものに限る。）」とあるのは「特別経営強化計画」と、「第二十八条第一項」とあるのは「附則第十一条第三項」と、第三十五条第二項第五号及び第三十六条第一項第三号中「第二十八条第一項」とあるのは「附則第十一条第三項」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十五条 特別対象協同組織金融機関等の理事若しくは清算人又は相手方金融機関の取締役、執行役若しくは理事は、附則第十八条第二項又は第十九条第二項の規定による報告を怠り、又は不正の報告をしたときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

(削る)

第十五条第一項の規定により同条第二項第一号若しくは第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したものと又は同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立されたものに限る。）」とあるのは「附則第十六条第三項の規定による認定を受けた特別対象協同組織金融機関等」と、「協定銀行が当該信託受益権等」とあるのは「協定銀行が当該特別経営強化計画に係る附則第十一条第三項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等」と、同項下欄中「経営強化計画（第四条第一項第七号に掲げる方策を記載したものに限る。）」とあるのは「特別経営強化計画」と、「第二十八条第一項」とあるのは「附則第十一条第三項」と、第三十五条第二項第五号及び第三十六条第一項第三号中「第二十八条第一項」とあるのは「附則第十一条第三項」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十五条 特別対象協同組織金融機関等の理事又は清算人(第二号にあつては、相手方金融機関の取締役、執行役又は理事を含む。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 附則第十三条の規定により主務大臣の認可を受けるべき場合に、その認可を受けなかったとき。

二 附則第十八条第二項又は第十九条第二項の規定による報告を怠り、又は不正の報告をしたとき。

改正案

現行

<p>(信託財産状況報告書の交付)</p> <p>第二十七条 信託会社は、その受託する信託財産について、当該信託財産の計算期間（信託行為においてこれより短い期間の定めがある場合その他の信託の目的に照らして受益者の利益に適合することが明らかなる場合として内閣府令で定める場合には、計算期間より短い期間で内閣府令で定める期間）ごとに、信託財産状況報告書を作成し、当該信託財産に係る受益者に対し交付しなければならない。ただし、信託財産状況報告書を作成し、受益者に交付しなくても受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第四十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 内閣総理大臣は、信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該信託会社から業務の委託を受けた者（その者から委託（二）以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項</p>	<p>(信託財産状況報告書の交付)</p> <p>第二十七条 信託会社は、その受託する信託財産について、当該信託財産の計算期間ごとに、信託財産状況報告書を作成し、当該信託財産に係る受益者に対し交付しなければならない。ただし、信託財産状況報告書を作成し、受益者に交付しなくても受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第四十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 内閣総理大臣は、信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該信託会社から業務の委託を受けた者に対し当該信託会社の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

及び次項において同じ。) に対し当該信託会社の業務若しくは財産  
に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職  
員に当該信託会社から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、  
当該信託会社の業務若しくは財産の状況に關して質問させ、若しく  
は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 5 6 (略)

(立入検査等)

第五十八条 (略)

2 内閣総理大臣は、外国信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営  
を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度に  
おいて、当該外国信託会社から業務の委託を受けた者(その者から  
委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以  
下この項及び次項において同じ。) に対し当該外国信託会社の業務  
若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ  
、又は当該職員に当該外国信託会社から業務の委託を受けた者の施  
設に立ち入らせ、当該外国信託会社の業務若しくは財産の状況に關  
して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることが  
できる。

3 5 (略)

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若  
しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

命じ、又は当該職員に当該信託会社から業務の委託を受けた者の施  
設に立ち入らせ、当該信託会社の業務若しくは財産の状況に關して  
質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができ  
る。

4 5 6 (略)

(立入検査等)

第五十八条 (略)

2 内閣総理大臣は、外国信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営  
を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度に  
おいて、当該外国信託会社から業務の委託を受けた者に対し当該外  
国信託会社の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは  
資料の提出を命じ、又は当該職員に当該外国信託会社から業務の委  
託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該外国信託会社の業務若しく  
は財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を  
検査させることができる。

3 5 (略)

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若  
しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇四 (略)

五 第二十四条第一項第一号(第七十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為(第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。)をした者

六 第二十七条第一項の規定による報告書(第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。以下この号において同じ。)

(を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者)

七〇十 (略)

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇三 (略)

四 第二十四条第一項第一号(第七十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為(第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。)をした者又は第二十四条第一項第三号若しくは第四号(これらの規定を第七十六条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者

五 第二十七条第一項の規定による報告書(第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。以下この号において同じ。)

(を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者)

六〇三十六 (略)

一〇四 (略)

(新設)

(新設)

五〇八 (略)

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇三 (略)

四 第二十四条第一項第一号、第三号又は第四号(これらの規定を第七十六条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者

(新設)

五〇三十五 (略)

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇七 (略)

(削る)

八 (略)

第九十八条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九十一条第五号若しくは第六号又は第九十二条 三億円以下の罰金刑

二 第九十三条（第三号、第十三号、第二十四号及び第三十三号を除く。） 二億円以下の罰金刑

三 (略)

四 第九十一条（第五号及び第六号を除く。）、第九十三条第三号、第十三号、第二十四号若しくは第三十三号、第九十四条（第五号及び第七号を除く。）又は第九十六条から前条まで 各本条の罰金刑

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇七 (略)

八 第二十七条第一項の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

九 (略)

第九十八条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九十二条 三億円以下の罰金刑

二 第九十三条（第三号、第十二号、第二十三号及び第三十二号を除く。） 二億円以下の罰金刑

三 (略)

四 第九十一条、第九十三条第三号、第十二号、第二十三号若しくは第三十二号、第九十四条（第五号及び第七号を除く。）又は第九十六条から前条まで 各本条の罰金刑

2

(略)

2

(略)

改正案				現行			
附則							
（認可特定保険業者等に対する保険業法の規定の準用） 第四条（略）							
<p>2 前項の規定により保険業法の規定を認可特定保険業者について準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>							
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第三百二十五条第六号	（略）	（略）	（略）	第三百二十五条第四号	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第三百二十一条第一項第四号	第三百二十五条（第三号、第四号、第七号及び第八号を除く）	第三百二十五条（第三号、第四号、第七号及び第八号を除き、平成十	（略）	第三百二十一条第一項第四号	第三百二十五条（第五号を除く）	第三百二十五条（第五号を除き、平成十七年改正法附則第四条第一項	（略）
附則							
（認可特定保険業者等に対する保険業法の規定の準用） 第四条（略）							
<p>2 前項の規定により保険業法の規定を認可特定保険業者について準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>							
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第三百二十五条第六号	（略）	（略）	（略）	第三百二十五条第四号	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第三百二十一条第一項第四号	第三百二十五条（第三号、第四号、第七号及び第八号を除く）	第三百二十五条（第三号、第四号、第七号及び第八号を除き、平成十	（略）	第三百二十一条第一項第四号	第三百二十五条（第五号を除く）	第三百二十五条（第五号を除き、平成十七年改正法附則第四条第一項	（略）

		<p>七年改正法附則第四条 第一項において準用す る場合を含む</p>
(略)	(略)	(略)

3(22) (略)

第四条の二 保険業法第二百七十五条第一項第二号の規定（この規定に係る罰則を含む。）は認可特定保険業者の保険契約に係る保険募集（保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいう。以下この条において同じ。）について、同法第二百八十三条（第二項第四号及び第三項を除く。）の規定は所屬認可特定保険業者（保険募集に係る保険契約の保険者となるべき認可特定保険業者をいう。以下この条において同じ。）のために行う保険募集について、同法第二百九十四条の規定は所屬認可特定保険業者のために保険募集を行う者について、同法第三百条の規定（この規定に係る罰則を含む。）は認可特定保険業者又は認可特定保険業者のために保険募集を行う者が行う当該認可特定保険業者の締結又は保険募集について、同法第三百九条の規定は認可特定保険業者に対し保険契約の申込みをした者又は保険契約者が行う保険契約の申込みの撤回又は解除について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下

		<p>において準用する場合 を含む</p>
(略)	(略)	(略)

3(22) (略)

第四条の二 保険業法第二百七十五条第一項第二号の規定（この規定に係る罰則を含む。）は認可特定保険業者の保険契約に係る保険募集（保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいう。以下この条において同じ。）について、同法第二百八十三条（第二項第四号及び第三項を除く。）の規定は所屬認可特定保険業者（保険募集に係る保険契約の保険者となるべき認可特定保険業者をいう。以下この条において同じ。）のために行う保険募集について、同法第二百九十四条の規定は所屬認可特定保険業者のために保険募集を行う者について、同法第三百条の規定（この規定に係る罰則を含む。）は認可特定保険業者又は認可特定保険業者のために保険募集を行う者が行う当該認可特定保険業者の締結又は保険募集について、同法第三百九条の規定は認可特定保険業者に対し保険契約の申込みをした者又は保険契約者が行う保険契約の申込みの撤回又は解除について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下

欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項	(略)	(略)	第三百十五條第七号	(略)	第三百二十七條の二第七号	第三百二十一條第一項第一号
(略)	(略)	(略)	第三百十五條第一項	(略)	(略)	第三百十五條第三号、第四号、第七号若しくは第
(略)	(略)	(略)	第三百條第一項(平成十七年改正法附則第四条の二において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)	(略)	(略)	第三百十五條第七号(平成十七年改正法附則

欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項	(略)	(略)	(新設)	(略)	第三百十七條の二第七号	(新設)
(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)	(新設)

	八号	第四条の二において準用する場合を含む。）
(略)	(略)	(略)

(特定保険業者であつた少額短期保険業者等に関する経過措置)

第十六条 (略)

2～14 (略)

15 第一項、第五項、第九項、第十項、第十三項又は前項の場合においては、保険業法第二条第十八項中「少額短期保険業を行う者」とあるのは「少額短期保険業（保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第十六条第一項、第九項、第十項、第十三項又は第十四項の規定により行う保険業を含む。）を行う者」と、同法第二百七十二條第一項中「少額短期保険業」とあるのは「少額短期保険業（保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項、第九項、第十項、第十三項又は第十四項の規定により行う保険業を含む。次条第一項第五号、第二百七十二條の四第一項第九号及び第十一号、第二百七十二條の五第二項及び第五項、第二百七十二條の九、第二百七十二條の十一第一項及び第二項、第二百七十二條の二十一第一項第一号、第二百七十二條の二十七並びに第三十五條第六号において同じ。）」と、同法第二百七十二條の二十六第一項第一号中「第十一号」とあるのは「保険業法等の一部を改正

(略)	(略)	(略)

(特定保険業者であつた少額短期保険業者等に関する経過措置)

第十六条 (略)

2～14 (略)

15 第一項、第五項、第九項、第十項、第十三項又は前項の場合においては、保険業法第二条第十八項中「少額短期保険業を行う者」とあるのは「少額短期保険業（保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第十六条第一項、第九項、第十項、第十三項又は第十四項の規定により行う保険業を含む。）を行う者」と、同法第二百七十二條第一項中「少額短期保険業」とあるのは「少額短期保険業（保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項、第九項、第十項、第十三項又は第十四項の規定により行う保険業を含む。次条第一項第五号、第二百七十二條の四第一項第九号及び第十一号、第二百七十二條の五第二項及び第五項、第二百七十二條の九、第二百七十二條の十一第一項及び第二項、第二百七十二條の二十一第一項第一号、第二百七十二條の二十七並びに第三十五條第四号において同じ。）」と、同法第二百七十二條の二十六第一項第一号中「第十一号」とあるのは「保険業法等の一部を改正

する法律附則第十六条第十五項において読み替えて適用する第二百七十二條の四第一項第十一号」とする。  
16  
18  
(略)

する法律附則第十六条第十五項において読み替えて適用する第二百七十二條の四第一項第十一号」とする。  
16  
18  
(略)

改正案

現行

附則 （認可特定保険業者等に対する保険業法の規定の準用） 第四条（略）		2 前項の規定により保険業法の規定を認可特定保険業者について準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	
		（略）	（略）
第三百三十三条各号列記以外の部分	（略）	取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
附則 （認可特定保険業者等に対する保険業法の規定の準用） 第四条（略）		2 前項の規定により保険業法の規定を認可特定保険業者について準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	
		（略）	（略）
第三百三十三条各号列記以外の部分	（略）	取締役、執行役、会計参与若しくは監査役	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第三百二十五条第七号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第三百二十一条第一項第四号	第三百二十五条(第三号から第五号まで、第八号及び第九号を除く	第三百二十五条(第三号から第五号まで、第八号及び第九号を除き、平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む	(略)	(略)	(略)

3～22 (略)

第四条の二 保険業法第二百七十五条第一項第二号の規定(この規定に係る罰則を含む。)は認可特定保険業者の保険契約に係る保険募集(保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいう。以下この条において同じ。)について、同法第二百八十三条(第二項第四号及

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第三百二十五条第六号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第三百二十一条第一項第四号	第三百二十五条(第三号、第四号、第七号及び第八号を除く	第三百二十五条(第三号、第四号、第七号及び第八号を除き、平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む	(略)	(略)	(略)

3～22 (略)

第四条の二 保険業法第二百七十五条第一項第二号の規定(この規定に係る罰則を含む。)は認可特定保険業者の保険契約に係る保険募集(保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいう。以下この条において同じ。)について、同法第二百八十三条(第二項第四号及

び第三項を除く。)の規定は所属認可特定保険業者(保険募集に係る保険契約の保険者となるべき認可特定保険業者をいう。以下この条において同じ。)のために行う保険募集について、同法第二百九十四条の規定は所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者について、同法第三百条の規定(この規定に係る罰則を含む。)は認可特定保険業者又は認可特定保険業者のために保険募集を行う者が行う当該認可特定保険業者の締結又は保険募集について、同法第三百九条の規定は認可特定保険業者に対し保険契約の申込みをした者又は保険契約者が行う保険契約の申込みの撤回又は解除について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第三百十五号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第三百二十一条 第一項第一号	第三百十五号第三号から 第五号まで、第八号若し	第三百十五号第八号(平成十七年改正法附則

び第三項を除く。)の規定は所属認可特定保険業者(保険募集に係る保険契約の保険者となるべき認可特定保険業者をいう。以下この条において同じ。)のために行う保険募集について、同法第二百九十四条の規定は所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者について、同法第三百条の規定(この規定に係る罰則を含む。)は認可特定保険業者又は認可特定保険業者のために保険募集を行う者が行う当該認可特定保険業者の締結又は保険募集について、同法第三百九条の規定は認可特定保険業者に対し保険契約の申込みをした者又は保険契約者が行う保険契約の申込みの撤回又は解除について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第三百十五号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第三百二十一条第 一項第一号	第三百十五号第三号、第 四号、第七号若しくは第	第三百十五号第七号(平成十七年改正法附則

(略)	くは第九号	(略)	第四条の二において準用する場合を含む。)
-----	-------	-----	----------------------

(特定保険業者であつた少額短期保険業者等に関する経過措置)

第十六条 (略)

2～14 (略)

15 第一項、第五項、第九項、第十項、第十三項又は前項の場合においては、保険業法第二条第十八項中「少額短期保険業を行う者」とあるのは「少額短期保険業（保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第十六条第一項、第九項、第十項、第十三項又は第十四項の規定により行う保険業を含む。）を行う者」と、同法第二百七十二條第一項中「少額短期保険業」とあるのは「少額短期保険業（保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項、第九項、第十項、第十三項又は第十四項の規定により行う保険業を含む。次条第一項第五号、第二百七十二條の四第一項第九号及び第十一号、第二百七十二條の五第二項及び第五項、第二百七十二條の九、第二百七十二條の十一第一項及び第二項、第二百七十二條の二十一第一項第一号、第二百七十二條の二十七並びに第三十五條第七号において同じ。）」と、同法第二百七十二條の二十六第一項第一号中「第十一号」とあるのは「保険業法等の一部を改正

(略)	八号	(略)	第四条の二において準用する場合を含む。)
-----	----	-----	----------------------

(特定保険業者であつた少額短期保険業者等に関する経過措置)

第十六条 (略)

2～14 (略)

15 第一項、第五項、第九項、第十項、第十三項又は前項の場合においては、保険業法第二条第十八項中「少額短期保険業を行う者」とあるのは「少額短期保険業（保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第十六条第一項、第九項、第十項、第十三項又は第十四項の規定により行う保険業を含む。）を行う者」と、同法第二百七十二條第一項中「少額短期保険業」とあるのは「少額短期保険業（保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項、第九項、第十項、第十三項又は第十四項の規定により行う保険業を含む。次条第一項第五号、第二百七十二條の四第一項第九号及び第十一号、第二百七十二條の五第二項及び第五項、第二百七十二條の九、第二百七十二條の十一第一項及び第二項、第二百七十二條の二十一第一項第一号、第二百七十二條の二十七並びに第三十五條第六号において同じ。）」と、同法第二百七十二條の二十六第一項第一号中「第十一号」とあるのは「保険業法等の一部を改正

する法律附則第十六条第十五項において読み替えて適用する第二百七十二條の四第一項第十一号」とする。  
16  
18  
(略)

する法律附則第十六条第十五項において読み替えて適用する第二百七十二條の四第一項第十一号」とする。  
16  
18  
(略)